

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
正規雇用1万人チャレンジ事業	878	985	△107				878	
トータルコスト	5,645千円（前年度 5,754千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	正規雇用1万人チャレンジ計画策定と計画の進捗状況管理や、共通認識による改善案の検討、正規雇用に関する実態調査等							
工程表の政策目標（指標）	正規雇用1万人創出の実現（平成27～30年度）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

若者をはじめ県内産業を担う様々な産業人材が定着できる就業環境の整備を目指し、民間との連携によって平成27年度から4年間で計1万人の正規雇用創出に向けた取組を推進する。

2 主な事業内容

(1) 正規雇用1万人チャレンジの取組方針

正規雇用1万人を創出するため、①魅力的な雇用の場の創出、②県内外からの人材確保・育成、③雇用の質の向上・正規雇用への転換を同時並行で取り組む。

(2) 目標値の内訳及び進捗状況（H29.10月末時点）

区分	H27～28		H29			H30	計
	目標	実績	目標	実績 (10月時点)	累計(進捗率)	目標	目標
雇用の場の創出(A)	4,282	5,036	2,446	1,477	6,513(71%)	2,385	9,113
商工業	2,655	3,131	1,550	806	3,937(69%)	1,515	5,720
観光	72	98	57	36	134(78%)	42	171
建設	130	296	65	10	306(118%)	65	260
医療・福祉	707	836	407	486	1,322(87%)	400	1,514
農林水産業	718	675	367	139	814(56%)	363	1,448
正規雇用への転換(B)	500	933	250	319	1,252(125%)	250	1,000
正規雇用創出 総計(A+B)	4,782	5,874	2,696	1,796	7,670(76%)	2,635	10,113

(3) 正規雇用1万人チャレンジ推進会議の開催（878千円）

経済、労働、観光、建設、医療福祉、農林水産、教育等関係35団体（県含む）で構成する会議を開催し、チャレンジ計画の進捗状況や課題を踏まえ、今後の取組方針を検討する。

3 これまでの取組状況・改善点

- 平成27年度にチャレンジ計画を策定した。平成27年～29年度（10月まで）で7,670人の雇用実績（進捗率は76%）となっており、4年間で1万人の正規雇用創出目標は達成可能な見通しである。
- 県内の有効求人倍率は1.70倍（平成29年12月）に上昇しており、雇用情勢が改善傾向にある一方で、企業の手不足が深刻化していることから、平成30年度（最終年度）は、「働き方改革」、「人材育成」の取組を強化していく。

<参考：県内の有効求人倍率の推移>

※（ ）内は正社員の有効求人倍率（原数値）

年度	H26	H27	H28	H29.12
全体	0.98 (0.55)	1.14 (0.66)	1.36 (0.80)	1.70 (1.13)
鳥取	0.89 (0.44)	1.06 (0.56)	1.23 (0.65)	1.60 (0.86)
倉吉	0.90 (0.51)	1.06 (0.59)	1.17 (0.66)	1.81 (1.06)
米子	1.12 (0.69)	1.27 (0.80)	1.56 (1.00)	2.13 (1.49)

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5 款 労働費
 1 項 労政費
 1 目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
正規雇用転換促進助成金事業	56,300	60,000	△3,700				56,300	
トータルコスト	62,656千円（前年度 66,358千円）[正職員：0.8人]							
主な業務内容	助成金に係る交付事務							
工程表の政策目標（指標）	非正規の状況にある従業員の正規雇用転換の促進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 正規雇用1万人の実現に向けて、非正規雇用から正規雇用への転換を図るため、非正規社員の正社員への転換を実現した事業者を助成し、正規雇用拡大を図る。</p> <p>2 主な事業内容 介護や建設、卸・小売業等において、現在、非正規である従業員を正規雇用に転換した事業者に対して、対象者1人につき30万円の助成金を支給する。 ※対象者がひとり親・障がい者の場合、10万円を加算する。</p> <p>(1) 助成金の概要 ア 対象となる業種・分野 介護・医療、建設・土木、農林水産、環境・エネルギー、観光、教育・研究、産業振興、暮らしの安全・安心、文化・スポーツ、子育て、地域社会貢献 等 イ 対象者 現在、有期雇用、パート、派遣社員等により非正規雇用されている者で、正規雇用に転換された者（国のキャリアアップ助成金の支給対象者を除く。） ウ 対象事業者 県内の中小規模事業者（ただし、1事業所あたりの助成対象は年度あたり10人を上限） エ 支給要件 非正規社員（派遣社員を含む）として6ヶ月以上雇用され、正規雇用に転換されていること。 ※正規雇用転換後1年以内に離職（自己都合を含む）した場合は、返還とする。</p> <p>(2) 事業実施期間 正規雇用1万人チャレンジ期間中（H27～H30）の実施を予定 ※正規雇用創出（転換）目標 1,000人（H27～H30）</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 ○平成27年8月20日から制度を開始し、利用件数も伸び続け、正規雇用創出につながっている。 ○平成28年度は支給対象要件である非正規雇用の期間を1年間から6ヶ月に短縮した。 ○平成29年度から10万円の加算要件に障がい者を対象者として拡充した。</p> <p>【平成27年度実績】 申請件数：24件 正規雇用転換人数：36人 【平成28年度実績】 申請件数：103件 正規雇用転換人数：188人 【平成29年度実績】 申請件数：130件 正規雇用転換人数：227人（12月末時点）</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県未来人材育成奨学金支援事業	236,825	243,424	△6,599			<寄附金> 3,900 <財産収入> 96 <雑入> 6 <基金繰入金> 40,815	192,008	
トータルコスト	240,003千円（前年度 245,014千円）[正職員：0.4人 非常勤職員：1.0人]							
主な事業内容	基金造成・管理、審査・認定・支払事務							
工程表の政策目標(指標)	地域を支える人材の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県未来人材育成基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要 県と産業界が協力して基金を設置し、県内に就職する大学生等の奨学金返還を助成し、I J Uターン並びに産業人材の確保を促進する。								
2 主な事業内容 県内産業界との連携のもと、「鳥取県未来人材育成基金」を設置し、県内に就職する大学生等が借り入れた奨学金の返還額の一部を助成する。 (1) 基金造成（193,000千円） 平成30年度も新たに基金造成を行い、必要額を取り崩しながら運用を行う。 (民間：3,900千円程度(目標)、県189,100千円。ただし、民間出捐分は取り崩さず果実運用する。) <※県の基金への出捐に対し国の特別交付税措置あり>								
(2) 助成内容								
項 目	概 要							
対象者	鳥取県内の対象業種に就職する次の奨学金を借り入れた大学等（大学、大学院・短大・高専）新卒者及び既卒者（35歳未満）※出身地は問わず、県内外の大学等を対象ア）日本学生支援機構1種（無利子）及び2種（有利子）の奨学金 イ）鳥取県育英奨学資金 ウ）その他の奨学金 ※県内対象業種に就職する日までに、支給対象者の認定を受けることが必要である。 ⇒認定申請時期を「大学3年生以上」から「大学1年生以上」に平成30年度より拡充（4年制大学の場合）							
対象業種	ア）製造業 イ）IT企業 ウ）薬剤師の職域（薬局、病院、医療機器・医薬品製造等） エ）建設業・建設コンサルタント業 オ）旅館・ホテル業 カ）民間の保育士・幼稚園教諭 キ）農林水産業 ※平成30年度より追加							
人 数	30年度 180人							
助成率 及び 限度額	区分	助成率		助成限度額				
	無利子奨学金	1/2		大学院・薬学部216万、大学144万、短大・高専72万				
有利子奨学金	1/4		大学院・薬学部108万、大学72万、短大・高専36万					
支給方法	助成金額を8年間に分け、対象者本人の就業継続と奨学金返還を確認した後に本人へ支払う。 ※支援対象者には8年間の県内での就業継続努力義務を課す。（自己都合により離職した場合は返還の対象となる） 【債務負担行為：平成31年度～平成44年度】188,620千円							
(3) 平成30年度助成額 40,815千円(27年度認定者 20,250千円、28年度認定者 14,895千円、29年度認定者 5,670千円)								
(4) その他 非常勤職員人件費等								
3 これまでの取組状況、改善点 ・産業人材の確保と若年者の県内就職、定着を促進するため、県内の製造業、IT企業、薬剤師の職域へ就職する大学生等の奨学金返還を助成する制度を平成27年9月1日からスタートした。 ・平成28年度は、業界の協力が得られた建設業・建設コンサルタント業、旅館・ホテル業を追加し、助成対象を180人に拡大、更に平成29年度には、保育士・幼稚園教諭の職域を追加してより多くの大学生等の県内就職を促した。 ・県内外の大学等や保護者、協賛企業等へ制度をPRし、制度創設以来、316人の認定申請・159人の県内就職となっている。(H29.12.28現在)								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5 款 労働費
1 項 労政費
1 目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立ハローワーク（鳥取・倉吉・八頭）設置事業	181,243	131,301	49,942	46,542		<雑入> 324	134,377	
トータルコスト	236,858千円（前年度 155,145千円）[正職員：7.0人 非常勤職員：23.5人]							
主な事業内容	県立ハローワークの設置・運営（職業相談・紹介、求人開拓、企業支援等）							
工程表の政策目標（指標）	就業支援・IJUと連動した人材確保							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地方版ハローワークの創設（職業紹介に関する権限移譲）を受け、「鳥取県立ハローワーク」を全国に先駆けて全県展開（新たに鳥取・倉吉・八頭に開設）し、県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった求職者と企業との一貫支援による効果的なマッチングを行う。

2 主な事業内容

(1) 開設場所・時期

名称	県立鳥取ハローワーク	県立倉吉ハローワーク	県立鳥取ハローワーク八頭分室（仮称）
時期	平成30年7月頃	平成30年4月頃	平成30年7月頃
場所	鳥取市内（鳥取駅構内）	倉吉市内（パ・ポルタ内）	鳥取県八頭庁舎内

※鳥取・倉吉には正職員を配置

(2) 県立鳥取・倉吉ハローワークの体制

女性活躍推進、若者やミドル・シニアへの相談・職業紹介、IJUターンや企業の人材確保等を重点的に支援する専門窓口を設置する。

女性活躍サポートセンター	家庭と両立しながら能力発揮したい女性を総合的にサポートする。子育てや介護をしながら働くために必要な総合情報を提供する。
IJUサポートセンター	県立東京・関西ハローワークと連携し、「就職」と「移住」をトータルサポートする。企業誘致や県内増設の採用予定情報も提供する。
若者・学生カフェ	若者や学生が気軽に就職情報を入手できる交流スペースを設置する。自己分析や就職活動をサポートし、就職後の悩み等、様々な相談にも応じる。
ミドル・シニアコーナー	正社員を目指すミドルと様々な働き方のニーズを持つシニアに一貫支援を行い、活躍の場を提供する。
企業支援コーナー	スタッフが積極的に企業訪問を行い、求職者に企業の魅力を伝えたり、人材確保のための働きやすい雇用環境整備の助言や求人条件の調整を行う。

(3) 県立ハローワークの機能強化

- 県立鳥取ハローワークに各県立ハローワークの活動を掌握する体制を整備し、全県的な取組の成果を出す。
- 学生を含めた就職支援関連業務や助成金等の業務を、職業紹介を行う県立鳥取ハローワークに集約し、現場のニーズをより一層取組に反映させる体制とする。
- 求職者の掘り起こし（土曜日開設、出張ハローワーク等）や人材確保に向けたきめ細やかなマッチングを行う。
- 東京・関西ハローワークに就職コーディネーターを各1名配置し、県内IJUターン就職支援を強化する。

3 これまでの取組状況

- 本県では平成29年7月に県立ハローワークを米子、境港、東京、関西の4カ所で開設し、就職者数、相談件数が着実に増加している。

<県立ハローワークの利用状況>

区分	7月	8月	9月	10月	11月	12月
新規求職者数	229人	264人	254人	147人	153人	128人
新規求人人数	258人	442人	234人	419人	475人	406人
就職決定人数	22人	62人	84人	90人	84人	81人
相談件数	1,391件	1,670件	1,983件	1,982件	2,361件	2,023件
就職率	9.6%	23.5%	33.1%	61.2%	54.9%	63.3%

【県立ハローワークならではの取組例】

- ・国のハローワークの情報に加え、県独自の情報を元に職業相談から職業紹介まで一貫支援
- ・個々の就業希望に応じた求人開拓・企業への働きかけ（希望する勤務時間の相互調整など）
- ・県立ハローワークのホームページから求人・求職登録、求職者検索が可能
- ・土曜日開所、集客施設への「出張ハローワーク」等による利用者の利便性向上

- 県内の有効求人倍率が1.70倍（平成29年12月）の高水準となる中、人手不足の解消や若者の県内就職促進、雇用ミスマッチ解消、産業人材確保の取組が必要である。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5 款 労働費
1 項 労政費
1 目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域活性化雇用創造プロジェクト事業	111,343	119,424	△8,081	86,658			24,685	
トータルコスト	127,233千円（前年度 135,320千円）〔正職員：2.0人〕							
主な事業内容	サービス産業の人材育成・確保に向けた事業主及び求職者への支援							
工程表の政策目標（指標）	雇用の質の向上、正規雇用の転換促進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

観光・食・健康という成長が期待される分野において、新たなサービス産業を創出し、良質な雇用の場を創出するとともに、それを実現するために必要な雇用環境の整備、人材育成、人材マッチングを行い、正規雇用の創出と地域産業の活性化を図る。
（国の「地域活性化雇用創造プロジェクト事業（以下略称「地プロ」）」を活用。平成29～31年度）

2 主な事業内容

観光・食・健康分野の「新たなサービス産業の創造と生産性向上」を推進するため、事業主と求職者に対し、次の事業を行う。

対象分野	観光分野、食分野、健康分野		
雇用創出業種	宿泊・飲食、卸小売、医療・福祉、IT、製造、物流等		
実施形態	行政機関、県内経済団体、金融機関、関係業界団体等からなる「鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会」へ委託して実施する。		
実施地域	県内全域	実施期間	平成29年度～31年度（3年間）
概算経費	約7.4億円（3年間）	雇用目標	3年間で約500名の正規雇用
補助率	国庫：8/10 県費：2/10（一部単県）		

(1) 事業推進・基盤整備メニュー（50,017千円）

事務局を設置してプロジェクトの事業運営を行うとともに、事業の普及啓発やサービス産業の魅力を紹介する冊子の作成等、情報発信の取組を行う。

<事業の概要>

（単位：千円）

区分	概要	事業費
地プロ事務局設置運営事業	事業を効果的に実施するため専門家の助言を得ながら事務局を運営する（専門家謝金・旅費、事業推進員給与、事務費等）。	37,279
協議会情報発信事業	協議会HP、県内のサービス産業で働く魅力を伝えるパンフレット、ポスター、募集チラシ、新聞広告等の広報費。	12,738

(2) 雇用拡大支援メニュー（事業主向け）（33,103千円）

セミナー開催や専門家派遣、ICT（情報通信技術）導入など、正社員化につながる経営支援や雇用管理改善支援などを行い、人材確保・定着を推進する。

<事業の概要>

（単位：千円）

区分	概要	事業費
サービスイノベーション支援事業	①イノベーション（注）セミナー事業 人材戦略の必要性やモデル事業の普及とネットワーク形成を図るためのセミナーを開催する。 注：画期的な新技術や物事の仕組みを創造し、世の中に変革を促すこと	3,403
	②人材活用力強化事業 雇用人材確保セミナーの開催、雇用管理改善や人材活用力強化に向けた企業・グループへの専門家等の派遣を行う。	24,358
	③先端ICT（情報通信技術）活用中核人材育成事業 先端ICT導入による雇用環境改善、人材育成、労務管理改善等の推進のためのICT導入セミナーや専門家派遣を行う。	5,342

(3) 就職支援・人材育成メニュー（求職者向け）（28,223千円）

業種の魅力を紹介し、求められるスキルを学ぶ研修、セミナーの開催や観光・食・健康分野のIJUターンを含めた人材確保支援などサービス産業への人材誘導と育成を支援する。

<事業の概要>

(単位：千円)

区分	概要	事業費
職業相談事業	鳥取県立ハローワーク及びミドル・シニア・レディース仕事ぶらざでの就職支援を行う。 ※「鳥取県立ハローワーク設置事業」ほかで計上	—
IJUターン就職促進事業	都市部の移住希望者を対象にしたIJUターン企業説明会、県内企業・就職の魅力を伝えるセミナー、企業との交流会を開催する。	6,352
サービス産業の人材育成・確保事業	①再チャレンジ就職サポート事業 サービス産業の魅力を紹介し、求められるスキルを学ぶための研修と個別面談、企業見学を一体的に実施する。	7,917
	②観光・食・健康分野人材確保支援事業 求職者を対象とした就職先の判断材料・不安解消となるセミナー、企業見学会、職場体験講習、パソコン講習を行う。	4,454
	③若年就職・定着支援事業 就職困難な若者の正規雇用に向けたコミュニケーション能力養成のセミナー、企業内実習訓練等による人材育成を行う。	9,500

3 これまでの取り組み状況、改善点

○事業（職業相談事業を除く。）による雇用実績

平成29年度の雇用目標39人に対し、平成29年10月末現在で108人の正規雇用を創出した。

○今年度の取組状況

(1) 雇用拡大支援メニュー（事業主向け）

項目	実施状況（12/12現在）
人材戦略・労務改善をテーマとしたセミナー・講座	13回開催（延べ106社参加）
観光分野を対象としたICT導入・活用に向けたセミナー・講座	3回開催（延31社参加）
専門家派遣	雇用環境改善支援10社、ICT導入・活用2社支援中
採用力強化のためのセミナー	3回開催（延59社参加）
合計	208社

(2) 就職支援・人材育成メニュー（求職者向け）

項目	実施状況（12/12現在）
女性の再チャレンジ就職サポート事業	2回開催（計20名参加）
若年就職・定着支援事業	セミナー開催済、企業内実習実施中（延べ41名参加）
就職先選びのポイントが分かるセミナー・企業見学	3回開催（延べ66名参加）
職場体験講習	2名受講済
オーダーメイド型パソコン講習	11名受講済
IJUターン就職促進事業	7回開催（計95名参加）
合計	235名

○平成30年度取組方針

- ・「雇用拡大支援メニュー（事業主向け）」では、求職者から選ばれるモデル事業所の創出に向けて、専門家によるチーム支援を通じた生産性向上と労務管理改善による雇用の拡大、採用力向上による人材の確保に重点を置いた支援に取り組む。
- ・「就職支援・人材育成メニュー（求職者向け）」では、求職者の減少傾向を踏まえ、県立ハローワーク等を通じた参加者の掘り起こしを行うとともに、求職者の自らの強みを求人担当者へ伝える手法や求人事業所の魅力を見極める選択眼を養うことに視点をのこした研修内容の充実に取り組む。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5 款 労働費
1 項 労政費
1 目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
女性・中高年者 就業支援事業	10,680	74,683	△64,003	1,687			8,993	
トータルコスト	13,064千円（前年度 77,067千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	委託業務の進行管理、就業支援機関との連携等							
工程表の政策目標（指標）	女性・中高年者等の就業支援：就職率を前年度以上とする							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

女性や高齢者などの就業支援と中小企業の人材確保を強化するため、「ミドル・シニア・レディース仕事ぶらざ」を鳥取地区に設置し、女性及び概ね40歳以上の求職者を対象に、求職者と企業双方のニーズにあった職業相談、職業紹介、求人開拓、マッチング等を行う。

2 主な事業内容

(1) ミドル・シニア・レディース仕事ぶらざの設置（平成30年6月まで（予定））

名 称	ミドル・シニア・レディース仕事ぶらざ鳥取
場 所	鳥取市扇町115-1（第一生命ビル1階）
配置人員	就業支援員 4名 女性就労支援コーディネーター 1名 高齢者就労支援コーディネーター 1名 企業支援コーディネーター 1名 計7名
利用時間	午前10時から午後6時まで（休館日：日曜、祝日、年末年始）

(2) 業務内容

求職者に対する就業に関する支援のほか、中小企業の人材確保を強化するため、以下の取組を実施する。

ア 求職者（女性・中高年）への支援

- 就職に関する相談、職業生活に関する相談
- 職業訓練、各種セミナー等に関する情報提供
- 求人開拓、求職者と企業とのマッチング
- 産休育休代替職員の登録、求人ニーズのある企業への紹介

イ 企業の人材確保に向けた支援

- 中小企業等の人材確保・定着に関する相談支援
- 雇用に関する助成金や支援制度に関する情報提供

3 これまでの取組状況、改善点

- ・求職者の希望に応じてハローワークの求人のほか職場開拓を行って独自に収集した求人情報をもとに企業とのマッチングを行い、就職に向けたきめ細やかな支援を実施し、就職決定者数・就職決定率ともに成果を上げている。

（H28年度＝就職決定者数：1,421人、就職率：68.5%）

- ・平成29年7月に、ミドル・シニア・レディース仕事ぶらざ米子は県立米子ハローワークに移行した。

- ・平成30年4月に、ミドル・シニア・レディース仕事ぶらざ倉吉は県立倉吉ハローワークに移行する。

<参考>年度別実績（平成29年度は12月末現在）

（単位：件、人）

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相 談 件 数	3,111	7,422	8,522	8,612	10,857	15,720	10,708
新 規 求 職 者 数	1,190	1,341	1,432	1,477	1,463	2,074	1,183
就 職 者 数	608	834	958	1,172	1,117	1,421	944

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

1目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
若年者就業支援事業	6,521	37,548	△31,027			〈雑入〉 9	6,512	
トータルコスト	11,288千円（前年度 55,034千円）【正職員：0.6人 非常勤職員：2.2人】							
主な業務内容	若者仕事ぶらざの設置及び若年者就業支援の実施 等							
工程表の政策目標（指標）	若年者の就業支援：おおむね45歳未満の就職率を前年以上とする							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取市に若年者の就業支援施設である「とっとり若者仕事ぶらざ」を設置し、支援員を配置して、若年者に対するきめ細やかな相談等を行いながら、職業意識の形成、職業人としての基礎的能力の習得を図り、早期就職・職場定着を促進する。

【若者仕事ぶらざの概要】（平成30年6月まで（予定））

名称	とっとり若者仕事ぶらざ
設置場所	鳥取市扇町7 〔鳥取フコク生命駅前ビル1階〕
対象者	おおむね45歳未満の者（在校生、在職含む）
開所日	月～土曜日（祝祭日、年末年始を除く）
開所時間	午前10時～午後6時

2 主な事業内容

（単位：千円）

項目	事業内容	予算額
若者仕事ぶらざ設置	若年者の就職支援をワンストップで行う「とっとり若者仕事ぶらざ」を設置・運営する。	2,177
若年者就業支援員配置	若年者の就職相談等に応じ、早期就職を支援する。 〈配置状況〉とっとり（4人）	4,344
合計		6,521

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成24年11月に、ハローワーク米子の移転にあわせ、「よなご若者仕事ぶらざ」を隣接して移転した。
- 平成25年4月に、「よなご若者サポートステーション」を開設し、ニート状態等の若者への生活・就職支援体制を強化し、あわせてとっとり及びよなごに若年者就業支援員を各1名ずつ増員し、若年者就業支援体制を強化した。
- 平成26年4月に、ととりに若年者就業支援員を1名増員し、東部地区の若年者就業支援体制を強化した。また、「若年者実践型就職講習」や「若年者就職・定着一貫支援事業」を実施し、若年者の職業意識形成の促進を図った。
- 平成29年7月に、よなご若者仕事ぶらざを県立米子ハローワークに移行した。
- 平成30年4月に、くらし若者仕事ぶらざを県立倉吉ハローワークに移行する。

〈若年者就業支援員（とっとり・くらし・よなご若者仕事ぶらざ）業務実績〉（単位：人、％）

年度	25	26	27	28	29（12月末）
新規登録者	3,212	2,746	2,465	2,248	1,043
就職者	2,426	2,157	1,880	1,728	994
就職率	75.5	78.6	76.3	76.9	95.3

※よなごは平成29年6月末まで

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
若者サポートステーション運営事業	23,532	22,386	1,146				23,532	
トータルコスト	26,710千円（前年度 23,976千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	若者サポートステーション事業の委託事務、普及啓発							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

他者とのコミュニケーションがうまく取れない若者、人間関係の悩みを抱える若者等、通常の就職相談だけでは就業が困難な若者が本県においても増加しつつある状況に対応し、若者の就業意欲・就職率の向上を図るために、国に認定された「若者サポートステーション」に対し、事業の一部を委託する。

2 主な事業内容

【若者サポートステーションの概要】

名 称	とっとり若者サポートステーション	よなご若者サポートステーション
設置場所	鳥取市扇町7 (鳥取フコク生命駅前ビル1階)	米子市末広町311 (イオン米子駅前店4階)
利用時間	平日・土曜日 10:00~18:00 (年末・年始、祝祭日を除く)	平日・第1・3土曜日 10:00~18:00 (年末・年始、祝祭日を除く)
開設日	平成20年6月2日	平成25年4月1日

※中部地区は、とっとり若者サポートステーションから週2回出張相談を行う。
※境港市、智頭町、岩美町、大山町、日野町等で毎月出張相談を行う。

【国、県の役割分担】

国（厚生労働省）	県
<本体事業> ○総合相談窓口の設置 キャリアコンサルタントの配置 サポートステーション運営経費 アウトリーチ（訪問支援）、高校連携強化 ○広報・周知、他機関との連携ほか <職場体験・就職支援> 企業等での就職・定着実践プログラム <定着・ステップアップ支援> 就職後の職場定着支援等	<若年者就業支援> ○心理カウンセリング （臨床心理士等の配置） ○グループワークの実施 ○社会人基礎力習得支援事業 （通称：「サポステ塾」） ○サポステ講演会の実施

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成20年6月に「とっとり若者サポートステーション」を開設し、県全域で相談業務等を開始した。
- 平成25年4月に県西部地域の相談体制を強化するため「よなご若者サポートステーション」を開設した。
- 平成26年4月に「社会人基礎力習得支援事業」を開始し、若年無業者のうち、高校中退や引きこもり等を経て就職活動を行っている若者に対して、就職に最低限必要な生活習慣や知識等を習得する支援を実施した。
- 平成28年度に就労に向けたプログラム「ホンキの就職」を導入し、利用者の段階に合わせた就職支援を提供している。

（相談件数）

（単位：件、%）

年 度	H26	H27	H28	H29 (12月まで)
とっとり	1,692	1,475	1,449	997
よなご	1,885	3,081	3,344	2,343
計	3,577	4,556	4,793	3,340
進路決定率	54.6	75.4	81.9	74.6

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県ふるさとハローワーク運営事業	1,914	10,112	△8,198			〈雑入〉 4	1,910	
トータルコスト	3,503千円（前年度 13,291千円）[正職員：0.2人 非常勤職員：0.5人]							
主な業務内容	職業相談、職場定着支援、講習受講斡旋、能力開発支援の実施							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的

ハローワークが廃止された八頭郡の住民に対し、国・県・地元町が協力して「鳥取県ふるさとハローワーク八頭」を設置し、職業相談・職業紹介等、就業支援のサービスを提供する。

2 主な事業内容

「鳥取県ふるさとハローワーク八頭」に就業支援員を2名配置し、求職者に対してきめ細やかな就職支援を行う。

○鳥取県ふるさとハローワーク八頭の概要（平成30年6月末まで（予定））

名称	鳥取県ふるさとハローワーク八頭
設置場所	八頭庁舎別館1階 （八頭郡八頭町郡家100）
設置日	平成20年4月1日
開所	8時30分～17時15分（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）
運営管理	国（平成28年7月19日～）
機能	【県】・就業支援員による就業支援、職場定着支援、出張相談 【国】・相談員による職業相談・職業紹介 ・求人情報検索機の設置 ・雇用保険給付業務等（毎週2日）

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成21年3月に県の支援員を各1名から各2名に増員し、支援体制を強化した。また、開所時間を9時～17時から、8時30分～17時15分に延長してサービスの向上に努めた。
- ふるさとハローワーク境港は平成27年7月21日から、ふるさとハローワーク八頭は平成28年7月19日から新たに雇用保険業務を開始し、更なる就業支援の充実とワンストップサービスを進め、地域住民の利便性向上と機能の強化を図った。
- 平成29年7月にふるさとハローワーク境港は県立境港ハローワークに移行した。
- 平成30年7月にふるさとハローワーク八頭は県立鳥取ハローワーク八頭分室（仮称）へ移行を予定している。

（県就業支援員新規相談者数）

（単位：人）

年度	25	26	27	28	29（12月末）
八頭	389	324	265	212	145
境港	392	320	357	359	61※
計	781	644	622	571	206

※境港は平成29年6月末まで

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県技術人材バンク運営事業	1,197	16,068	△14,871			〈雑入〉 2	1,195	
トータルコスト	3,581千円（前年度 20,042千円）〔正職員：0.3人、非常勤0.3人〕							
主な業務内容	技術人材バンクの運営管理 等							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

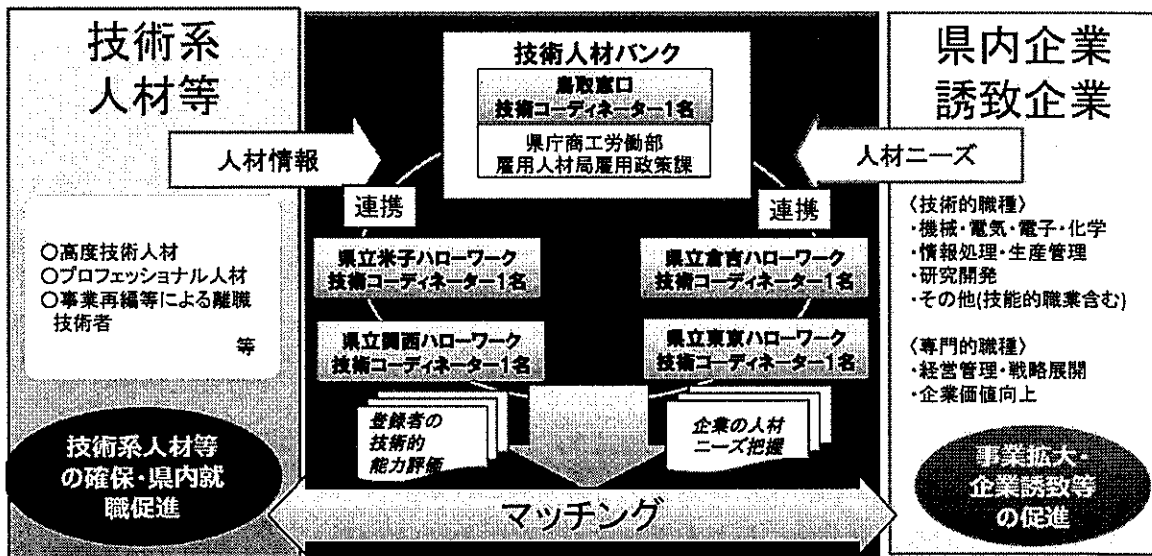
1 事業の目的・概要

県内企業への就職を希望する技術的・専門的人材（求職者）の情報と技術的・専門的人材を求める県内企業（求人企業）の求人情報を蓄積し、求職者の能力評価、求人企業の人材ニーズの詳細な把握等により、専任のコーディネーターが両者の最適なマッチングを支援する「鳥取県技術人材バンク」を運営し、技術系人材の県内就職及び県内企業の技術系人材の確保を促進する。

2 主な事業内容

(1) 実施体制（平成30年7月に技術人材バンクは県立鳥取ハローワークに移行予定）

商工労働部雇用人材局雇用政策課内に技術コーディネーター1名を配置する。



(2) 業務内容

- ① 求職者情報の収集・登録と能力評価
バンク独自のネットワークや関係機関との連携等により、求職者情報を収集・登録し、登録者との面談等により技術的・専門的能力の評価を実施する。
- ② 求人情報の収集・登録と人材ニーズ把握
企業訪問等により求人情報を収集・登録し、求人企業からの聞き取りにより、企業の人材ニーズを詳細に把握する。
- ③ 求職者と求人企業とのマッチング
求職者、求人企業の登録情報を元に、最適なマッチングを実施する。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成28年度から県外コーディネーターを各県外本部（東京・大阪）に配属し、県外本部及びふるさと鳥取県定住機構の県外窓口との連携を強化した。
- ・平成29年7月に県立ハローワーク（米子、東京、大阪）に技術コーディネーターを各1名ずつ配置した。
- ・平成30年4月に県立倉吉ハローワークに技術コーディネーター1名の配置を予定している。

<登録状況>（平成30年1月5日現在）

有効求職登録者数：109名 有効求人登録数：434名（98社）
マッチング成立件数：延べ173件（※県立ハローワーク移行後の件数は除く）

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりプロフェッショナル人材確保事業	18,116	33,000	△14,884	9,058			9,058	
トータルコスト	19,705千円（前年度 34,590千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点との連携及び関係機関との調整							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明				【「地方創生推進交付金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要 県内の中小企業が「攻めの経営」に転換していくための「ビジネス戦略」（販路開拓、海外、IT・広報戦略等）を立て、それを実現できる「プロフェッショナル人材」のIJUターンを促進するため、「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、プロフェッショナル人材の採用を支援する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点の設置 ・委託先 一般社団法人鳥取県経営者協会 ・場所 三井生命ビル（4F）ビジネスサポートオフィスとっとり隣 （平成30年7月以降は、県立鳥取ハローワーク内に移転） ・拠点の体制：マネージャー（1名）、サブマネージャー（1名） (2) 県立ハローワークの人材獲得機能強化 県立鳥取ハローワークの開設（平成30年7月）にあわせ、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点を県立鳥取ハローワーク内に設置し、連携体制を強化するとともに、本事業の機能を県立ハローワークに移行し、県立ハローワークの機能強化を図る。 ① 県立ハローワークととっとりプロフェッショナル人材戦略拠点のチームによる企業支援 ・県立ハローワーク職員とプロフェッショナル人材戦略拠点職員によるチームで県内企業を訪問し、情報共有を行い、企業のニーズに応じて対応する。 ・企業のニーズに応じて、「無料職業紹介での人材確保」又は「有料職業紹介での人材確保」の両方の支援を行い、サービスを向上させる。 ・マネージャーが持っている採用ノウハウ等を県立ハローワーク支援員に移行する。 ② 人材ニーズ取り次ぎによる県立ハローワークのマッチング促進 拠点が掘り起こした良質な人材ニーズを、県立ハローワークに取り次ぎ、県立ハローワークのプロフェッショナル人材のマッチングを促進する。 ③ 県立ハローワークと都市部大企業とのネットワーク構築 ・本事業で取組んできた大企業連携に基づく人材交流（出向・派遣・転籍）を県立ハローワークと一体的に推進し、県立ハローワークと都市部大企業のネットワークを構築する。 ・マネージャーが大企業連携先から入手した人材リストに基づき、県立ハローワークにおいてマッチングを行う。</p> <p>3 これまでの取組状況 ○平成27年11月26日に「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」を開設し、平成28年1月6日に「プロフェッショナル人材戦略マネージャー」が就任した。 ○平成29年12月末までの活動状況（拠点を開設してからの件数）</p>								
相談		経営者からの相談件数（人材・経営等）					169件	
		事業説明会を実施した企業数					307件	
取り次ぎ		民間人材ビジネス業者への取り次ぎ件数					87件	
成約		成約件数（県外からのプロ人材） （主な事例） ・品質管理・プロジェクトマネージャー（IT企業） ・兼業事例 ・常務取締役CFO（製造業） ・都市部大企業との連携（転籍）事例 ・都市部大企業との連携研修（IT企業）					23件	

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
IJUターン県内就職促進強化事業	18,664	30,263	△11,599	9,332			9,332	
トータルコスト	21,048千円（前年度 32,647千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	県内へのIJUターンによる正規雇用の促進等							
工程表の政策目標（指標）	IJUターン就職の促進：IJUターン希望者への情報提供の充実等により、就職環境を整備する。							
事業内容の説明				【「地方創生推進交付金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要 県外から県内中小企業の人材を確保するため、ふるさと鳥取県定住機構と連携し、また、同窓会等を通じて情報発信を強化するなどにより、県内へのIJUターンを促進する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 就職コーディネーター（学校関係担当）の設置（10,000千円） ＜公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構へ委託＞ 大学生等のIJUターン就職を促進するため、専門のスタッフ（就職コーディネーター（学校関係担当））を大阪、鳥取（中四国担当）に配置し、学生に対する情報発信、相談者の状況を的確に把握し、相談の着実な積み重ねを行い、学生の県内就職を促進する。 また、大学の就職担当窓口との綿密なパイプを構築し、各種の就職フェア実施の際に、学生への周知を的確に行うなど、学内でのイベント等も効果的に実施できるよう調整する。 ①配置人数 ア 関西圏大学担当 1名（大阪） イ 中四国大学担当 1名（鳥取） ②業務内容 ア 大学（関西圏・中四国）の就職支援部門や本県出身学生への県内就職情報の提供 イ 学内で実施するイベント（就職相談会・交流会等）の実施に係る働きかけ</p> <p>(2) 企業紹介フェア（4,905千円） 年末に帰省する学生等を対象とした企業紹介フェア（12月下旬）を開催し、県外に進学した学生等のUターン就職につなげる。</p> <p>(3) 同窓会を利用した情報発信事業（3,759千円） 鳥取県へのUターン就職を促進するため、同窓会等へ県内就職関連情報を提供する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 ○関西圏では、就職支援協定等締結大学との緊密な関係が構築されており、学内でのU・Iターン就職相談会などに積極的に参加している。 また、平成28年度から新たに中四国大学担当をふるさと鳥取県定住機構に配置し、大学等を訪問し、就職担当窓口との関係を構築することにより、とっとり就活応援交流会等の学内イベントに開催につなげることができた。 就職コーディネーターの取組実績（H29.12末現在） ※（ ）は一般求職者含む 相談件数：3,895件（4,839件）、大学等訪問等件数：270件（307件）、就職内定者数：12人</p> <p>○平成27年度から年末に帰省する学生（主に就活前の学生）を対象とした「とっとり企業紹介フェア」を県内の多くの企業と学生が一堂に会して開催しており、県内企業を知っていただく機会となっている。 ・開催日：平成29年12月27日 ・場所：鳥取産業体育館 ・参加企業：74社、来場者数 130人（学生129人 一般1人）</p> <p>○平成30年度から、東京、関西に配置していたIJU担当コーディネーターを県立東京ハローワーク及び県立関西ハローワークへ配置し、IJUターン就職体制の強化を図る。</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
労働移動緊急対策事業	11,750	51,500	△39,750				11,750	
トータルコスト	14,928千円（前年度 54,679千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	労働移動受入奨励金の支給事務							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

事業の再編、縮小等に伴う人員削減により離職する人を正規雇用した県内企業に対して奨励金を支給することで、企業間の「労働移動」を支援し、雇用の維持・安定を図る。

2 主な事業内容

(1) 対象となる離職者

(公財)産業雇用安定センターに移籍支援登録をしている企業の離職予定者で、ハローワーク、(公財)産業雇用安定センター又はその他の職業紹介事業者（以下「ハローワーク等」という。）に求職登録している者等とする。

(2) 対象となる送出企業・受入企業の業種

鳥取県地域産業活性化基本計画の集積業種（31業種）など県が認めた業種
(例) 電子部品・デバイス・電子回路製造業、食料品製造業、情報サービス業など

(3) 奨励金の額 1人あたり50万円（6ヶ月ごとに25万円）

(4) 支給要件

<送出側の主な要件>

次のいずれにも該当する送出企業

○次のいずれかに該当する企業

- ・最近3か月の生産量等が前年同期に比べ概ね10%減少している。
- ・最近3か月の雇用保険被保険者数が、前年同期に比べ増加していない。

○事業縮小等により30人以上の離職者を発生させる企業

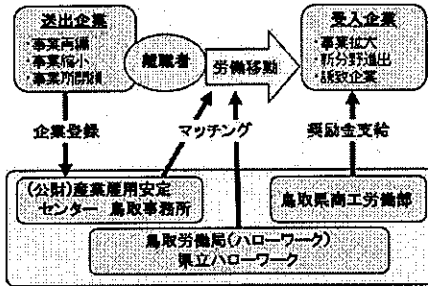
<受入側の主な要件>

○県内に所在する事業所で、対象離職者をハローワーク等の紹介により正規雇用すること。

○雇入れの日の6か月前～正規雇用から1年経過後までに事業主都合解雇がない。

○送出企業と経済的に独立している。（親会社、子会社、関連会社は対象外）

(5) 労働移動支援の仕組み



3 これまでの取組状況、改善点

- ・電気機械関連産業を中心に事業縮小や事業再編に伴う従業員の再配置が進められ、離職を余儀なくされる人が多数見込まれたことから、平成24年度に制度を創設した。
- ・平成27年4月に支給対象期間を見直し、離職者の速やかな再就職に繋げるため、離職後1年以内に再就職した場合に奨励金を支給することとした。
- ・平成28年4月に送出企業の認定要件及び奨励金支給額の見直しを行った。

<実績（H30.1.16現在）>

年度	正規雇用人数	うち奨励金支給人数	送出企業認定社数
H24	21人	0人	9社
H25	157人	41人	14社
H26	67人	107人	8社
H27	64人	52人	13社
H28	30人	37人	2社
H29	9人	10人	1社
計	348人	247人	47社

※支給人数については、第1回目の申請年度により区分する。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者就業定着支援事業	71,986	85,907	△13,921			<雑入> 10	71,976	
トータルコスト	90,260千円（前年度 101,803千円）[正職員：2.3人 非常勤職員：1.0人]							
主な事業内容	障がい者の雇用と職場定着の推進							
工程表の政策目標（指標）	障がい者の就業支援：障がい者就業者数の増 （平成26年度末2,545人→平成30年度末3,600人以上）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「障がい者新規雇用1,000人創出」と平成30年4月の障害者法定雇用率2.2%への改正に向け、障がい者の就業定着支援の強化に取り組む。

2 主な事業内容

(1) 障がい者定着支援事業

(単位：千円)

区分	事業費	事業概要
訪問型ジョブコーチ設置促進事業	9,000	訪問型ジョブコーチを配置する社会福祉法人等に対してその活動費の一部を助成する。(13人)
訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業	390	ジョブコーチ資格を取得するため、訪問型ジョブコーチ養成研修に職員を派遣する社会福祉法人等に対して派遣費用の一部を助成する。(年間3名)
県版ジョブコーチセンター設置事業	15,194	県中・西部に県版ジョブコーチセンターを設置し、中・西部におけるジョブコーチ支援を行う。
障がい者仕事サポーター養成研修事業	656	企業内に障がいを正しく理解し、日常的に障がい者を現場で支援する「とっとり障がい者仕事サポーター」を養成し、障がい者の職場定着及び活躍できる体制を構築する。(養成研修：県内3地区、年6回)
【新規】企業在籍型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業	195	ジョブコーチ資格を取得するため、企業在籍型ジョブコーチ養成研修に社員を派遣する企業等に対して派遣費用の一部を助成する。(年間3名)
合計	25,435	

(2) 障がい者就業支援事業

(単位：千円)

区分	事業費	事業概要
障害者就業・生活支援センター支援事業	36,286	障害者就業・生活支援センター（3箇所）に、職場開拓支援員及び定着支援員等を各1名配置する。
障がい者雇用アドバイザー配置事業	4,249	障がい者雇用アドバイザー（県非常勤）を1名配置し、企業トップ等に対して障がい者の新規雇用等の働きかけを行う。
障がい者職場実習	2,605	職場実習の受入事業所に謝金、実習者に奨励金を支給する。
障がい者就労ネットワーク事業	1,274	障がい者就労ネットワーク会議の開催、聴覚障がい者の就労支援（手話通訳の派遣）等
【新規】障がい者雇用企業見学マッチング事業	300	障がい者を雇用する予定の企業に対し、県が関係機関等と連携して企業見学先をコーディネートする。見学受入企業には謝礼金を支給する。(年間10社)
【新規】職業準備性を高めるためのテキスト普及事業	270	障がい者が一般就労するために必要な技能（あいさつ、身だしなみ、コミュニケーション等）を習得するためのテキストを普及するための講習会を開催する。
合計	44,984	

(3) 障がい者雇用推進啓発事業

(単位：千円)

区分	事業費	事業概要
障がい者雇用推進啓発事業	1,567	障がい者雇用優良事業等の知事表彰、障害者就業・生活支援センターのホームページの運営、企業説明会の開催等

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成27年7月に「障がい者新規雇用1,000人創出に向けたロードマップ」を策定し、PDCAサイクルを取り入れながら障がい者の雇用の場の創出等に取り組んでいる。
- 平成29年3月末現在の本県の障がい者就業者数は2,952人、同年6月現在の障がい者実雇用率は2.16%となり、いずれも過去最高を更新した。
- 平成29年度は、新たに障がい者の職場定着を更に推進するため、日常的に働く現場で障がい者を支える「とっとり障がい者仕事サポーター」養成講座を開催し、147人のサポーターを養成した。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
特例子会社設立等助成金	1,875	13,125	△11,250				1,875	
トータルコスト	2,670千円（前年度 13,920千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	特例子会社又は企業内障がい者多数雇用施設の設定							
工程表の政策目標指標	障がい者の就業支援：民間企業における障がい者雇用率を2.2%以上とする							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

特例子会社*又は企業内障がい者多数雇用施設*の設置を支援し、障がい者の新規雇用を創出していくことを目的として助成金を支給する。

*特例子会社：親会社に合算して障がい者実雇用率が算定できる。雇用される障がい者が5人以上で全従業員に占める割合が20%以上、かつ障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上あること。

*企業内障がい者多数雇用施設：新たに雇用する障がい者のうち重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の占める割合が30%以上あること。

2 主な事業内容

障がい者を新たに雇用して、特例子会社又は企業内障がい者多数雇用施設を設立した事業主に対し、助成金を支給する。

支給要件	「特例子会社」を設立する場合又は「企業内障がい者多数雇用施設」を設置し、かつ新規正規雇用の障がい者が5人以上であること。（福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、施設外就労等の福祉的就労者をそのまま一般企業で雇用する場合も対象とする。）
支給時期	事業開始の日から6か月後に1/2、1年6か月後に1/4及び2年6か月後に1/4の分割支給とする。（6か月後以降の支給分は債務負担行為を設定）
対象となる施設等	作業施設、管理施設、福祉施設及びそれに関連した設備・備品で該当施設・設備等を事業主自ら所有するものであること。施設・設備の設置・整備が、受給資格認定日の翌日から6か月以内に行われること。

<支給区分>

企業規模別	設置・整備に要した費用(A)	新規障がい者雇用数	補助金支給額(千円)				合計(B)	B/A
			6か月後	1年6か月後	2年6か月後			
中小企業	150万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500	1/2	
	300万円以上	10人以上	10,000	5,000	5,000	20,000	2/3	
	450万円以上	15人以上	15,000	7,500	7,500	30,000		
大企業	150万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500	1/2	
	300万円以上	10人以上	7,500	3,750	3,750	15,000		
	450万円以上	15人以上	11,250	5,625	5,625	22,500		

* 企業内障がい者多数雇用施設設置時の場合は設置・整備に要した費用が「150万円以上」かつ新規障がい者雇用数「5人以上」の区分のみの支給とする。中小企業の場合「300万円以上」かつ「10人以上」の場合は原則国の制度を活用

【参考】(国) 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

設置・整備に要した費用(A)	新規障がい者雇用数	補助金支給額(千円)				合計(B)	B/A
		6か月後	1年6か月後	2年6か月後			
300万円以上	10人以上	10,000	5,000	5,000	20,000	2/3	
450万円未満	10~14人						
450万円以上	15人以上	15,000	7,500	7,500	30,000		

3 これまでの取組状況、改善点

平成28年度と29年度にそれぞれ県内1社が本助成金を活用して「企業内障がい者多数雇用施設」を設立し、障がい者の新規雇用10名（製造業及び農業各5名）に繋がった。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5 款 労働費
1 項 労政費
1 目 労政総務費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
労政行政費	3,867	4,665	△798	156			3,711	

トータルコスト 13,401千円（前年度 14,203千円） [正職員：1.2人]

主な業務内容 補助金事務、調査事務、研修会開催事務、関係機関との連絡調整 など

工程表の政策目標（指標） 働き方に対する意識改革や良好な職場環境の改善の促進：経済界・労働界や関係機関が一体となって、ワークルールを守る雇用環境を整備する。

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

労働行政の推進、労使関係団体との連絡調整、労働者団体が実施する社会貢献活動等への助成及び企業等に対する人権・同和問題への啓発等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業区分	事業費	事業内容
企業内人権啓発推進事業	1,955	・企業人権啓発相談員の設置（2名） ・同和問題等雇用連絡協議会の開催（2回） ・公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催（3地区×3回）
雇用改善推進事業	100	建設労働者の雇用の改善に係る優良事業所等の表彰に要する経費
鳥取県労働者団体社会貢献活動等支援補助金	320	労働者団体が行う労働者福祉の向上のための啓発活動及び社会貢献活動に係る経費の補助（2団体）
労使関係総合調査（国委託）等の事務に要する経費等	1,492	県内労働組合の実態に関する調査等の事務に要する経費
合計	3,867	

3 これまでの取組状況、改善点

- 採用面接の際に気を付けるべきポイントや不適切な質問事例を一つの冊子にまとめた「公正採用選考ハンドブック（面接質問事例集）」を県内企業に提供した。
- 就職面接における違反事例の撲滅や企業内での人権教育の取組を促進するため、企業内の面接要員への周知徹底を依頼するなどの対策を講じつつ、公正採用選考人権啓発推進員研修会（鳥取労働局共催）を3会場で年に3回開催した。
- 労働者団体が行う労働者福祉の向上のための啓発活動及び社会貢献活動（エコライフ推進活動、コミュニケーション支援活動、自然環境保全活動等）を支援している。
- 県内の労働組合を対象に、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況及び活動実態を調査し、労働行政の基礎データを収集した。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	170,664	148,659	22,005				170,664	
事業内容の説明 一般職員24名（雇用人材局）の人件費								

5款 労働費
2項 職業訓練費
1目 職業訓練総務費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	142,220	155,738	△13,518				142,220	
事業内容の説明 一般職員20名（雇用人材局、産業人材育成センター）の人件費								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉱業費
1目 工鉱業総務費

就業支援課(内線:7229) → 事業実施:雇用政策課
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																					
学生等県内就職加速化事業	44,093	75,203	△31,110	15,656			28,437																																					
トータルコスト	57,600千円(前年度 88,715千円) [正職員:1.7人]																																											
主な事業内容	小中高生へのキャリア教育、若者への就職情報発信、交流会・セミナーの開催、大学と連携した事業の実施等																																											
工程表の政策目標(指標)	高校・大学、産業界等と連携した若者の県内就職・定着の促進																																											
事業内容の説明	【「地方創生推進交付金」充当事業】																																											
1 事業の目的・概要	優秀な学生の県内企業への就職促進を図るため、小中高生向けのキャリア教育の充実や採用力を向上させるセミナー、各企業の課題への個別コンサルなどの取組を強化する。																																											
2 主な事業内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(1) 小学生、中学生、高校生向けキャリア教育の充実 (1,683千円)</td> </tr> <tr> <td>小中高生向けキャリア教育の充実</td> <td>・教員、PTA役員等の保護者を対象とした産業(企業)見学会 ・【新規】小学生向け副教材の作成(小学校の授業で活用、25,000部作成) ・高校生のキャリア教育支援(普通科校10校、とっとりインターンシップ推進事業で実施)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 若者に届く情報発信の強化 (24,736千円)</td> </tr> <tr> <td>とっとり就活サイトの運営</td> <td>ふるさと鳥取県定住機構に情報発信専門員を1名配置し、とっとり就活サイト「とりナビ」を運営し、若者にきめ細かく分かりやすい発信を行う。</td> </tr> <tr> <td>【新規】学生による県内企業の情報発信</td> <td>大学生が自ら記者となって企業取材し、県内企業紹介記事をとりナビサイトに掲載するための活動費を助成する。</td> </tr> <tr> <td>大手就活専門企業による特設サイトの開設</td> <td>大手就活サイト内で鳥取県の特設サイトを運用し、DM等を用いて鳥取県にゆかりのある学生にとりナビやインターンシップの情報を配信する。 (掲載期間H30.4.1~H30.9.30)</td> </tr> <tr> <td>専門家による学生・保護者向けUターンセミナー</td> <td>県外企業と県内企業の就活方法、県外就職と県内就職のメリット・デメリット、インターンシップを活用した県内就職のための学生及び保護者向けのUターンセミナーを開催する。(東部・西部)</td> </tr> <tr> <td>県内企業の情報誌発行</td> <td>学生・生徒・Uターン者を対象に、県内産業の動きや若者の活躍を紹介する情報誌を発行する。(キメタ!鳥取で働こう。第4弾 60,000部)※中学生にも配布</td> </tr> <tr> <td>保護者への就職サポート支援</td> <td>保護者等に県内産業の動きや若者が企業で活躍している情報を地元紙で発信する。(連載8回、特集1回)</td> </tr> <tr> <td>中小企業の情報発信支援事業</td> <td>中小企業が大手就職サイト等を利用する場合の経費の一部を助成する。(10社)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3) 大学との連携強化、学生が鳥取企業に関わる機会の提供 (5,493千円)</td> </tr> <tr> <td>大学との連携事業</td> <td>県内外の大学等における県内企業説明会、県内大学生向けの県内企業見学会を開催する。</td> </tr> <tr> <td>とっとり就活応援団事業</td> <td>・県内企業若手社会人を「とっとり就活サポーター」として委嘱し、県内外大学での交流会を開催し、県内就職の魅力をPRする。 ・とっとり応援メッセージ(学生)の活動内容を評価し、表彰等を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(4) 若者が望む企業の魅力化 (3,400千円)</td> </tr> <tr> <td>採用力向上のためのセミナー</td> <td>若手社員及び人事担当者を対象にリクルーター育成セミナーを開催する。</td> </tr> <tr> <td>【新規】企業の個別コンサル</td> <td>各企業ごとに個別に面談を行い、若者の採用のための環境づくりや自社の魅力の伝え方、人材確保戦略などをコンサルティングする。(10社)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5) 標準事務費 (8,781千円)</td> </tr> </tbody> </table>								事業区分	事業概要	(1) 小学生、中学生、高校生向けキャリア教育の充実 (1,683千円)		小中高生向けキャリア教育の充実	・教員、PTA役員等の保護者を対象とした産業(企業)見学会 ・【新規】小学生向け副教材の作成(小学校の授業で活用、25,000部作成) ・高校生のキャリア教育支援(普通科校10校、とっとりインターンシップ推進事業で実施)	(2) 若者に届く情報発信の強化 (24,736千円)		とっとり就活サイトの運営	ふるさと鳥取県定住機構に情報発信専門員を1名配置し、とっとり就活サイト「とりナビ」を運営し、若者にきめ細かく分かりやすい発信を行う。	【新規】学生による県内企業の情報発信	大学生が自ら記者となって企業取材し、県内企業紹介記事をとりナビサイトに掲載するための活動費を助成する。	大手就活専門企業による特設サイトの開設	大手就活サイト内で鳥取県の特設サイトを運用し、DM等を用いて鳥取県にゆかりのある学生にとりナビやインターンシップの情報を配信する。 (掲載期間H30.4.1~H30.9.30)	専門家による学生・保護者向けUターンセミナー	県外企業と県内企業の就活方法、県外就職と県内就職のメリット・デメリット、インターンシップを活用した県内就職のための学生及び保護者向けのUターンセミナーを開催する。(東部・西部)	県内企業の情報誌発行	学生・生徒・Uターン者を対象に、県内産業の動きや若者の活躍を紹介する情報誌を発行する。(キメタ!鳥取で働こう。第4弾 60,000部)※中学生にも配布	保護者への就職サポート支援	保護者等に県内産業の動きや若者が企業で活躍している情報を地元紙で発信する。(連載8回、特集1回)	中小企業の情報発信支援事業	中小企業が大手就職サイト等を利用する場合の経費の一部を助成する。(10社)	(3) 大学との連携強化、学生が鳥取企業に関わる機会の提供 (5,493千円)		大学との連携事業	県内外の大学等における県内企業説明会、県内大学生向けの県内企業見学会を開催する。	とっとり就活応援団事業	・県内企業若手社会人を「とっとり就活サポーター」として委嘱し、県内外大学での交流会を開催し、県内就職の魅力をPRする。 ・とっとり応援メッセージ(学生)の活動内容を評価し、表彰等を行う。	(4) 若者が望む企業の魅力化 (3,400千円)		採用力向上のためのセミナー	若手社員及び人事担当者を対象にリクルーター育成セミナーを開催する。	【新規】企業の個別コンサル	各企業ごとに個別に面談を行い、若者の採用のための環境づくりや自社の魅力の伝え方、人材確保戦略などをコンサルティングする。(10社)	(5) 標準事務費 (8,781千円)	
事業区分	事業概要																																											
(1) 小学生、中学生、高校生向けキャリア教育の充実 (1,683千円)																																												
小中高生向けキャリア教育の充実	・教員、PTA役員等の保護者を対象とした産業(企業)見学会 ・【新規】小学生向け副教材の作成(小学校の授業で活用、25,000部作成) ・高校生のキャリア教育支援(普通科校10校、とっとりインターンシップ推進事業で実施)																																											
(2) 若者に届く情報発信の強化 (24,736千円)																																												
とっとり就活サイトの運営	ふるさと鳥取県定住機構に情報発信専門員を1名配置し、とっとり就活サイト「とりナビ」を運営し、若者にきめ細かく分かりやすい発信を行う。																																											
【新規】学生による県内企業の情報発信	大学生が自ら記者となって企業取材し、県内企業紹介記事をとりナビサイトに掲載するための活動費を助成する。																																											
大手就活専門企業による特設サイトの開設	大手就活サイト内で鳥取県の特設サイトを運用し、DM等を用いて鳥取県にゆかりのある学生にとりナビやインターンシップの情報を配信する。 (掲載期間H30.4.1~H30.9.30)																																											
専門家による学生・保護者向けUターンセミナー	県外企業と県内企業の就活方法、県外就職と県内就職のメリット・デメリット、インターンシップを活用した県内就職のための学生及び保護者向けのUターンセミナーを開催する。(東部・西部)																																											
県内企業の情報誌発行	学生・生徒・Uターン者を対象に、県内産業の動きや若者の活躍を紹介する情報誌を発行する。(キメタ!鳥取で働こう。第4弾 60,000部)※中学生にも配布																																											
保護者への就職サポート支援	保護者等に県内産業の動きや若者が企業で活躍している情報を地元紙で発信する。(連載8回、特集1回)																																											
中小企業の情報発信支援事業	中小企業が大手就職サイト等を利用する場合の経費の一部を助成する。(10社)																																											
(3) 大学との連携強化、学生が鳥取企業に関わる機会の提供 (5,493千円)																																												
大学との連携事業	県内外の大学等における県内企業説明会、県内大学生向けの県内企業見学会を開催する。																																											
とっとり就活応援団事業	・県内企業若手社会人を「とっとり就活サポーター」として委嘱し、県内外大学での交流会を開催し、県内就職の魅力をPRする。 ・とっとり応援メッセージ(学生)の活動内容を評価し、表彰等を行う。																																											
(4) 若者が望む企業の魅力化 (3,400千円)																																												
採用力向上のためのセミナー	若手社員及び人事担当者を対象にリクルーター育成セミナーを開催する。																																											
【新規】企業の個別コンサル	各企業ごとに個別に面談を行い、若者の採用のための環境づくりや自社の魅力の伝え方、人材確保戦略などをコンサルティングする。(10社)																																											
(5) 標準事務費 (8,781千円)																																												
3 これまでの取組状況・改善点	<p>本県出身で「県外大学進学者」のUターン率は、調査を始めた平成27年以降、連続して上昇している。(前回調査(H28.11):31.6%→H29年度調査(H29.10):32.8%) 一方、県内大学等の県内就職率は、27.1%(前年29.1%)と減少している。 学生等若者の県内就職を加速化する上で、(1)低年次からのキャリア教育の不足、(2)大学生、保護者、教育関係者への県内企業の情報発信不足と言う課題があるため、低年次からのキャリア教育及び県内企業情報の発信強化を行う。</p>																																											

平成30年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉱業費
1目 工鉱業総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)とっとりインターンシップ推進事業	40,179	0	40,179	18,789			21,390	
トータルコスト	44,152千円（前年度 0千円）[正職員：0.5人]							
主な事業内容	無償型、長期有償型、外国人留学生向けインターンシップの実施等							
工程表の政策目標（指標）	高校・大学、産業界等と連携した若者の県内就職・定着の促進							
事業内容の説明				【「地方創生推進交付金」充当事業】				
1 事業の目的・概要				産官学が協働して実施する「とっとりインターンシップ(無償)」に長期有償型インターンシップを新たに導入し、学生の参加を促進することで、県内企業への理解を深め、県内就職を促進する。				
2 事業内容								
(1) インターンシップ（無償／従来型）(32,929千円)								
大学生等を対象としたインターンシップを産官学が連携して実施し、県内企業への関心を高めることにより、県内企業への就職促進と県内企業の優秀な人材確保を支援する。								
＜主な取組＞								
<ul style="list-style-type: none"> ・県内大学等、各商工団体、県等でインターンシップ推進協議会を組織し、地域協働型で実施している。 ・主に春と夏の年2回、学生の休暇期間中に実施する。(各5日間程度) ・コーディネーターが、企業、大学、学生のニーズをくみ上げ、個々の事情に応じたマッチングを行う。 ・合同説明会に、大阪など都市部からバスを運行する。 ・[新規]ウェブエントリーシステムを導入し、参加者の増と事務合理化を図る。 								
(2) 【新規】長期有償型インターンシップ (7,250千円)								
原則1ヶ月以上(2週間以上も可)で、賃金支給のある長期有償型インターンシップを導入する。大学、商工団体、行政等による地域協働型のインターンシップとして、長期有償型の導入は全国初。就職支援協定締結大学なども連携し、県外学生の参加を促進する。								
○専門コーディネーターを1名配置(※長期有償型と外国人留学生向けの両方をコーディネート)								
＜コーディネーターの取組＞								
<ul style="list-style-type: none"> ・企業に対するインターンシップ実習内容のアドバイス支援 ・県内外の大学へ学生の参加を働きかけ ・学生のコーディネート(相談、アドバイス、実習の巡回等)、雇用契約、誓約書等の締結サポート 								
対象大学	とっとりインターンシップ参加の全学校(県内、県外問わない)							
期間	実習期間、原則1ヶ月以上(2週間以上も可とする)							
単位認定	参加大学の方針による							
法的位置付け	企業と学生が雇用契約を締結し、学生を労働者として位置付ける							
賃金、社会保険	企業は最低賃金以上の給与を学生に支払い、労災保険に加入							
旅費助成	現行の助成と同様(県外と県内往復の1/2助成、上限3万円) (県内宿泊費の1/2助成、1泊上限4,100円)							
(3) 【新規】外国人留学生向けインターンシップ ((1)に含まれる)								
高度外国人材の活用を希望する企業と留学生とのマッチングに繋げるためのインターンシップを行う。								
3 これまでの取組状況・改善点								
県外大学への周知を積極的に行い、年々県外からの参加学生が増加している。長期有償型インターンシップを導入し県内企業への理解をさらに深めることで、県内就職を加速化させる。								
	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成29年度			
参加学生数	129名	162名	248名		257名			
	鳥取大 58	鳥取大 71	鳥取大 92	夏季135人	鳥取大 86	夏季257名		
	環境大 24	環境大 34	環境大 39	春季113人	環境大 54	〔春季申込者〕 137名		
	短大 43	短大 17	短大 25		短大 26			
	米高専 1	専門 9	専門 25		専門 18			
	県外 3	県外 31	県外 67		県外 73			
参加学生の県内就職者数	38名	47名	平成30年3月卒業予定					
受入企業数	55社	58社	74社		79社			
登録企業数	67社	116社	135社		129社			

平成30年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉱業費
1目 工鉱業総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
(新)高度外国人材等活用支援事業	5,834	0	5,834	2,857		<雑入> 120	2,857																	
トータルコスト	7,423千円（前年度 0千円）[正職員：0.2人]																							
主な事業内容	高度外国人材活用の研修・企業見学会、外国人雇用雇用サポートデスク 等																							
工程表の政策目標(指標)	県内外からの人材確保・育成																							
事業内容の説明				【「地方創生推進交付金」充当事業】																				
<p>1 事業の目的・概要 高度外国人材(専門的・技術的分野の在留資格)の活用を図る県内企業のニーズに応えるため、高度外国人材の採用のための企業への研修や高度外国人材とのマッチング機会の提供に取り組むとともに、外国人材の活用について、企業への支援を行う。</p> <p>2 事業内容 (1) 高度外国人材等活用に向けた企業向け研修、企業見学会 (1,300千円) 高度外国人材採用のための企業研修会や先進的な取組を行っている県外企業の見学会をジェットロと連携して実施する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">企業向け研修会</td> <td style="width:15%;">2回(県内)</td> <td style="width:70%;"><研修内容> (例)・外国人の専攻分野、企業での業務分野 ・採用後の育成、定着、異文化マネジメント ・特定の国の採用情報(中国、ベトナム、ミャンマー等)</td> </tr> <tr> <td>企業見学会</td> <td>2回(県内外)</td> <td>高度外国人材を活用している企業の見学、見学先との意見交換</td> </tr> </table> <p>(2) 高度外国人材活用企業の見学会、高度外国人材とのマッチング機会の提供 (3,410千円) ○県内で留学生を対象とした合同企業説明会(交流会含む)及び県内企業見学会を実施する。(合同説明会には英語通訳配置)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">留学生の企業見学会</td> <td style="width:15%;">2回、約30名、4社見学</td> </tr> <tr> <td>合同企業説明会</td> <td>1回、県内20名、企業10社程度参加</td> </tr> </table> <p>○民間人材会社が主催する県外での合同説明会等に参加し、県外からの外国人材の獲得を目指す。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">民間人材会社主催合同企業説明会(1回)</td> <td style="width:85%;">県ブース内に出展する企業は費用負担有り</td> </tr> <tr> <td>関西経済連合会の外国人向け合同企業説明会(1回)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国人材留学生向けインターンシップ</td> <td>とっとりインターンシップに専門コーディネーターを配置し、外国人留学生向けインターンシップを新たにメニューに加える。</td> </tr> </table> <p>(3) 外国人雇用サポートデスクの設置 (1,124千円) 外国人の雇用に関する相談に対応するため、平成30年1月22日に設置した外国人雇用サポートデスクを継続設置する。 ※鳥取県行政書士会に委託し実施する。東中西部の各行政書士が相談対応を行う。(面接相談を基本とする) 【相談内容】入管法の解説、募集や採用における留意点、雇用の際の入管手続き相談 等</p> <p>(4) 【新規】外国人求人情報発信の支援 大手就職サイト等を利用して外国人の求職を行う中小企業に対して助成を行う。 ※「学生等県内就職加速化事業」にて実施する。</p> <p>3 これまでの取組状況・改善点 ○外国人労働力へのニーズが県内企業に高まっているが、実際に企業が外国人材を雇用するには、外国人の採用に関するノウハウと、入国管理局で在留資格を取得するための知識が必要となる。 ○平成29年度11月補正予算により、平成30年1月22日に鳥取県外国人雇用サポートデスクを開設し(運営：鳥取県行政書士会)、入管手続を無料で相談できる等の体制を整備したほか、平成30年1月23日(鳥取)、24日(米子)に、ジェットロ鳥取と共催で高度外国人材の採用及び在留資格に関するセミナーを開催し、県内企業にノウハウの蓄積を図った。(参加人数：鳥取15名、米子24名)</p>									企業向け研修会	2回(県内)	<研修内容> (例)・外国人の専攻分野、企業での業務分野 ・採用後の育成、定着、異文化マネジメント ・特定の国の採用情報(中国、ベトナム、ミャンマー等)	企業見学会	2回(県内外)	高度外国人材を活用している企業の見学、見学先との意見交換	留学生の企業見学会	2回、約30名、4社見学	合同企業説明会	1回、県内20名、企業10社程度参加	民間人材会社主催合同企業説明会(1回)	県ブース内に出展する企業は費用負担有り	関西経済連合会の外国人向け合同企業説明会(1回)		外国人材留学生向けインターンシップ	とっとりインターンシップに専門コーディネーターを配置し、外国人留学生向けインターンシップを新たにメニューに加える。
企業向け研修会	2回(県内)	<研修内容> (例)・外国人の専攻分野、企業での業務分野 ・採用後の育成、定着、異文化マネジメント ・特定の国の採用情報(中国、ベトナム、ミャンマー等)																						
企業見学会	2回(県内外)	高度外国人材を活用している企業の見学、見学先との意見交換																						
留学生の企業見学会	2回、約30名、4社見学																							
合同企業説明会	1回、県内20名、企業10社程度参加																							
民間人材会社主催合同企業説明会(1回)	県ブース内に出展する企業は費用負担有り																							
関西経済連合会の外国人向け合同企業説明会(1回)																								
外国人材留学生向けインターンシップ	とっとりインターンシップに専門コーディネーターを配置し、外国人留学生向けインターンシップを新たにメニューに加える。																							

平成30年度一般会計当初予算説明資料

7 款 商工費
 2 項 工鉱業費
 1 目 工鉱業総務費

就業支援課（内線：7229）→事業実施：雇用政策課
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
県内主要製造業再生支援事業	100	150	△50				100	
トータルコスト	895千円（前年度 945千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	再生計画の審査・フォロー、補助事業の交付決定・支払事務 など							
工程表の政策目標（指標）	事業再編や閉鎖等による離職者を中心に、労働移動や製造業の再生支援、技術人材の県内雇用創出策等を通して雇用機会を確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 製造業を取り巻く事業環境は、グローバル競争の激化、資源制約などで悪化しており、我が国製造メーカーの競争力強化のための国内製造拠点の統廃合が加速し、本県にも影響が及んでいる。このため、本県主要製造業の再生を図り、先端的技術の導入による新市場開拓などグローバルに展開する工場への転換を促進する。</p> <p>2 主な事業内容 雇用規模50人以上の製造業が本県を拠点として、先進的技術を活用し、新市場の開拓などグローバルに展開する再生プログラムを策定した事業者に対して、研究開発、人材育成、設備投資等に至るまで一貫した経費の一部を補助する。 平成30年度は、既認定企業1社に対し、人材育成研修（設備管理・オペレーション技術・質管理等）に係る経費に対して、1/2を補助する。</p> <p>3 これまでの取組状況・改善点 (1) 県内主要製造業の事業再編等に対する雇用対策及び企業再生支援等に取り組むために、知事をトップとする緊急雇用対策会議により、対策を協議（計12回開催）した。 (2) 緊急雇用対策窓口を雇用人材局内に設置（H24.11.12～）している。 (3) 本県に拠点を置く、雇用規模50人以上の製造業の企業を訪問し、状況を把握している。 (4) 再生プログラムの制度に該当する企業に同制度を説明し、雇用回復を促す。</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5 款 労働費
1 項 労政費
2 目 労働福祉費

労働政策課（内線：7 2 2 3）→事業実施：とっとり働き方改革支援センター
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
勤労者福祉事業費	3,250	2,406	844				3,250	
トータルコスト	7,223千円（前年度 6,380千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	補助金事務、契約事務、関係機関との連絡調整、職場環境等実態調査 など							
工程表の政策目標（指標）	働き方に対する意識改革や良好な職場環境の改善の促進：経済界・労働界、関係機関、地域及び行政等が一体となって、職場環境の改善と勤労者福祉の向上を促進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内で働く労働者が生きがいを持ち、健康で文化的な生活を営みつつ安心して働き続けることができるよう労働者の福祉の増進に資する事業に対して助成するとともに、中小企業の経営者、労働者に対して助言、情報提供及びその他の支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業区分	事業費	事業内容												
育児・介護休業者生活資金支援事業	123	<p>育児・介護休業者に生活資金を低利で貸し付けることにより収入の減少を補い仕事との両立を支援する。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>育児・介護休業等利用者本人（国家・地方公務員を除く）</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>年1.0%（プロパー利子2.5%から1.0%を引いた部分を県が利子補給）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>休業終了の翌月から5年以内（休業中は元金償還据置）</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>原則として連帯保証人1名又は保証機関による保証</td> </tr> <tr> <td>取扱金融機関</td> <td>商工組合中央金庫を除き、県内に店舗を有するすべての金融機関</td> </tr> </table>	対象者	育児・介護休業等利用者本人（国家・地方公務員を除く）	融資限度額	100万円	融資利率	年1.0%（プロパー利子2.5%から1.0%を引いた部分を県が利子補給）	償還期間	休業終了の翌月から5年以内（休業中は元金償還据置）	保証	原則として連帯保証人1名又は保証機関による保証	取扱金融機関	商工組合中央金庫を除き、県内に店舗を有するすべての金融機関
対象者	育児・介護休業等利用者本人（国家・地方公務員を除く）													
融資限度額	100万円													
融資利率	年1.0%（プロパー利子2.5%から1.0%を引いた部分を県が利子補給）													
償還期間	休業終了の翌月から5年以内（休業中は元金償還据置）													
保証	原則として連帯保証人1名又は保証機関による保証													
取扱金融機関	商工組合中央金庫を除き、県内に店舗を有するすべての金融機関													
鳥取県労働者福祉協議会補助金	2,133	（一財）鳥取県労働者福祉協議会が実施する労働者福祉学習会事業、文化・体育事業及び広報活動事業等に対する助成を行う。												
働きやすい職場づくり支援セミナー開催事業	26	企業を対象に、県内事業所における実際の職場環境改善の取組事例、実践ポイントや取り組むことによるメリット等を紹介するセミナーを開催する。（実施場所）東中西部地区の3会場												
【新規】環境等実態調査	968	ワークライフバランスの推進に伴う基礎的な指標を収集するため、県内事業所の労働福祉制度、労働条件などの実態を調査する。（事業主向け、女性従業員向け、男性従業員向けと対象を分けて実施）												
合計	3,250													

3 これまでの取組状況、改善点

- 育児・介護休業者生活資金支援事業により、育児休業中の労働者に低利で生活資金を融資し、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を支援した。（平成29年12月末現在：2件）
- 県内事業所の事業主、人事・労務管理関係役員等を対象に、県下3地区で働きやすい職場づくり支援セミナーを開催し、県内事業所における実際の職場環境向上の取組事例、実践ポイントや取り組むことによるメリット等の紹介を行った。（平成29年度：計423人）
- （一財）鳥取県労働者福祉協議会が実施する労働者福祉学習会事業、文化・体育事業及び広報活動事業等を支援することにより、労働者の福祉の向上を図った。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

2目 労働福祉費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：とっとり働き方改革支援センター
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
労働者相談・職場環境改善事業	27,012	30,871	△3,859				27,012																
トータルコスト	30,190千円（前年度 34,845千円）[正職員：0.4人]																						
主な業務内容	広報、契約、協議、指導・監督、支払 など																						
工程表の政策目標（指標）	働き方に対する意識改革や良好な職場環境の改善の促進：経済界・労働界や福祉・子育て関係機関、地域等と行政が一体となって、ワーク・ライフ・バランスの実現や男女共同参画が可能な職場環境を実現する。																						
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 職場でのトラブル等に悩みを抱える労働者や事業主等の相談に応じ、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、「風通しのよい職場づくり」を促進することを目的として、事業主、労働者双方に対して助言、情報提供その他の支援を行う。																							
2 主な事業内容 (1) 全体概要 ○中小企業労働相談所設置業務（27,012千円） (単位：千円)																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">事業区分</th> <th style="width:15%;">事業費</th> <th style="width:65%;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働雇用相談支援業務</td> <td style="text-align:right;">25,271</td> <td>・県内3か所に中小企業労働相談所（愛称：みなくる）を設置し、労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対して、助言、情報提供等を行う。</td> </tr> <tr> <td>労働教育推進業務</td> <td style="text-align:right;">1,083</td> <td>・労働関係法令等に係るセミナーを、県内3地区で計18回開催し、労働者等への情報提供を行う。 ・労働の基礎的な知識やルールなどをまとめたハンドブック「THE社会人」を作成し、高校3年生全員に配布し、また新社会人への研修や高校生等への労働教育に活用する。</td> </tr> <tr> <td>労務管理改善助言業務</td> <td style="text-align:right;">658</td> <td>・事業所が実施する職場環境改善に向けた社内研修に講師を派遣する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">合 計</td> <td style="text-align:right;">27,012</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									事業区分	事業費	事業内容	労働雇用相談支援業務	25,271	・県内3か所に中小企業労働相談所（愛称：みなくる）を設置し、労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対して、助言、情報提供等を行う。	労働教育推進業務	1,083	・労働関係法令等に係るセミナーを、県内3地区で計18回開催し、労働者等への情報提供を行う。 ・労働の基礎的な知識やルールなどをまとめたハンドブック「THE社会人」を作成し、高校3年生全員に配布し、また新社会人への研修や高校生等への労働教育に活用する。	労務管理改善助言業務	658	・事業所が実施する職場環境改善に向けた社内研修に講師を派遣する。	合 計	27,012	
事業区分	事業費	事業内容																					
労働雇用相談支援業務	25,271	・県内3か所に中小企業労働相談所（愛称：みなくる）を設置し、労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対して、助言、情報提供等を行う。																					
労働教育推進業務	1,083	・労働関係法令等に係るセミナーを、県内3地区で計18回開催し、労働者等への情報提供を行う。 ・労働の基礎的な知識やルールなどをまとめたハンドブック「THE社会人」を作成し、高校3年生全員に配布し、また新社会人への研修や高校生等への労働教育に活用する。																					
労務管理改善助言業務	658	・事業所が実施する職場環境改善に向けた社内研修に講師を派遣する。																					
合 計	27,012																						
※本事業（外部委託）の安定的・継続的な実施を目的に、平成30年度から32年度までの3年間の複数年度契約とするため、債務負担行為を設定済み。																							
(2) 労働雇用相談支援業務の概要 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">委託業務内容</th> <th style="width:15%;">予定回数等</th> <th style="width:25%;">H28年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働相談の件数（県内3カ所：鳥取、倉吉、米子）</td> <td style="text-align:center;">3,500件</td> <td style="text-align:center;">3,490件</td> </tr> <tr> <td>労働・雇用相談員の配置（総括マネージャー含む）</td> <td style="text-align:center;">6名</td> <td style="text-align:center;">6名</td> </tr> </tbody> </table>									委託業務内容	予定回数等	H28年度実績	労働相談の件数（県内3カ所：鳥取、倉吉、米子）	3,500件	3,490件	労働・雇用相談員の配置（総括マネージャー含む）	6名	6名						
委託業務内容	予定回数等	H28年度実績																					
労働相談の件数（県内3カ所：鳥取、倉吉、米子）	3,500件	3,490件																					
労働・雇用相談員の配置（総括マネージャー含む）	6名	6名																					
(3) 労働教育推進業務の概要 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">委託業務内容</th> <th style="width:15%;">予定回数等</th> <th style="width:25%;">H28年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働関係セミナーの開催</td> <td style="text-align:center;">年18回</td> <td style="text-align:center;">年18回</td> </tr> <tr> <td>教育機関「出前セミナー」の実施</td> <td style="text-align:center;">年10回</td> <td style="text-align:center;">年9回</td> </tr> </tbody> </table>									委託業務内容	予定回数等	H28年度実績	労働関係セミナーの開催	年18回	年18回	教育機関「出前セミナー」の実施	年10回	年9回						
委託業務内容	予定回数等	H28年度実績																					
労働関係セミナーの開催	年18回	年18回																					
教育機関「出前セミナー」の実施	年10回	年9回																					
(4) 労務管理改善助言業務の概要 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">委託業務内容</th> <th style="width:15%;">予定回数等</th> <th style="width:25%;">H28年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職場環境改善研修等への講師派遣</td> <td style="text-align:center;">年60回</td> <td style="text-align:center;">年70回</td> </tr> </tbody> </table>									委託業務内容	予定回数等	H28年度実績	職場環境改善研修等への講師派遣	年60回	年70回									
委託業務内容	予定回数等	H28年度実績																					
職場環境改善研修等への講師派遣	年60回	年70回																					
3 これまでの取組状況、改善点 ・中小企業労働相談所に寄せられる労働相談の件数は年々増加傾向にあり、労使間での賃金・労働条件等をめぐるトラブルは今後も増加することが予想されるため、中小企業労働相談所の一層の周知を図っていくとともに、職場環境改善に向けた助言、情報提供等の支援にしっかり取り組んでいく。																							

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
2目 労働福祉費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：とっとり働き方改革支援センター
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
働き方改革促進事業	17,994	5,621	12,373	7,347			10,647	
トータルコスト	30,706千円（前年度 8,005千円）[正職員：1.6人]							
主な事業内容	センターの運営、広報、専門家派遣、セミナー等の企画・開催等							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

長時間労働の是正や多様な働き方の推進等、県内企業等が働き方改革に積極的に取り組めるよう、「とっとり働き方改革支援センター」を県直営で設置し、専門家派遣等により企業ごとの課題に応じた働き方改革の支援を行うとともに、経営者・従業員の意識改革や業種別の生産性向上等のモデルとなる取組を業界団体や商工団体と連携して支援し、働き方改革の機運醸成、取組促進を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業区分	予算額	事業内容
【新規・拡充】 とっとり働き方改革支援センターの設置	6,500	商工労働部及び県立ハローワークの窓口で企業からの相談を受け付け、相談内容に応じた専門家を派遣する。
【新規】 働きがいのある会社拡大事業	664	セミナーや事例発表会等を開催し、県内企業の経営者及び従業員の「働きがい」についての関心を高め、職場環境改善のきっかけづくりを行う。
【新規】 働き方改革のための経営塾	1,740	経営者、管理者層を中心とした「経営塾」を開催し、業種によって異なる取り組み方や具体的な課題への対応を学ぶ研修講座を開催する。（東・西部各6回）
【新規】 普及啓発	3,240	社会保険労務士が企業を訪問し、働き方改革の理解促進、取組事例や各種助成金・支援制度を紹介する。
【新規】 業種別モデル支援	2,550	各部局（福祉、観光、県土整備、農林水産、商工労働）に支援チームを設置し、業界団体等と連携してモデルプランの検討、取組の支援を行う。
【新規】 働き方改革促進体制整備事業	3,300	育児休業等を機に新たに従業員を正規雇用することで生産性向上を図るなど、働き方改革に取り組む企業が新たに雇用する者の初期投資経費を補助する。 〔補助要件〕 ・従業員の育児・介護休業取得を機に、新たに従業員を正規雇用すること。 ・社内体制の見直し及び生産性向上の計画書を提出すること。 〔補助対象経費〕 新たに正規雇用する者に係る研修、用品、制服等の調達に要する経費 〔補助額等〕 上限30万円/社 ※補助対象者は1社あたり1人

※働き方改革に関する具体的な企業の取組を支援する事業
・鳥取県版経営革新総合支援事業「働き方改革型」（新設）
・企業自立サポート事業「働き方改革応援資金」（新設）

3 これまでの取組状況、改善点

○平成29年6月に「働き方改革支援相談窓口」を県社会保険労務士会に設置し、企業等からの働き方改革に係る各種相談対応を行った。

<H29年12月末実績>

相談件数：9件 派遣回数：33回

相談内容：時間外労働の削減、有給休暇の取得促進、定年延長 など

○企業等の更なる働き方改革推進に向け、県庁関係部局による総合的なサポート体制の構築と労働面（労働環境整備等）、経営面（生産性向上等）のアドバイス・支援をワンストップで行うための「とっとり働き方改革支援センター」を設置する。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5 款 労働費
1 項 労政費
1 目 労政総務費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：産業人材課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト事業費	298,536	333,590	△35,054	238,828			59,708	
トータルコスト	310,454千円（前年度345,512千円）[正職員：1.5人]							
主な業務内容	産業人材の研修等							
工程表の政策目標（指標）	戦略産業雇用創造プロジェクト事業による新規雇用							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 厚生労働省の補助事業を活用して、成長3分野（医療機器・自動車・航空機）で求められる企画・開発・設計・管理等の能力を備えた技術人材の育成、ものづくりとICT（注1）の融合により新たな価値を生み出す「IoT（注2）人材」の育成を支援し、県産業の成長による440名の雇用創出と地方創生を目指す。</p> <p>注1：Information and Communication Technologyの略語。情報・通信に関連する技術の総称。 注2：Internet of Things の略語。家電・自動車・機械器具など、あらゆるものがインターネットに繋がること。</p>								
2 主な事業内容								
＜全体概要＞								
指 定 業 種	成長3分野の製造業、ICT産業							
実 施 形 態	行政機関、商工団体、金融機関、労働団体等で構成する「鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト推進協議会」への委託により実施							
実 施 地 域	県内全域							
事 業 期 間	平成28年度～平成30年度（3年度間）							
概 算 経 費	約11億円（3年度間総額）							
平成30年度所要額	298,536千円							
補 助 率	国庫8/10、県費2/10							
＜個別事業内容＞								
(1) 地域マネジメント強化メニュー (単位：千円)								
事業名	概 要							事業費
戦プロ事務局設置・運営事業	専門家の助言を受けるなどして事務局を効率的・効果的に運営し、実効性ある事業を実施する。 (専門家謝金・旅費、事業推進員給与、事務費等)							43,311
イノベーション(注3)セミナー事業	分野別の最先端トピックに関するセミナー、ネットワーク形成のためのセミナー等を開催する。 (講師謝金・旅費、会場使用料等)							1,659
人材育成・技術支援基盤整備事業	鳥取県産業技術センター等に機器、ソフトウェアを設置し、企業に対する人材育成支援及び技術支援を行う。 (ソフトウェアリース料等)							21,266
販路拡大推進事業	先進地視察や成長3分野の大手企業との勉強会等を通じたネットワーク構築により販路拡大を推進する。 (展示会出展料、参加者旅費等)							2,367
注3：画期的な新技術や物事の仕組みを創造し、世の中に変革を促すこと。								
(2) 雇用拡大メニュー（事業主向け） (単位：千円)								
事業名	概 要							事業費
共通講座実施事業	各分野において共通して必要となる専門知識、技術等に関する講座を開催する。 (講師謝金・旅費、教材代、会場使用料等)							15,326
専門家派遣事業	企業に専門家を派遣して、戦略の立案、課題の解決、プロジェクト・マネジメント手法(注4)の習得等を支援する。 (専門家謝金・旅費等)							22,840

プロジェクト型 人材育成推進事 業	企業がプロジェクト・マネジメント手法を活用し、事業構想 の実践や現場課題の解決を通じて取組む人材育成（職場内研 修）について、補助金により支援する。 （補助金）	102,060
-------------------------	---	---------

注4：プロジェクトの目的達成のための運営管理の手法

(3) 人材育成メニュー（求職者向け）

(単位：千円)

事業名	概要	事業費
データ活用人材 育成事業	eラーニング（注5）等を活用して、IoTやビッグデータ 等のICT技術を使いこなす人材の育成を行う。 （講師謝金・旅費、システム使用料、教材費、広告宣伝費等）	44,485
課題解決型高度 ICT人材育成 事業	企業ニーズに応じたスキル研修により、課題解決型の人材育 成を行い、求人企業と求職者の効果的なマッチングを図る。 （講師謝金・旅費、会場使用料等）	19,950
プロセスオペレ ーター（注6）育 成事業	事務系の求職者が取り組みやすいモノづくりに関する業務 （3次元CAD（コンピュータ製図システム）、工場管理等） に係る研修を行い、事務系の求職者とモノづくり系の求人と のミスマッチを解消する。 （専門家謝金・旅費等）	25,272

注5：インターネットを利用した学習形態

注6：設計や工場管理に携わる者

3 これまでの取組状況、改善点

- 事業期間（平成28～30年度）中の雇用創出目標440人に対し、平成29年10月末時点で444人の雇
用を創出した。
- 事業主向けでは、プロジェクト・マネジメント手法の習得のための講座の提供や大手自動車
メーカーと連携した福祉車両機器分野の販路開拓支援、ものづくり企業の生産性向上に向けた
IoT導入支援、補助金による企業の新製品開発及び人材育成の支援を行った。
- 求職者向けでは、企業ニーズに応じたICT人材育成の研修や、事務系求職者の関心を製造業
へ向けるため、未経験者を対象としたCAD研修を実施し、県立ハローワークや県技術人材バ
ンクと連携した就職マッチングの支援に取り組んでいる。
- 今後は、事業主向けにはアンケート結果を踏まえた講座の企画・実施及び各種支援制度の適宜
見直しに、求職者向けには関係機関と一層の連携による就職マッチングの強化などに努める。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：産業人材課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり高度技能開発拠点形成事業	36,658	36,701	△43	18,329			18,329	
トータルコスト	48,576千円（前年度 48,623千円）【正職員：1.5人】							
主な事業内容	会議開催事務、企画・調査・分析事務 等							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

平成30年4月に予定されている(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校（以下「職業大」）の調査研究機能の一部移転を契機に、高度技能・技術の訓練・開発拠点を形成し、人づくりを基軸にした成長分野へのチャレンジを支援する。

2 主な事業内容

(1) 高度技能開発拠点形成セミナー (2,014千円)

職業大の一部機能移転を記念したセミナー、県内企業の経営層に対する計画的な人材育成や高度技能開発に係る動機づけを目的とした勉強会を開催する。

(2) 高度技能・技術人材育成プログラム開発事業 (8,971千円)

①高度人材育成戦略会議 (2,949千円)

成長3分野（自動車、航空機、医療機器）の県内企業における課題やニーズをもとに、求められる高度技能・技術人材の育成に向けた職業訓練について意見交換を行う。

構成	企業の代表者、ものづくりの専門家、国の労働関連機関、県内産業支援機関 等
内容	求められる高度人材像の具体化、先端技術・機器活用に係る職業訓練等に関する意見交換

②訓練プログラム検討ワーキンググループ (6,022千円)

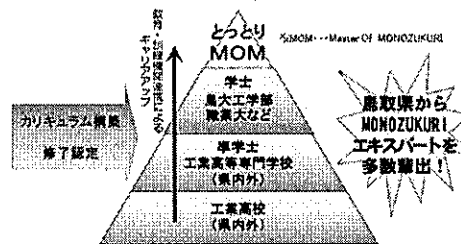
高度人材育成戦略会議の意見をもとにした職業訓練プログラムの検討、職業大が整備する職業能力開発体系をもとにした県版又は個別企業版の訓練プログラムへの展開に取り組む。

構成	ものづくりの専門家、職業大基盤整備センター、高齢・障害・求職者雇用支援機構 ※覚書を締結したタイ労働省技能開発局、タイ・マヒドン大学がオブザーバー参加
内容	ア. 会議：成長3分野の職業訓練プログラム開発に関する検討 イ. 視察等：全国の先進企業の現場視察、タイ労働省等との連携推進 等

※職業大は、全国の企業や訓練機関で活用される汎用性のある体系的な訓練プログラムを開発する。当ワーキンググループは、県内企業の具体的技術課題の解決を図るような訓練プログラムを開発する。

(3) 【新規】「MONOZUKURIエキスパート」構築検討事業 (3,150千円)

ものづくり現場の生産性向上に資する高度熟練技能とAI・IoT技術を兼ね備えた実践人材の育成に係る新たなキャリアアップ体系「MONOZUKURIエキスパート」の構築に向けて、大学や先進企業等とコンソーシアムを設置し、求められる教育カリキュラム等について検討する。また「とっとりMOM(Master Of Monozukuri)」の将来的なマスターコース化（修士認定）への可能性も検討する。



構成	鳥取大学工学部、県内の高専・工業高校、県内の企業（誘致企業を含む）、県外の先進企業、産業技術研究機関
内容	①会議：企業等の取組をもとに、今後求められる能力や教育カリキュラム等について意見交換 ②視察等：県内企業や全国の先進企業等におけるAI(人工知能)の利用状況等を視察

(4) 高度5軸加工機活用支援事業 (22,523千円)

成長3分野等で求められる複雑な形状の加工や難削材の加工について、高レベルの精度と生産性を実現するために必要となる5軸加工機を設置し、県内企業の在職者に対する訓練を行う。

3 これまでの取組状況、改善点

県と職業大との連携による職業訓練コース等開発業務の内容や進め方等について、関係者も含めた協議により具体化が進むとともに、職業大による移転準備が整ってきた。

今後は、職業大との連携並びに県内の企業及び関係機関とのネットワーク活用により、実効性ある成長3分野の職業訓練コース等の開発段階に移り、県内企業の人材育成支援に繋げていく。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5 款 労働費

2 項 職業訓練費

1 目 職業訓練総務費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：産業人材課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源					
職業訓練行政費	24,382	42,197	△17,815	11,500		〈使用料〉 82	12,800					
トータルコスト	31,533千円（前年度49,350千円）〔正職員：0.9人 非常勤職員：0.2人〕											
主な業務内容	訓練手当の支給、職業訓練指導員免許の交付、県内の職業能力開発方向性検討											
工程表の政策目標（指標）	職業訓練の充実											
事業内容の説明												
<p>1 事業の目的・概要 障がい者等就職困難者に対する職業訓練受講中の訓練手当支給等により、求職者の職業能力開発促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 訓練手当の支給（23,000千円） 求職者の知識及び技能の習得を支援するため、雇用保険受給資格者を除く障がい者等就職困難者が職業訓練を受講する場合、訓練受講期間中に訓練手当を支給する。 （月額10万円～13万円程度）</p> <table border="1" data-bbox="225 981 1385 1151"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>手当の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者、母子家庭の母、父子家庭の父等</td> <td>基本手当（訓練期間に応じて支給） 受講手当（訓練を受けた日数に応じて40日まで支給） 通所手当（訓練場所への交通費相当）等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 職業訓練指導員免許の交付（237千円） 職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員免許を交付する。</p> <p>(3) 鳥取県職業能力開発審議会（附属機関）の設置（1,145千円） 鳥取県における職業能力開発のあり方に関する事項を調査審議する「鳥取県職業能力開発審議会」（附属機関）を設置する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>○訓練手当の支給により職業訓練の受講を促進している。 <平成28年度実績> 支給人数54人、支給総額22,927千円</p> <p>○職業訓練指導員免許の交付により職業能力開発促進に寄与している。 <平成28年度実績> 交付件数21件（うち再交付3件）</p> <p>○平成29年度より、職業訓練に関する調査審議を行う附属機関の機能強化を図るため、従来の産業人材育成センターの訓練科別に設置していた運営推進協議会（7機関）を一本化し、在職者訓練等も含めた県全体の職業能力開発のあり方について議論する審議会として見直しを行った。</p>									支給対象者	手当の内容	障がい者、母子家庭の母、父子家庭の父等	基本手当（訓練期間に応じて支給） 受講手当（訓練を受けた日数に応じて40日まで支給） 通所手当（訓練場所への交通費相当）等
支給対象者	手当の内容											
障がい者、母子家庭の母、父子家庭の父等	基本手当（訓練期間に応じて支給） 受講手当（訓練を受けた日数に応じて40日まで支給） 通所手当（訓練場所への交通費相当）等											

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

2項 職業訓練費

1目 職業訓練総務費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：産業人材課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
若年者等への技能承継事業	27,946	34,512	△6,566			(基金繰入金) 27,946		
トータルコスト	31,124千円（前年度37,691千円）【正職員：0.4人】							
主な業務内容	委託業務							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明 【鳥取元気づくり推進基金】充当事業】

1 事業の目的・概要

若年者の技能離れや熟練技能者の高齢化により、技能承継に関する課題への対応が急務となっていることから、技能労働者の確保及び育成等を支援し、技能承継を推進する。

2 主な事業内容

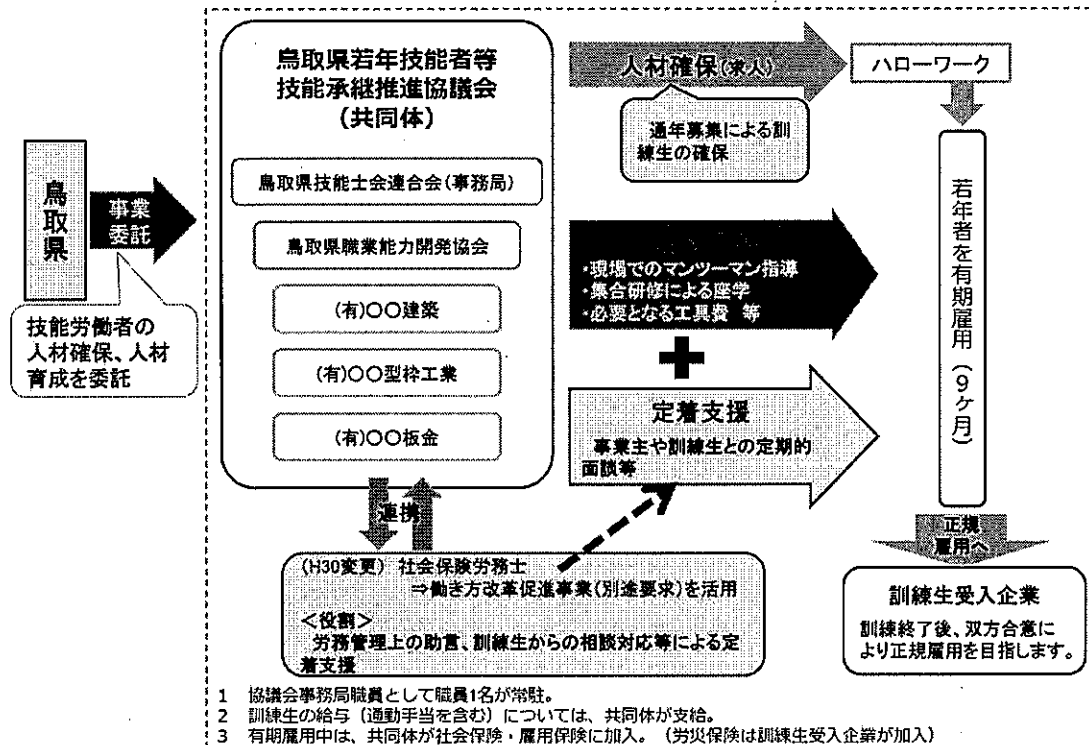
鳥取県技能士会連合会と技能士団体等で構成する共同体に業務委託を行い、若年者を期間雇用し、現場での訓練や集合研修により若年技能者を育成した上で正規雇用化を図る。

<育成者数> 10名

<育成期間> 9ヶ月間

<対象業種> 型枠、とび、鉄筋、板金、左官、建築大工 等

若年技能者等技能承継推進事業実施スキーム（平成30年度）



3 これまでの取組状況、改善点

○平成26年度から開始した若年技能者等技能承継推進事業では、平成28年度までに計27人が訓練を受講し、11名が正規雇用につながった。

○平成29年度より中途退職者を減らし定着率の向上を図ることを目的として、訓練期間中に受け入れ企業へ社会保険労務士を派遣し、訓練生側・企業側の双方からの相談に対応できる体制を強化した。
（平成30年度の社会保険労務士の派遣については、働き方改革促進事業に一本化する。）

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

2項 職業訓練費

1目 職業訓練総務費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：産業人材課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
技能振興事業	61,598	61,558	40	29,032			32,566	
トータルコスト	75,105千円（前年度75,070千円）[正職員：1.7人]							
主な業務内容	補助金交付業務、優れた技能者表彰等の業務（被表彰候補者の推薦依頼、選考委員会開催等）、技能検定業務（合格証書作成等）等							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

技能士の技能水準の向上による安心・安全な県民生活の確保及び、若者に技能の魅力を伝え将来の職業としてもものづくりの世界を目指す動機付けを図ることを目的に、関係機関に対して支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業区分	事業費	事業概要
鳥取県職業能力開発協会補助金等	44,724	鳥取県職業能力開発協会に対し技能検定実施経費、人件費、技能競技大会出場経費の補助等を行う。 【拡充】技能競技大会出場経費の補助について、若年者ものづくり競技大会を補助対象に追加する。 ○若年者ものづくり競技大会について 20歳以下の実業高校の高校生等を対象として、若年者ものづくり産業への就業促進を図ること等を目的に毎年度実施されている大会。（主催：厚生労働省）
認定職業訓練助成事業費補助金等	10,508	事業主団体等が行う認定職業訓練校の訓練に係る経費を補助する。
技能振興推進事業費補助金	4,678	各技能士会等の研修会、展示会等の経費を技能士会連合会を通じて補助する。 【拡充】技能士会連合会が各技能士会等に対して行う、働き方改革をテーマにした研修会に要する経費について、補助対象に追加する。
優れた技能を有する者の顕彰	688	「卓越した技能者」「優れた技能者」「鳥取県高度熟練技能者」等の知事表彰等に係る経費。 【拡充】全国的にも極めて貴重な技術者の顕彰に係る経費を新たに追加する。（名称：とっとり輝らり（きらり）マイスター（仮称）（※知事認定））
とっとりの技能魅力発信事業補助金	1,000	鳥取県技能振興フェアにおいて小中高校生等を対象にしたイベント（普段触れることの出来ない道具や機械を使った作業体験）に要する経費を補助する。
	61,598	

3 これまでの取組状況、改善点

○平成22年度から、地元企業の人材ニーズのある職種、県産業施策として集積を目指している職種の若年人材の確保のため、在校生等について技能検定試験（2級及び3級の実技試験）の受検料を減免して、若年人材の技能の底上げを図っている。

受 検 料：一般受検者の1/3程度に減免

高校生受検者数：平成29年度 216名（H30年1月末時点）

○平成29年10月から、国の補助制度の見直しに合わせて技能検定試験（2級及び3級の実技試験）の受検料について減免対象・金額を拡大している。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

2項 職業訓練費

1目 職業訓練総務費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：産業人材課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
(新)産業人材育成強化検討事業	2,312	0	2,312				2,312											
トータルコスト	7,079千円（前年度 0千円）[正職員：0.6人]																	
主な業務内容	検討会議の開催、調査委託事務、関係機関との連絡調整 など																	
工程表の政策目標（指標）	—																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>大きな課題となっている各産業分野の人材不足への対応、人材育成のあり方及び各教育機関、訓練機関等の役割・相互連携について、各業界・企業等関係機関の意見を幅広く聞きながら見直しを検討する。また、この検討結果を踏まえ、県立産業人材育成センター訓練科のあり方についても見直しを検討する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 検討会議の開催（1,112千円）</p> <p>産業人材育成のあり方及び各教育機関、訓練機関、企業等様々な関係機関が連携して人材を育成する仕組みの構築に向けて、検討を行う。</p> <p>【概要】</p> <p>全体会議及び産業分野ごとのワーキング会議を開催する。（各3回開催予定） （産業分野ごとのワーキング会議は、各担当部局で運営する。）</p> <p>【検討内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業界で求められる人材像の整理 ・各業界で必要な人材育成の体系化（階層別・職種別の人材育成） ・県内教育機関、訓練機関、その他の関係機関の役割及び連携 ・企業の人材育成の支援施策 等 <p>【構成員】</p> <p>鳥取労働局、ポリテクセンター、鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校、鳥取県私立学校協会、鳥取県産業技術センター、鳥取県産業振興機構、鳥取県職業能力開発協会、鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県商工会連合会、各商工会議所、鳥取県経営者協会、連合鳥取、各業界団体・企業、鳥取県（関係部局、教育委員会）等</p> <p>(2) アンケート調査の実施（1,200千円）</p> <p>県内企業の人材育成の現状及びニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施する。</p> <p><検討スケジュール></p> <table border="0"> <tr> <td>平成30年4月</td> <td>各業界・企業ヒアリング</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>検討会議設置（全体会議、ワーキング会議）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・人材育成のあり方、関係機関等の役割・連携等の検討</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・産業人材育成の全体方針とりまとめ</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>産業人材育成センターの見直し案作成</td> </tr> </table> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業人材育成センターの訓練科については、定員充足状況や訓練関連業種への就職状況、訓練生へのアンケート及びハローワークにおける求人・求職ニーズ等をもとに、運営推進協議会の意見等を踏まえ、随時見直しを行っている。 ○各産業分野において人材不足が大きな課題となっていることから、県全体の人材育成について検討する。 									平成30年4月	各業界・企業ヒアリング	5月	検討会議設置（全体会議、ワーキング会議）		・人材育成のあり方、関係機関等の役割・連携等の検討		・産業人材育成の全体方針とりまとめ	12月	産業人材育成センターの見直し案作成
平成30年4月	各業界・企業ヒアリング																	
5月	検討会議設置（全体会議、ワーキング会議）																	
	・人材育成のあり方、関係機関等の役割・連携等の検討																	
	・産業人材育成の全体方針とりまとめ																	
12月	産業人材育成センターの見直し案作成																	

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
2項 職業訓練費
2目 職業訓練校費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：産業人材課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立産業人材育成センター施設整備費	18,655	8,196	10,459	8,836	<5,500> 7,000		2,819	県費負担 8,319
トータルコスト	18,655千円（前年度 8,196千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	県立産業人材育成センターの施設整備に係る改修工事							
工程表の政策目標（指標）	県内産業を支える優れた産業人材の育成							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県立産業人材育成センター倉吉校及び米子校の施設の老朽化対策及び訓練環境改善のため、必要な機器の更新等を行う。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
工事名				予算額				
倉吉校吸収式冷温水機更新工事				16,333				
米子校自動車整備科実習場ピット等改修工事				2,322				
3 これまでの取組状況、改善点 老朽化が進む産業人材育成センター各校については、平成27年度から28年度に耐震化工事を行い、訓練生等が安全に利用できる施設となった一方で、継続して必要に応じた老朽化対策等の改修・改善を実施していく。								

(注) 起債額の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。
備考欄の県費負担は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

2項 職業訓練費

2目 職業訓練校費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：産業人材課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 （使用料・手数料） 13,922 ＜雑入＞ 1,666	
職業訓練事業費	479,309	454,098	25,211	379,907			83,814
トータルコスト	642,976千円（前年度 617,827千円） [正職員：20.6人 非常勤職員：25.4人]						
主な事業内容	職業訓練の実施、産業人材育成センターの管理運営及び施設整備等						
工程表の政策目標（指標）	県内産業を支える優れた人材の育成、求人企業・求職者双方のニーズに応える離転職者向け職業訓練及び就職支援の充実						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

産業人材育成センターにおける新規学卒者、離職者、在職者等を対象とした職業訓練を実施するための経費、並びに産業人材育成センターの管理運営及び施設整備に要する経費である。

2 主な事業内容

(1) 職業訓練の実施 (410,517千円) <117コース、1,696人>

区分	コース	定員 (人)	予算額 (千円)	概要 ()内は定員数、※は2年課程の訓練科
学卒者対象 訓練	6	150	70,369	ものづくり情報技術科(40人)※、土木システム科(10人)、木造建築科(10人)、自動車整備科(50人)※、設計・インテリア科(20人)、デザイン科(20人)
離職者対象 訓練	4	80	84,264	介護福祉士養成科(70人)※、保育士養成科(5人)※、栄養士養成科(5人)※ 【新】国家資格等の取得を目指す訓練として保育士、栄養士のコースを新設
	57	926	242,818	介護系 12コース(172人)、事務系 12コース(185人)、パソコン系 25コース(420人)、その他 8コース(149人) 【新】観光、営業・販売分野の訓練を新設
在職者対象 訓練	50	540	13,066	事務・パソコン系等(435人)、オーダーメイド型訓練(105人) 【新】建設分野のオーダーメイド型訓練(企業のニーズに応じた内容を実施)を新設
合計	117	1,696	410,517	

- (2) 産業人材育成センターの管理運営 (28,477千円)
- (3) 産業人材育成センターの施設整備 (31,594千円)
- (4) 産業人材育成センターの入校・就職活動 (8,721千円)

3 これまでの取組状況、改善点

- ・スクールカウンセラーによる訓練生と職員の相談体制の充実により、訓練を受講しやすい環境を整えるとともに、就職支援員との面談等を通じた就職支援に努めている。
- ・県内の雇用情勢が大きく変化している中、県内産業の人材ニーズに基づく人材確保・育成のため、業界の訓練ニーズに応じた訓練科の見直しを行っており、平成30年度も引き続き検討していく。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

2項 職業訓練費

2目 職業訓練校費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：産業人材課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職業訓練生託児支援事業	3,203	4,360	△1,157				3,203	
トータルコスト	3,203千円（前年度 4,360千円）[正職員：0.0人 非常勤職員：0.1人]							
主な業務内容	制度周知、奨励金支給事務							
工程表の政策目標（指標）	県内産業を支える優れた人材の育成、求人企業・求職者双方のニーズに応える離転職者向け職業訓練及び就職支援の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

求職活動中の育児者が職業訓練を受講する場合に、訓練期間中に子どもを保育所等に預ける経費の一部を奨励金として支給することにより、託児にかかる経済的な懸念を軽減し、子育て中の求職者の職業訓練の受講を促進する。

2 主な事業内容

県立産業人材育成センターが実施する職業訓練の訓練生が訓練期間中に子どもを保育所等において託児する場合に、託児に要する経費（以下「保育料」という）の一部を奨励金として支給する。

対象者	次のいずれにも該当する方 (1) 就職希望者で、県立産業人材育成センターが実施する職業訓練を受講される方 (2) 未就学児童の保護者で、職業訓練を受講するにあたり、当該児童を保育することができない方で、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育できない方 (3) 上記(1)、(2)のため、当該児童を保育所等に預けられる方
支給額	訓練期間中における保育料の2分の1以内 (他の助成金を活用する場合は、保育料から他の助成金額を控除した後の2分の1以内)
上限額	保育児童が1人の場合 月額1万5千円 保育児童が2人以上の場合 月額2万3千円
予算額	3,203千円 (内訳) これまでの利用実績等を勘案して予算措置したもの 【普通課程訓練】 7名×12月 【短期課程訓練】 73名× 3.23月

3 これまでの取り組み状況、改善点

【利用実績】

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者	53	86	80

※当制度は平成26年8月から実施している。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

2項 職業訓練費

2目 職業訓練校費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：産業人材課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者職業訓練事業費	37,600	38,105	△505	37,020		<雑入> 49	531	
トータルコスト	51,901千円（前年度 52,411千円）[正職員：1.8人 非常勤職員：8.4人]							
主な業務内容	知的障がい者を対象とした施設内での職業訓練の実施、求人企業・民間教育訓練機関への委託訓練に係る事務							
工程表の政策目標（指標）	求人企業・求職者双方のニーズに応える離転職者向け職業訓練及び就職支援の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

障がい者を対象とした職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得の機会を提供するとともに、障がい者の就職の促進を図る。

2 主な事業内容

コース	定員 (人)	概要
施設内訓練 (15,467千円)	15	総合実務科 ・訓練期間：1年、9ヶ月、7ヶ月 ・対象者：知的障がい者（特別支援学校等卒業未就職者及び離職者） ・訓練内容：基礎訓練、実習訓練
委託訓練 (22,133千円)	62	知識・技能習得訓練（20人）、実践能力習得訓練（32人）、特別支援学校早期訓練（10人） ・訓練期間：1～3ヶ月 ・対象者：障がい者（早期訓練は、特別支援学校高等部3年生） ・訓練内容：集合訓練、企業実習等による実践訓練

3 これまでの取組状況、改善点

【就職状況】

（単位：人）

コース	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	修了者	就職者	修了者	就職者	修了者	就職者
施設内訓練	2	2	3	3	2	2
委託訓練	23	21	30	21	25	19

平成30年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉱業費
1目 工鉱業総務費

労働政策課（内線：7223）→事業実施：産業人材課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
企業立地等事業による新規雇用者研修費補助金	42,000	42,000	0				42,000	
トータルコスト	46,767千円（前年度 46,769千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	補助事業認定、交付決定、支払等							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県企業立地等事業助成条例に基づく企業立地等事業補助金の認定企業を対象に、新規雇用者に対して研修を行う際の研修経費を助成することで、企業立地の促進による雇用機会の創出を図る。

2 主な事業内容

対象企業	以下に掲げる企業立地等事業補助金の認定を受け、一定の雇用者数要件を満たす企業 (1) 企業立地事業補助金 (2) 情報通信関連雇用事業補助金（～H29） (3) 事務管理関連雇用事業補助金（～H29） (4) 次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金（H30）
対象雇用者	企業立地等事業に伴い雇用する新規雇用者 （非正規雇用労働者（ただし常時雇用労働者（一週間の所定労働時間が週30時間以上の労働者）であること）は新規の正規雇用者数を上限とする）
対象経費	講師謝金、指導者人件費、受講料、テキスト・教材費、会場借上料 等
補助金額	(1) 対象経費の1/2 〔上限〕平成28年度以前に認定された企業・・・60万円/人 平成29年度以降に認定された企業・・・50万円/人 (2) 対象研修期間：雇用の日から1年以内
補助対象期間	(1) 企業立地事業補助金の認定企業の場合 事業認定の日から新增設事業完了後3年間 (2) 情報通信関連雇用事業補助金、次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の認定企業の場合 事業認定の日から事業所設置等事業完了後3年間 (3) 事務管理関連雇用事業補助金の認定企業の場合 事業認定の日から事業開始後3年間
交付要件	研修期間満了時に在籍していること。
想定人数	280人程度

3 これまでの取組状況・改善点

- 平成25年度から事業開始し、立地認定企業が増える中、補助金認定時の計画に沿って研修が行われ、補助金の利用が進んでいる。

＜補助金の対象となった研修受講者数の推移＞

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
81人	149人	205人	240人	320人

- 平成29年度から正規雇用者を増やすために、短時間労働者は補助対象外とした。また、補助金額の実績を反映して1人当たりの上限額を60万円から50万円に見直した。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

鳥取県立米子ハローワーク (外線:0859-21-4585)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県立米子ハローワーク管理運営事業	68,819	0	68,819	25,494		<雑入> 120	43,205	
トータルコスト	84,709千円 (前年度 0千円) [正職員:2.0人 非常勤職員:12.0人]							
主な事業内容	県立ハローワークの管理運営(職業相談・紹介、求人開拓、企業支援等)							
工程表の政策目標(指標)	就業支援・IJUと連動した人材確保							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地方版ハローワークの創設(職業紹介に係る権限移譲)を受け、平成29年7月に開設した「鳥取県立米子ハローワーク」において、県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった求職者と企業への一貫支援による効果的なマッチングを行い、地域の課題解決につなげるとともに、就職者の増加と企業の人材確保に向けた取組を推進する。

【鳥取県立米子ハローワークの概要】

名 称	鳥取県立米子ハローワーク
設置場所	米子市末広町311 (イオン米子駅前店4階)
利用時間	平日・土曜日 10:00~18:15 (年末・年始、祝祭日を除く)

2 主な事業内容

(1) 県立米子ハローワークの体制

性別や年齢に対応したきめ細やかな支援を行うとともに、IJUターンや企業の人材確保に対する支援を重点的に行うために専門窓口を設置する。

女性活躍サポートセンター	家庭と両立しながら能力を発揮したい女性を総合的にサポート。子育てや介護をしながら働くために必要な総合情報を提供する。
IJUサポートセンター	県立東京・関西(大阪)ハローワークやふるさと鳥取県定住機構と連携し、鳥取県で働きたい、鳥取県で暮らしたい方をトータルサポート。
若者・学生カフェ	正社員を目指す若者の就職活動を応援する。就職情報の提供や応募書類の作成から就職後の悩み相談まで一貫した支援を実施する。
ミドル・シニアコーナー	正社員を目指すミドルの再就職と様々な働き方のニーズを持つシニアの方の活躍の場を提供する。
企業支援コーナー	専任スタッフが積極的に企業訪問を行い、人材確保のための働きやすい雇用環境整備への助言や求人条件の調整等を行う。企業PRコーナーを設置する等、企業の魅力発信を支援する。

(2) 県立米子ハローワークの特徴

- 国のハローワークの情報に加え、県独自の情報をもとに職業相談から職業紹介までの一貫支援が可能
- 個々の就業希望に応じた求人開拓・企業への働きかけが可能(希望する勤務時間の総合調整など)
- 県立ハローワークのホームページから求人・求職者登録及び求職者検索が可能
- 土曜日、平日夕方の開所及び集客施設への「出張!県立ハローワーク」等による利用者の利便性の向上

3 これまでの取組状況、改善点

- 地方分権改革に向けた国への働きかけの成果により、平成28年5月に第6次地方分権一括法が成立し、「国と同列の公的な無料職業紹介を行う地方版ハローワーク制度」が創設され、平成29年7月に米子・境港・東京・関西(大阪)に鳥取県立ハローワークを開設した。
- 開設後の相談件数、採用決定件数が順調に推移し、認知度も深まりつつある。
<県立ハローワークの相談件数及び就職決定件数(7月~12月の累計)>
 - ・相談件数(うち米子分) 11,410件(8,863件)
 - ・就職決定件数(うち米子分) 423件(348件)
- 県内の有効求人倍率が1.70倍(平成29年12月)高水準となる中、人手不足解消や円滑な求人企業と求職者のマッチングのため、平成30年度は新たに鳥取、倉吉、八頭に開設し、県立ハローワークを全県に展開する。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

鳥取県立境港ハローワーク(外線：0859-44-3395)
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県立境港ハローワーク管理運営事業	19,822	0	19,822	3,666		<雑入> 42	16,114	
トータルコスト	27,767千円(前年度 0千円) [正職員：1.0人 非常勤職員：4.0人]							
主な事業内容	県立ハローワークの設置・運営(職業相談・紹介、求人開拓、企業支援等)							
工程表の政策目標(指標)	就業支援・I・J・Uと連動した人材確保							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地方版ハローワークの創設(職業紹介に関する権限移譲)を受け、平成29年7月に「鳥取県立ハローワーク」を境港市に開設し、県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった求職者と企業の一貫支援による効果的なマッチングを行う。

【鳥取県立境港ハローワークの概要】

名称	鳥取県立境港ハローワーク
設置場所	境港市上道町3000 (境港市役所別館1階)
利用時間	平日・土曜日 8:30~17:15 (年末・年始、祝祭日を除く)

2 主な事業内容

地域が抱える課題を解決するため、地域の主力産業の支援や増加する企業立地や観光産業の人材確保など「地域の雇用戦略拠点」を目指す。

(1) 県立境港ハローワークの体制

項目	内容	具体的対応
地域主力産業の支援	水産・加工業の実態に即した人材確保対策	企業訪問により、高齢者が働きやすい求人条件への変更をアドバイス
誘致・県内企業の人材確保強化	境港圏域の誘致・立地企業の雇用計画を把握	来夏進出予定の企業に、新規雇用の企業説明会の開催を予定
観光・インバウンドの支援	観光需要を見据えた事業者の雇用を支援	観光関連産業である宿泊業や土産品製造に求職者が就職決定

(2) 県立境港ハローワークの特徴

- ◆県立境港ハローワークならではの独自求人
「学校行事に対応いたします」などの子育てに配慮した求人条件を明示する「子育て応援求人」や高齢者でもできる作業のみに細分化して募集する「高齢者応援求人」など独自の切り口で求人募集を行う。
- ◆トップの熱い思いを情報発信
「突撃!!事業所訪問」で、事業所のトップにインタビューを行い、事業への思いや職場の雰囲気聞き取り、その内容を元に「企業PRシート」を作成することで、求人票には表れない企業の姿を求職者に情報発信する。
- ◆就職までの一貫した伴走支援
これまで培った就業支援のノウハウを活かし、新たに可能となった職業紹介・就職決定までの一貫支援を行う。時間無制限・回数不問の相談体制により個々の相談者とじっくり向かいあうことが可能となり、就職決定につながっている。

3 これまでの取組状況、改善点

○開設後6ヶ月間の事業実績(平成29年12月末時点)

求職者登録数：125人 求人件数：327件 就職決定件数：65件
相談件数：1,744件(1日あたり約11件) 来所者数：709人

○開設後の主な取組

- ・「さかなと鬼太郎のまち」合同面接会」出展(11/7)
- ・「出張!県立ハローワーク」を大型商業施設で開催(11/18)
- ・「とっとり合同企業説明会」出展(12/7)
- ・職業相談会の開催(11/30、12/8・12・15・19)

○求人企業の人材確保の課題に対応するため、求職者のニーズに合わせた独自求人の開拓を進めるとともに、求職者に寄り添った伴走支援を継続する。また、転職や高齢者などの潜在的な求職ニーズにアプローチする所外での職業相談活動を定期的実施する。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

2目 商業振興費

販路拡大・輸出促進課(内線:7832)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食のみやこ鳥取県推進事業 (とっとりの逸品販路拡大支援事業)	18,627	23,358	△4,731				18,627	
トータルコスト	35,312千円(前年度 40,049千円) [正職員:2.1人]							
主な業務内容	県物産展、県フェアの開催、県外見本市への出展支援 など							
工程表の政策目標(指標)	県産品の販路拡大:商談会・県フェア開催によるマッチング機会を増やす							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
食のみやこ鳥取県の推進のため、百貨店、量販店、飲食店、ホテルなど様々な場所において県フェアを開催するとともに、大都市部で開催される大規模な見本市に参加するなど、県内事業者の県外へ向けた販路開拓支援及び県内事業者と県外量販店等とのマッチングや情報交換の場を提供する。								
2 主な事業内容								
(単位:千円)								
事業名	事業内容						予算額	
とっとりの逸品販路拡大支援事業	物産展や県フェアの開催 ・百貨店2件程度(首都圏の百貨店等) ・量販店1件程度(関西圏の量販店) ・ホテル、飲食店等(大都市部3店舗程度)						5,656	
	県外催事出展事業者への旅費支援 県外で行われる鳥取県フェア等に出展する事業者に対して旅費の一部を支援						1,039	
	県外見本市への出展支援 スーパーマーケット・トレードショーなど2回程度						3,299	
事務費							8,633	
合計							18,627	
3 これまでの取組状況、改善点								
県内外の量販店、外食店等との商談会や県フェア、見本市への出展支援等を継続的に実施している。								
<p><平成29年度の主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県フェアの開催 (三越銀座店(9月)、伊勢丹新宿本店(10月)、三越日本橋店(1月)等) スーパーマーケットトレードショーへの出展(2月) 								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

2目 商業振興費

販路拡大・輸出促進課(内線:7832)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
鳥取県物産協会運営費	28,873	28,873	0				28,873	

トータルコスト 32,846千円(前年度 32,847千円) [正職員:0.5人]

主な業務内容 補助金業務、協会との事業調整等

工程表の政策目標(指標) 県産品の販路拡大:商談会・県フェア開催によるマッチング機会を増やす

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

(一社)鳥取県物産協会が実施する物産展、アンテナショップ、民芸、インショップ(※)での県産品の販路拡大等に要する経費(人件費及び活動経費)についての支援を行う。

※インショップ:デパートやショッピングセンターなど大型店の売り場に、比較的小規模の独立した店舗形態の売り場を設定すること。

2 主な事業内容

鳥取県物産協会運営費補助金 28,873千円

○補助対象事業

(単位:千円)

事業名	事業概要	予算額
物産展等事業	・物産展の出展調整、売り場管理、帳合いなどの催事運営全般	9,907
アンテナショップ支援事業	・県内商品、催事出展等の掘り起こし ・商品評価を反映することによる商品開発、改良の支援	4,874
民芸支援事業	・民芸事業者と県内外の販売店、物産展等の出品のマッチング、コーディネート	3,826
関西圏販路開拓支援事業	・ピーコックストア千里中央店のフェアやトリピーショップ、物産展等の調整、運営や企業訪問による販路開拓	4,981
首都圏販路開拓事業	・首都圏の小売店の県フェアを通じた県産品の販路開拓	5,285
計		28,873

○補助率:10/10

3 これまでの取組状況、改善点

<取組状況>

○主な取り組み状況

鳥取県フェアの開催

(株)光洋・ピーコックストア千里中央店(12月を除く毎月)、大丸京都店(H29.4月)、大丸神戸店(H29.7月)、伊勢丹立川店(H29.11月)等

○物産協会の概要と役割

①物産協会の概要 (会員数)152社 (設立年月日)昭和48年1月8日

②県内の物産全体を取り扱う公益性の高い団体である。

③物産展等での出展者調整、売り場管理など催事運営に精通し、帳合機能を有している。

④物産協会(員)として、信用力を有している。

○物産協会の体制

事務局(物産展等担当)2名、首都圏販路開拓マネージャー1名、関西販路開拓マネージャー1名、アンテナショップコーディネーター1名、民芸品コーディネーター1名の計6名で構成する。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

2目 商業振興費

販路拡大・輸出促進課(内線:7832)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
「食のみやこ鳥取県」銘菓PR事業	0	1,350	△1,350					
トータルコスト	0千円(前年度1,350千円)[正職員:0人]							
主な業務内容	補助金業務、協会との事業調整等							
工程表の政策目標(指標)	県産品の販路拡大:商談会・県フェア開催によるマッチング機会を増やす							
<p>事業内容の説明</p> <p>単年度事業により廃止</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉦業費

2目 中小企業振興費

販路拡大・輸出促進課(内線:7832)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
ふるさと産業支援事業	8,091	10,445	△2,354				8,091	
トータルコスト	12,858千円(前年度 15,214千円) [正職員:0.6人]							
主な業務内容	関係事業者との連絡調整、補助金業務、普及啓発							
工程表の政策目標(指標)	後継者の育成と国内外への情報発信等を実施し、民芸振興を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ふるさと産業の振興のため、個人・団体への支援や県内等への普及啓発を通じて新商品開発、販路開拓を促進する。また、鳥取県の歴史的財産である手仕事等の技術の後継者育成に取り組む事業主体への研修経費支援を行う。さらに、鳥取県郷土工芸品等の指定及び鳥取県伝統工芸士の認定を行う。

【ふるさと産業】伝統的な技術・技法を用い、地域の特色を生かした製品を生産している産業

1. 因州和紙、2. 弓浜緋、3. 出雲石灯ろう、4. 倉吉緋、5. 陶磁器、6. 竹工、
7. 木製家具、8. 建具、9. クラフト(後継者育成事業は、酒造及び菓子も対象。)

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業名	事業内容	予算額
ふるさと産業支援補助金		
新商品開発・販路開拓補助金	国内での商品開発・販路開拓及び海外市場調査・販路開拓を行う事業者に対して支援する。	3,000
後継者育成事業費補助金	県内の優れた技能を次世代に引き継ぐため、後継者育成に取り組む市町村、研修受け入れ先等に対して研修等に要する経費の一部を支援する。	4,080
ふるさと産業推進事業		
民芸県内販路開拓支援事業	民芸品の新規取扱い店舗及び民芸若手の県内展示販売会に対して装飾やPR経費を支援する。	800
普及拡大促進支援事業	県内に点在する郷土工芸品等を紹介する冊子「鳥取の手仕事」等を改版・配布する。	183
鳥取県郷土工芸品の指定・伝統工芸士の認定	市町村から推薦があった民芸品や製作者を調査し、指定・認定を行う。	28
合計		8,091

3 これまでの取組状況、改善点

平成25年から開始したふるさと産業支援補助金は、これまで新商品開発・販路開拓は62件、後継者育成は15件(うち終了後の就業数7人)の事業者が補助金を活用している。

(うち平成29年度は新商品開発・販路開拓は8件、後継者育成は4件の活用見込み)

事業者からは「展示会開催により商談が成立した」などの喜びの声も寄せられ、着実に販路の開拓に寄与している。特に若手製造者にとっては、会場にて直接消費者とやり取りすることにより、モチベーション向上の一助となっている。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

販路拡大・輸出促進課(内線:7832)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食の安全・安心プロジェクト推進事業	26,684	46,351	△19,667	4,703			21,981	
トータルコスト	29,068千円(前年度48,735千円) [正職員:0.3人]							
主な業務内容	相談窓口の設置・運営、研修会の開催、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

本県食品製造業者の衛生管理技術の向上や、国内外の企業との取引に必要となるHACCP(危害要因分析による食品衛生管理)の導入、ISO22000(HACCPに基づく国際規格)等の認証取得支援を行うために、(地独)鳥取県産業技術センターへの相談窓口の配置や事業者の認証取得に係る費用の補助等を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業名	事業概要	予算額
ワンストップ相談窓口の設置	認証取得への相談や衛生管理対策で困っている事業者に対する相談・指導体制を構築するため、鳥取県産業技術センター食品開発研究所に相談窓口を設置する。	7,863
研修会の開催	県内食品製造業者の経営者・従業員を対象に、衛生管理体制構築等を支援するために研修を実施する。	1,544
認証取得等に係る補助	県内食品製造業者の認証取得への取組に対して、審査料等の費用の一部を補助する。 1 取得支援(新規申請分) 認証取得に必要な費用の一部を補助する。 ・限度額:250万円(海外500万円)、補助率:1/2(海外2/3) [債務負担限度額:平成31~32年度 15,000千円] 2 安定化支援(継続審査分) 認証取得後の衛生管理が安定化するまでに必要なコンサル料等が事業者の負担となり、認証取得の妨げになっているため、認証取得後の衛生管理が安定するまでの期間(初回審査)にかかるコンサルタント料等の費用の一部を補助する。 ・限度額:75万円/年×3年間 補助率1/2 [債務負担限度額:平成31~33年度 9,000千円]	17,277
計		26,684

3 これまでの取組状況、改善点

平成23年以降、食品衛生に関する研修会を31回開催し、延べ1,054社、2,365人が参加し、認証の取得または更新に向けて、延べ48社が本補助金を活用している。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉦業費

2目 中小企業振興費

販路拡大・輸出促進課(内線:7832)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
弓浜絨産地維持 緊急対策事業	0	1,823	△1,823					
トータルコスト	0千円(前年度 5,002千円) [正職員:0人]							
主な業務内容	関係団体との連絡調整、補助金業務							
工程表の政策目標(指標)	国内外への情報発信等を実施し、民工芸振興を図る。							
事業内容の説明 第3次振興計画の満了に伴い平成29年度で廃止とする。 [第3次振興計画期間:平成25年4月~平成30年3月]								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

販路拡大・輸出促進課(内線:7832)
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
とっとりの民工 芸振興事業	5,584	6,169	△585				5,584	

トータルコスト 11,940千円(前年度 12,527千円) [正職員:0.8人]

主な業務内容 事業の企画、関係機関との連絡調整、ホームページの管理・運営、情報収集等

工程表の政策目標(指標) 国内外への情報発信等を実施し、民芸芸振興を図る。

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本県にとって貴重な財産である和紙、緋、陶磁器、木工、玩具等の民芸の振興を図るため、国内で情報発信を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区 分	予算額	内 容
(1) 情報発信事業	4,679	・大都市圏で民芸と観光情報を一体化した展示会を実施する。 ・各種メディアを用いた情報発信を行う。 ・「とっとりの手仕事」ホームページにおいて、県内の工房の紹介、催事案内等を行い、国内外に情報発信する。
(2) マスコミ誘致事業	361	本県の民芸品の魅力を広く発信するため、専門誌、生活情報誌等を誘致する。
(3) 人材交流・育成事業	369	民芸事業者の技術や市場調査等の知識の向上、人的交流を図るための研修会を開催する。
(4) 民芸展示事業	150	公立図書館での「パネル巡回展示事業」と、県内3箇所の「公共施設展示事業」を実施し、民芸に対する理解と関心を深めるためのふれあいの場を提供する。
(5) 愛用促進事業	25	民芸品を県庁で積極的に利用してもらうため、民芸品情報(製品、販売店舗)を検索できる「つかいもんデータベース」を管理・運営する。
計	5,584	

3 これまでの取組状況、改善点

- ・展示会の開催を、銀座松屋などの大都市圏の販売店に直接委託することで、買い付けや交渉等各工房との商流を作り上げ、事業者の展示会への出品が開催ショップとの継続的な取引に繋がっている。
- ・「民藝のふるさと鳥取県」としてメディア発信を行うことで、民芸が好きな読者等に対し鳥取県の民芸品の認知度向上に繋がっている。
- ・首都圏バイヤーやメディアの訪問は、販路の少ない若手事業者が自らの商品について発信でき創作のモチベーションを高める貴重な機会となっている。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

販路拡大・輸出促進課(内線:7832)
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
とっとりの民工芸海外販路拡大事業	2,500	2,700	△200				2,500	
トータルコスト	5,678千円(前年度 5,879千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	事業の企画、関係機関との連絡調整、情報収集等							
工程表の政策目標(指標)	国内外への情報発信等を実施し、民工芸振興を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

和紙、緋、郷土玩具、陶磁器、木竹工等の民工芸の魅力と価値を国外に情報発信し民工芸品の販路拡大を図り、併せて本県への観光誘客を図る。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区 分	予算額	内 容
(1) パリ展	1,500	県産地酒・食品と合わせて、鳥取県の民工芸品を紹介するイベントを開催する。
(2) 香港展	500	和紙に興味を持つ現地若手デザイナーと協力して、因州和紙を中心に鳥取県の民工芸と観光をPRするイベントを開催する。
(3) 台湾展	500	台中で開催される「国際花博覧会」と連動して、鳥取の手仕事と観光のPRをするため、台中及び台北のセレクトショップでの展示会を開催する。
計	2,500	

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 香港での取組

鳥取岡山観光物産展にて、因州和紙のワークショップを行ったほか、本県の民工芸品を展示販売し、併せて観光情報も一体化して紹介した。

(H29.9:ファッションワールド、イオンスタイルコーンヒル)

(2) パリでの取組

陶器・ガラス・木工と鳥取の幅広い手仕事と職人の高い技術を紹介し、本県民工芸品の情報発信を行った。また、サロン・デュ・サケと連動し、県産日本酒の試飲とともに県内工房の杯のPRも行うことで、酒とともに酒器を楽しむ文化を紹介した。10月4日～8日のイベント終了後もクリスマス商戦を狙って12月末まで展示販売を継続した。

(H29.10:サンルイ島ギャラリー「ランブラッセ」)

(3) 台湾での取組

県産民工芸品を展示販売し、特に包丁は自炊ブームに乗り、売り上げが良かった。また、鳥取の写真展と写真家によるトークショーを行い、本県へのインバウンド誘致も合わせて行った。

(H29.11:台北「Brush & Green」・台南「衛屋茶事」)

平成30年度一般会計当初予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉦業費

2 目 中小企業振興費

食のみやこ推進課 (内線: 7834)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域資源活用・農工商連携促進事業	9,053	9,785	△732				9,053	
トータルコスト	24,149千円 (前年度 24,886千円) [正職員: 1.9人]							
主な業務内容	農工商連携促進に係る支援ネットワークの推進、農工商連携コーディネーターの設置、ファンドの運営 など							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>本県の豊かな地域資源・研究シーズの活用や、農林漁業者と商工業者が互いの経営資源を持ち寄り、連携して新商品・新サービスの創出を行う取組を推進するため、支援機関によるネットワークの運営、専門コーディネーターの設置を行う。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 「とっとり農工商こらぼネット現地支援チーム」の運営 (1,652千円)</p> <p>平成21年4月より県内3か所(東部・中部・西部)に設置している農工商連携の取組に関する支援機関ネットワーク「とっとり農工商こらぼネット」による個別相談対応業務と、公的支援策活用に向けた支援や研究機関による技術的アドバイス等を行う。</p> <p>〈構成〉 東部振興課、東部農林事務所、各農林局、地域振興局、各商工団体、(地独)鳥取県産業技術センター、(公財)鳥取県産業振興機構 他</p> <p>(2) 農工商連携コーディネーターの設置 (7,401千円)</p> <p>(公財)鳥取県産業振興機構に農工商連携専門コーディネーター2名を配置し、入口・出口戦略(売れる商品企画、マッチング、販路開拓等)を見据えた支援を行う。</p> <p>① マッチング担当 1名 ・現場に出向いての案件の掘り起こし、企業同士の紹介、支援メニューの紹介 ・マーケティングを通じた売れる商品の現場への企画提案・フィードバック など</p> <p>② 販路開拓担当 1名 ・人的ネットワークを活かした販路開拓、バイヤーを招いての商談会開催 など</p>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>○鳥取県農工商連携促進ファンド事業により、農林漁業者と中小企業者の連携した新たな取組の創出を推進しており、平成29年11月末までに98件を採択した。</p> <p>○「とっとり農工商こらぼネット」において相談業務、定期的な情報交換、技術面での連携支援等の現場密着型支援を実施している。</p> <p>○農工商連携促進体制強化を図るため、平成24年度から(公財)鳥取県産業振興機構に専門コーディネーターを配置し、農林漁業者と中小企業者とのマッチングや販路開拓支援等に取り組んでいる。</p>								

平成30年度当初予算歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目	4款 衛生費	うち商工労働部			
		2項 環境衛生費	4目 環境保全費		
節 別					
1 報 酬	139,920	182	182	182	
2 給 料	1,392,664				
3 職 員 手 当 等	814,491				
4 共 済 費	512,954				
5 災 害 補 償 費					
6 恩 給 及 び 退 職 年 金					
7 賃 金	343				
8 報 償 費	39,104				
9 旅 費	60,398	388	388	388	
費用弁償	7,655	68	68	68	
普通旅費	31,943	320	320	320	
特別旅費	20,800				
10 交 際 費	100				
11 需 用 費	208,450	798	798	798	
12 役 務 費	62,534	518	518	518	
13 委 託 料	1,058,339				
14 使用料及び賃借料	72,475	606	606	606	
15 工 事 請 負 費	310,478				
16 原 材 料 費					
17 公 有 財 産 購 入 費					
18 備 品 購 入 費	13,739				
19 負担金、補助及び交付金	4,723,347	11,425	11,425	11,425	
20 扶 助 費	1,131,233				
21 貸 付 金	1,087,406	17,136	17,136	17,136	
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料					
24 投 資 及 び 出 資 金					
25 積 立 金	496,075				
26 寄 付 金	52,376				
27 公 課 費	44				
28 繰 出 金					
予 備 費					
計	12,176,470	31,053	31,053	31,053	
財 源 内 訳	国 庫	2,080,822			
	地 方 債	172,000			
	そ の 他	905,816	17,136	17,136	17,136
	一 般 財 源	9,017,832	13,917	13,917	13,917

(単位:千円)

款 項 目	5款 労働費	うち商工労働部			
			1項 労政費	1目 労政総務費	
節 別					
1 報 酬	276,573	250,188	146,502	146,502	
2 給 料	198,952	168,344	91,824	91,824	
3 職 員 手 当 等	101,546	84,788	46,248	46,248	
4 共 済 費	110,976	100,112	56,096	56,096	
5 災 害 補 償 費					
6 恩 給 及 び 退 職 年 金					
7 賃 金					
8 報 償 費	169,642	169,422	76,675	73,457	
9 旅 費	33,619	27,022	20,096	18,334	
費 用 弁 償	13,906	9,564	7,832	7,832	
普 通 旅 費	5,431	3,611	1,553	1,553	
特 別 旅 費	14,282	13,847	10,711	8,949	
10 交 際 費	50				
11 需 用 費	43,276	41,349	17,551	17,551	
12 役 務 費	21,861	18,844	13,432	13,432	
13 委 託 料	875,799	875,691	591,231	553,511	
14 使用料及び賃借料	116,090	114,421	88,582	88,582	
15 工 事 請 負 費	17,673	17,673			
16 原 材 料 費					
17 公 有 財 産 購 入 費					
18 備 品 購 入 費	13,590	13,490	20	20	
19 負担金、補助及び交付金	130,705	121,839	58,093	52,537	
20 扶 助 費	323	323			
21 貸 付 金					
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料					
24 投 資 及 び 出 資 金					
25 積 立 金	193,096	193,096	193,096	193,096	
26 寄 付 金					
27 公 課 費	69	69			
28 繰 出 金					
予 備 費					
計	2,303,840	2,196,671	1,399,446	1,351,190	
財 源 内 訳	国 庫	913,392	913,392	447,097	439,750
	地 方 債	7,000	7,000		
	そ の 他	88,993	88,993	45,328	45,328
	一 般 財 源	1,294,455	1,187,286	907,021	866,112

(単位:千円)

款 項 目					
		2項			
節 別		2目	職業訓練費	1目	2目
		労働福祉費		職業訓練総務費	職業訓練校費
1	報酬		103,686	829	102,857
2	給料		76,520	76,520	
3	職員手当等		38,540	38,540	
4	共済費		44,016	27,160	16,856
5	災害補償費				
6	恩給及び退職年金				
7	賃金				
8	報償費	3,218	92,747	23,800	68,947
9	旅費	1,762	6,926	1,229	5,697
	費用弁償		1,732	467	1,265
	普通旅費		2,058	60	1,998
	特別旅費	1,762	3,136	702	2,434
10	交際費				
11	需用費		23,798	607	23,191
12	役務費		5,412	180	5,232
13	委託料	37,720	284,460	29,146	255,314
14	使用料及び賃借料		25,839	37	25,802
15	工事請負費		17,673		17,673
16	原材料費				
17	公有財産購入費				
18	備品購入費		13,470		13,470
19	負担金、補助及び交付金	5,556	63,746	60,410	3,336
20	扶助費		323		323
21	貸付金				
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料				
24	投資及び出資金				
25	積立金				
26	寄付金				
27	公課費		69		69
28	繰出金				
	予備費				
	計	48,256	797,225	258,458	538,767
財源内訳	国庫	7,347	466,295	40,532	425,763
	地方債		7,000		7,000
	その他		43,665	28,028	15,637
	一般財源	40,909	280,265	189,898	90,367

(単位:千円)

款 項 目	7款 商工費	うち商工労働部			
		1項 商業費	1目 商業総務費		
			節 別		
1 報 酬	84,743	48,735	23,862	2,194	
2 給 料	382,600	218,082	168,344	168,344	
3 職 員 手 当 等	192,700	109,839	84,788	84,788	
4 共 済 費	172,536	108,459	63,530	60,106	
5 災 害 補 償 費					
6 恩 給 及 び 退 職 年 金					
7 賃 金					
8 報 償 費	411,135	407,003	28,580	698	
9 旅 費	71,248	39,672	22,899	4,162	
費用 弁 償	13,350	9,021	4,739	499	
普 通 旅 費	43,974	19,842	12,756	2,751	
特 別 旅 費	13,924	10,809	5,404	912	
10 交 際 費	200	100	100	100	
11 需 用 費	55,162	20,667	12,149	2,937	
12 役 務 費	52,209	26,360	16,186	4,449	
13 委 託 料	770,720	325,162	58,782		
14 使用料 及び 賃借料	154,775	23,202	16,275	3,932	
15 工 事 請 負 費	93,424				
16 原 材 料 費					
17 公 有 財 産 購 入 費					
18 備 品 購 入 費	3,100	3,000			
19 負担金、補助及び交付金	10,998,925	10,167,710	2,275,526		
20 扶 助 費					
21 貸 付 金	2,975,468	2,965,480	194,679		
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料	131,218	131,218			
24 投 資 及 び 出 資 金	1,500	1,500	1,500		
25 積 立 金					
26 寄 付 金					
27 公 課 費					
28 繰 出 金	8,662	8,662			
予 備 費					
計	16,560,325	14,604,851	2,967,200	331,710	
財 源 内 訳	国 庫	253,192	102,641	43,358	
	地 方 債	2,576,000	2,518,000		
	そ の 他	841,224	610,757	194,747	6
	一 般 財 源	12,889,909	11,373,453	2,729,095	331,704

(単位:千円)

款 項 目				
		2目	3目	4目
節 別		商業振興費	金融対策費	貿易振興費
		1	報 酬	15,090
2	給 料			
3	職 員 手 当 等			
4	共 済 費	2,358		1,066
5	災 害 補 償 費			
6	恩 給 及 び 退 職 年 金			
7	賃 金			
8	報 償 費	25,397		2,485
9	旅 費	4,618	679	13,440
	費 用 弁 償	1,310		2,930
	普 通 旅 費	2,876	679	6,450
	特 別 旅 費	432		4,060
10	交 際 費			
11	需 用 費	4,758	229	4,225
12	役 務 費	3,968	270	7,499
13	委 託 料	13,539		45,243
14	使 用 料 及 び 賃 借 料	6,394	237	5,712
15	工 事 請 負 費			
16	原 材 料 費			
17	公 有 財 産 購 入 費			
18	備 品 購 入 費			
19	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,130,136	1,001,285	144,105
20	扶 助 費			
21	貸 付 金		194,679	
22	補 償、補 填 及 び 賠 償 金			
23	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料			
24	投 資 及 び 出 資 金		1,500	
25	積 立 金			
26	寄 付 金			
27	公 課 費			
28	繰 出 金			
	予 備 費			
	計	1,206,258	1,198,879	230,353
財 源 内 訳	国 庫 債	14,965		28,393
	地 方 債			
	そ の 他	43	194,679	19
	一 般 財 源	1,191,250	1,004,200	201,941

(単位:千円)

款 項 目		2項			
		工 鉱 業 費	1目 工 鉱 業 総 務 費	2目 中 小 企 業 振 興 費	5目 産 業 技 術 セ ン タ ー 費
節 別					
1	報 酬	24,873	16,988	7,632	253
2	給 料	49,738	49,738		
3	職 員 手 当 等	25,051	25,051		
4	共 済 費	44,929	43,958	971	
5	災 害 補 償 費				
6	恩 給 及 び 退 職 年 金				
7	賃 金				
8	報 償 費	378,323	341,050	37,273	
9	旅 費	15,812	6,363	8,785	664
	費 用 弁 償	4,282	1,495	2,123	664
	普 通 旅 費	6,486	4,333	2,153	
	特 別 旅 費	5,044	535	4,509	
10	交 際 費				
11	需 用 費	8,058	5,491	2,567	
12	役 務 費	9,974	6,003	3,971	
13	委 託 料	260,067	77,017	183,050	
14	使 用 料 及 び 賃 借 料	6,877	4,307	2,570	
15	工 事 請 負 費				
16	原 材 料 費				
17	公 有 財 産 購 入 費				
18	備 品 購 入 費	3,000		3,000	
19	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	7,892,184	5,512,688	1,567,786	811,710
20	扶 助 費				
21	貸 付 金	2,770,801		2,770,801	
22	補 償、補 填 及 び 賠 償 金				
23	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	131,218		131,218	
24	投 資 及 び 出 資 金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金	8,662		8,662	
	予 備 費				
	計	11,629,567	6,088,654	4,728,286	812,627
財 源 内 訳	国 庫	59,283	37,302	21,981	
	地 方 債	2,518,000		2,509,000	9,000
	そ の 他	416,010	1,165	414,845	
	一 般 財 源	8,636,274	6,050,187	1,782,460	803,627

(単位:千円)

款 項 目			13款 諸支出金	うち商工労働部
	3項			
	節 別	観光費	1目 観光費	
1 報 酬				
2 給 料				
3 職 員 手 当 等				
4 共 済 費				
5 災 害 補 償 費				
6 恩 給 及 び 退 職 年 金				
7 賃 金				
8 報 償 費	100	100		
9 旅 費	961	961		
費用弁償				
普通旅費	600	600		
特別旅費	361	361		
10 交 際 費				
11 需 用 費	460	460		
12 役 務 費	200	200		
13 委 託 料	6,313	6,313		
14 使用料及び賃借料	50	50		
15 工 事 請 負 費				
16 原 材 料 費				
17 公 有 財 産 購 入 費				
18 備 品 購 入 費				
19 負担金、補助及び交付金			12,281,798	
20 扶 助 費				
21 貸 付 金				
22 補償、補填及び賠償金				
23 償還金、利子及び割引料			9,220,415	
24 投 資 及 び 出 資 金			308,301	308,301
25 積 立 金				
26 寄 付 金				
27 公 課 費				
28 繰 出 金				
予 備 費				
計	8,084	8,084	21,810,514	308,301
財 源 内 訳	国 庫 債			
	地 方 債			
	そ の 他		88,310	
	一 般 財 源	8,084	8,084	21,722,204

(単位:千円)

款 項 目				商工労働部 合 計
		1項 公営企業支 出金	1目 鳥取県営工業 用水道事業会 計支出金	
節 別				
1	報 酬			299,105
2	給 料			386,426
3	職 員 手 当 等			194,627
4	共 済 費			208,571
5	災 害 補 償 費			
6	恩 給 及 び 退 職 年 金			
7	賃 金			
8	報 償 費			576,425
9	旅 費			67,082
	費 用 弁 償			18,653
	普 通 旅 費			23,773
	特 別 旅 費			24,656
10	交 際 費			100
11	需 用 費			62,814
12	役 務 費			45,722
13	委 託 料			1,200,853
14	使用料 及び 賃借料			138,229
15	工 事 請 負 費			17,673
16	原 材 料 費			
17	公 有 財 産 購 入 費			
18	備 品 購 入 費			16,490
19	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金			10,300,974
20	扶 助 費			323
21	貸 付 金			2,982,616
22	補 償、補 填 及 び 賠 償 金			
23	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料			131,218
24	投 資 及 び 出 資 金	308,301	308,301	309,801
25	積 立 金			193,096
26	寄 付 金			
27	公 課 費			69
28	繰 出 金			8,662
	予 備 費			
	計	308,301	308,301	17,140,876
財 源 内 訳	国 庫			1,016,033
	地 方 債			2,525,000
	そ の 他			716,886
	一 般 財 源	308,301	308,301	12,882,957

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
4款 衛生費	
2項 環境衛生費	
4目 環境保全費	
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル技術・製品実用化事業補助金審査会審査員 5人 ・鳥取県グリーン商品認定審査会委員 5人
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金 9,464 ・鳥取県環境産業支援資金融資事業補助金 86 ・鳥取県リサイクル製品販売促進事業補助金 350 ・鳥取県認定グリーン商品普及促進事業補助金 883 ・鳥取県リサイクル産業事業化促進事業補助金 642
貸付金	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県環境産業支援資金融資事業貸付金 17,136
5款 労働費	
1項 労政費	
1目 労政総務費	
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員(技術コーディネーター) 1人 ・若年者就業支援員(とっとり若者仕事ぶらざ) 4人 ・就業支援員(ふるさとハローワーク八頭) 2人 ・非常勤職員(事務) 2人 ・障がい者雇用アドバイザー 1人 ・非常勤職員(技術コーディネーター・県立関西ハローワーク) 1人 ・非常勤職員(就職コーディネーター・県立関西ハローワーク) 1人 ・非常勤職員(技術コーディネーター・県立東京ハローワーク) 1人 ・非常勤職員(就職コーディネーター・県立東京ハローワーク) 1人 ・非常勤職員(技術コーディネーター・県立鳥取ハローワーク) 1人 ・就業支援員(主任・県立鳥取ハローワーク) 1人 ・就業支援員(県立鳥取ハローワーク) 10人 ・就業支援員(県立鳥取ハローワーク八頭分室) 2人 ・非常勤職員(事務・鳥取県立ハローワーク) 1人 ・非常勤職員(技術コーディネーター・県立倉吉ハローワーク) 1人 ・就業支援員(主任・県立倉吉ハローワーク) 1人 ・就業支援員(県立倉吉ハローワーク) 6人 ・非常勤職員(技術コーディネーター・米子) 2人 ・就業支援員(主任・米子) 1人 ・就業支援員(米子) 9人 ・就業支援員(主任・境港) 3人 ・就業支援員(境港) 1人

項 目		金額(千円)等	
2項 職業訓練費	給 料	・一般職員 24人	
	負担金、補助 及び交付金	・職業紹介責任者講習会受講料 27	
		・鳥取県労働者団体社会貢献活動等支援補助金 320	
		・訪問型ジョブコーチ設置推進助成金 9,000	
		・鳥取県特例子会社設立等助成金 1,875	
		・鳥取県未来人材奨学金支援助成金 40,815	
		・プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金 500	
	積 立 金	・鳥取県未来人材育成基金出捐金 193,096	
	2目 労働福祉費		
	負担金、補助 及び交付金	・鳥取県育児・介護休業者生活資金支援事業補助金 123	
・鳥取県労働者福祉協議会補助金 2,133			
・働き方改革促進体制整備事業補助金 3,300			
2項 職業訓練費			
1目 職業訓練総務費			
報 酬	・鳥取県職業能力開発審議会委員 57人		
	・鳥取県技能者表彰候補者選考委員会委員 5人		
給 料	・一般職員 20人		
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県職業能力開発協会補助金 44,374		
	・鳥取県技能振興推進事業費補助金 4,678		
	・鳥取県認定職業訓練助成事業費補助金 10,358		
	・とっどりの技能魅力発信事業補助金 1,000		
2目 職業訓練校費			
報 酬	・非常勤講師 8人		
	・巡回就職支援指導員 5人		
	・向上訓練等推進員 4人		
	・委託訓練等推進員 5人		
	・訓練指導員 3人		
	・就職支援員 2人		
	・寄宿舍舎監 2人		
	・非常勤職員(一般事務) 2人		
	・障がい者職業訓練コーチ 1人		
	・障がい者職業訓練コーディネーター 2人		
	・障がい者職業訓練補助員 1人		
	・障がい者職業訓練アドバイザー 1人		
	・障がい者職業訓練指導員 2人		
	負担金、補助 及び交付金	・職業訓練指導員研修受講負担金 333	
・職業訓練サポート事業住居費助成金 1,224			
・県事業主団体等委託訓練生組合補助金(職業訓練事業費) 1,550			

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	・県事業主団体等委託訓練生組合補助金(障がい者職業訓練事業費)	72
	・ジョブコーチ養成研修負担金	40
	・防火管理者資格取得講習会受講料	9
	・全国職業能力開発校長会会費	4
	・全国職業能力開発校長会中国支部会費	14
	・自動車安全運転運行管理者協議会会費	10
	・県自動車整備振興会負担金	58
	・米子市危険物保安協会会費	8
	・安全衛生推進者養成講習負担金	14
7款 商工費		
1項 商業費		
1目 商業総務費		
報 酬	・非常勤職員(事務)	1人
給 料	・一般職員	44人
2目 商業振興費		
報 酬	・非常勤職員(コーディネーター)	4人
	・鳥取県大規模小売店舗立地審議会委員	7人
	・商調法調停委員会委員	3人
	・事業承継支援補助金審査委員会委員	5人
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県中小企業BCP策定支援事業補助金	1,500
	・国際経済変動対策支援事業補助金	3,000
	・商圈拡大・需要獲得支援事業補助金	13,000
	・鳥取県小規模事業者等経営支援交付金(商工会議所)	271,624
	・鳥取県小規模事業者等経営支援交付金(商工会・商工会連合会)	596,633
	・鳥取県中小企業連携組織支援交付金	99,535
	・鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金	6,000
	・鳥取県商店街振興組合指導事業費補助金	1,227
	・事業承継支援補助金	8,000
	・次世代型企业創出支援事業補助金	4,320
	・鳥取県運輸事業振興助成補助金	96,374
	・鳥取県物産協会運営費補助金	28,873
3目 金融対策費		
負担金、補助 及び交付金	・企業立地促進資金貸付金利子補助金	7,570
	・企業自立サポート事業補助金(制度金融費)	400,400
	・信用保証料負担軽減補助金	253,957
	・がんばる企業を応援！特別金融支援事業補助金	336,760
	・異常気象・雪不足特別対策事業補助金	556
	・鳥取県平成29年台風被害特別対策事業補助金	2,042

項 目		金額(千円)等
貸付金	・企業立地促進資金貸付金	24,415
	・企業自立サポート事業貸付金(制度金融費)	170,264
投資及び出資金	・経営安定関連保証強化出捐金	1,500
4目 貿易振興費		
報酬	・鳥取県東アジアビューロー設置運営委員会委員	4人
	・非常勤職員(マネージャー)	1人
	・鳥取県ウラジオストクビジネスサポートセンター設置運営業務審査委員会	4人
負担金、補助及び交付金	・競争力のある物流機能構築支援事業補助金	1,500
	・鳥取県境港貿易振興会補助金	4,770
	・鳥取県境港利用促進支援事業費補助金	19,000
	・境港発着混載輸送サービス事業費補助金	100
	・鳥取県企業立地認定事業者貨物誘致支援事業補助金	6,775
	・(公財)鳥取県産業振興機構補助金	24,804
	・(公財)鳥取県産業振興機構負担金	26,968
	・日本貿易振興機構鳥取貿易情報センター運営費負担金	13,226
	・(公財)環日本海経済研究所賛助会会費	50
	・環日本海圏航路に係る就航経費補助金	36,400
	・(一社)ロシアNIS貿易会負担金	312
	・戦略的海外展開構築支援事業補助金	7,500
	・鳥取・吉林ADAS・EVプロジェクト事業補助金	2,700
2項 工 鉦 業 費		
1目 工鉦業総務費		
報酬	・非常勤職員(企業誘致担当参与)	4人
	・非常勤職員(事務)	1人
給料	・一般職員	9人
	・定数外職員	4人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県企業立地事業補助金	4,779,564
	・鳥取県情報通信関連雇用事業補助金	152,077
	・鳥取県コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金	27,469
	・日本立地センター賛助会費	315
	・里山オフィス開設支援事業補助金	5,000
	・鳥取県工業団地整備支援事業補助金	4,507
	・崎津団地基盤整備等補助金	11,730
	・崎津団地承水路維持管理費補助金	2,615
	・企業立地事業環境整備補助金	454,175
	・企業投資促進のための工業団地再整備事業補助金	29,136
・鳥取県企業立地等事業による新規雇用者研修費補助金	42,000	

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県県内主要製造業再生支援補助金	100
	・鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業補助金	4,000
2目 中小企業振興費		
報 酬	・先端ICT活用実証モデル開発支援補助金審査会委員	5人
	・鳥取県ビジネスプランコンテスト審査会委員	8人
	・鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金審査会委員	4人
	・とっとり発医療機器開発支援審査会委員	6人
	・非常勤職員(事務)	1人
	・鳥取県産学共同事業化プロジェクト支援事業採択審査委員会委員	5人
	・鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会委員	4人
	・鳥取県トライアル発注対象製品等選定会議委員	4人
	・鳥取県知的財産マネジメント委員会委員	5人
	・非常勤職員(経営革新)	2人
	・経営革新計画承認審査会委員、経営革新大賞表彰審査委員会委員	13人
	・県版経営革新計画(生産性向上型・高度枠)採択審査会委員	5人
	・鳥取県伝統工芸認定委員会委員	3人
負担金、補助 及び交付金	・情報通信産業における人材育成支援事業補助金	1,855
	・先端ICT活用実証モデル開発支援補助金	48,500
	・「創業支援資金」スタートアップ応援事業補助金	35,864
	・起業創業チャレンジ支援補助金	39,354
	・販路開拓県外ビジネス拠点確保支援事業補助金	578
	・鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金	26,613
	・鳥取県産業振興機構運営費交付金	314,835
	・鳥取県産業振興機構施設整備事業補助金	13,164
	・医工連携推進事業補助金	19,150
	・医療機器開発支援補助金	12,418
	・創薬事業化プロジェクト支援補助金	20,000
	・企業自立サポート事業補助金(バイオ産業支援資金)	1,170
	・バイオ産業支援資金利子補助金	700
	・とっとりバイオフィロンティア施設利用料補助金	1,198
	・鳥取県発明協会補助金	500
	・鳥取県知的所有権センター運営費補助金	6,500
	・鳥取県中小企業外国出願支援事業補助金	600
	・鳥取県知的所有権センター補助金	3,597
	・起業女子拠点化プロジェクト補助金	1,200
	・ふるさと起業家支援補助金	10,000

項 目		金額(千円)等	
13款 諸支出金	負担金、補助 及び交付金	・鳥取県版経営革新総合支援補助金	977,259
		・鳥取県新事業展開資金(経営革新貸付)戦略的推進分野利子補助金	973
		・食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金	17,277
		・鳥取県ふるさと産業支援事業補助金	7,080
		・地域資源活用・農商工連携促進事業(産業振興機構コーディネーター)補助金	7,401
	貸付金	・鳥取県産業振興機構施設管理支援資金貸付金	270,801
		・スタートアップ応援ファンド貸付金	2,500,000
	繰出金	・鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計繰出金	8,662
	償還金、利子及 び割引料	・とっとり次世代・地域資源産業育成ファンド事業返還金	131,218
	5目 産業技術センター費		
報酬	・地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会委員	5人	
負担金、補助 及び交付金	・地方独立行政法人鳥取県産業技術センター運営費交付金	790,664	
	・地方独立行政法人鳥取県産業技術センター運営費補助金	21,046	
13款 諸支出金			
1項 公営企業支出金			
1目 鳥取県営工業用水道事業会計支出金			
投資及び出資金	・鳥取県営工業用水道事業会計出資金	308,301	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成30年度 里山オフィス開設支援 事業補助	千円 5,000		0	平成31年度 平成33年度	5,000					千円 5,000
平成30年度 工業団地再整備事業補 助	208,355		0	平成32年度 平成50年度	208,355					208,355
平成30年度 新規工業団地整備支援 事業補助	458		0	平成31年度 平成49年度	458					458
平成30年度 リサイクル技術・製品実 用化事業補助	補助金総額12,000千円を限度とし て、平成30年度に交付した額 から平成30年度に交付した額を差 し引いた額		0	平成31年 度	限度額に同じ					
平成30年度 リサイクル製品販売促 進事業補助	補助金総額700千円を限度とし て、平成30年度に交付した額から 平成30年度に交付した額を差し引 いた額		0	平成31年 度	限度額に同じ					
平成30年度 「とっとりIoT推進ラボ」 加速化事業補助	補助金総額20,000千円を限度とし て、平成30年度に交付した額 から平成30年度に交付した額を差 し引いた額		0	平成31年 度	限度額に同じ					
平成30年度 中小企業調査・研究開 発支援事業補助	補助金総額15,000千円を限度とし て、平成30年度に交付した額 から平成30年度に交付した額を差 し引いた額		0	平成31年 度 平成32年 度	限度額に同じ					

事 項	限 度 額	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額				左の財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	特 定 財 源			一 般 財 源		
							国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円			
平成30年度 医工連携推進事業補助	千円 補助金総額8,000千円を限度とし、平成30年度に交付決定した額から平成30年度に交付した額を差し引いた額	0	0	平成30年度	限度額と同じ							
平成30年度 とっとり養医療機器開発支援事業委託	委託料総額20,000千円を限度とし、平成30年度に契約した額から平成30年度に支出した額を差し引いた額			平成30年度	限度額と同じ							
平成30年度 産学共同事業化プロジェクト支援事業委託	委託料総額20,000千円を限度とし、平成30年度に契約した額から平成30年度に支出した額を差し引いた額	0	0	平成30年度 平成31年度 平成32年度	限度額と同じ							
平成30年度 特許流通フェア出展業務委託	委託料総額2,390千円を限度とし、平成30年度に契約した額から平成30年度に支出した額を差し引いた額	0	0	平成30年度	限度額と同じ							
平成30年度 起業創業チャレンジ支援事業補助	補助金総額25,000千円を限度とし、平成30年度に交付決定した額から平成30年度に交付した額を差し引いた額	0	0	平成30年度 平成31年度 平成32年度	限度額と同じ							
平成30年度 創業支援資金スタートアップ応援事業補助	補助金総額35,477千円を限度とし、平成30年度に交付決定した額から平成30年度に交付した額を差し引いた額	0	0	平成30年度 平成31年度 平成33年度	限度額と同じ							
平成30年度 とっとりバイオフロンティア指定管理料	441,710		441,710	平成30年度 平成31年度 平成35年度								441,710
平成30年度 とっとりバイオフロンティア施設利用料軽減補助	3,594		3,594	平成30年度 平成31年度 平成33年度								3,594

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	財 源				
							国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	
平成30年度 バイオ産業支援資金利 子補助	千円 3,235			平成31年度 3.5	平成31年度 3.5						3,235
平成30年度 起業化促進に関する ファンドに係る損失補償	3,100,000			平成31年度 4.1	平成31年度 4.1						3,100,000
平成30年度 事業承継促進事業補助	補助金総額10,000千円を限度とし て、平成30年度に交付決定した額 から平成30年度に交付した額を差 し引いた額			平成31年度 3.1	平成31年度 3.1						限度額に同じ
平成30年度 再生支援資金に関する 損失補償	鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	0		平成30年度から、金銭消費貸 借に係る契約書に定めるところに より償還が完了する日が 属する年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受けて 貸付期間を延長した場合は、 その延長した後の償還が完了 する日が属する年度の翌年度 まで	平成30年度から、金銭消費貸 借に係る契約書に定めるところに より償還が完了する日が 属する年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受けて 貸付期間を延長した場合は、 その延長した後の償還が完了 する日が属する年度の翌年度 まで						限度額に同じ
平成30年度 経営体質強化資金に関 する損失補償	鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	0		平成30年度から、金銭消費貸 借に係る契約書に定めるところに より償還が完了する日が 属する年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受けて 貸付期間を延長した場合は、 その延長した後の償還が完了 する日が属する年度の翌年度 まで	平成30年度から、金銭消費貸 借に係る契約書に定めるところに より償還が完了する日が 属する年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受けて 貸付期間を延長した場合は、 その延長した後の償還が完了 する日が属する年度の翌年度 まで						限度額に同じ
平成30年度 経営再生円滑化借換特 別資金に関する損失補 償	鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	0		平成30年度から、金銭消費貸 借に係る契約書に定めるところに より償還が完了する日が 属する年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受けて 貸付期間を延長した場合は、 その延長した後の償還が完了 する日が属する年度の翌年度 まで	平成30年度から、金銭消費貸 借に係る契約書に定めるところに より償還が完了する日が 属する年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受けて 貸付期間を延長した場合は、 その延長した後の償還が完了 する日が属する年度の翌年度 まで						限度額に同じ

事 項	限 度 額	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額				左の財源内 記			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円		
										平	平
平成30年度 鳥取県版経営革新総合 支援(県版認定計画)事 業補助	千円 補助金総額647,800千円を限度とし て、平成30年度に交付決定した額 から平成30年度に交付した額を差 し引いた額		0	平成 31年 3月	限度額に同じ						
平成30年度 鳥取県版経営革新総合 支援(法承認計画)事業 補助	千円 補助金総額145,000千円を限度とし て、平成30年度に交付決定した額 から平成30年度に交付した額を差 し引いた額		0	平成 31年 3月	限度額に同じ						
平成30年度 経営革新企業ステップ アップ支援事業利子補 助	5,883		0	平成 31年 3月	5,883				5,883		
平成30年度 戦略的海外展開構築支 援事業補助	千円 補助金総額7,500千円を限度とし て、平成30年度に交付決定した額 から平成30年度に交付した額を差 し引いた額			平成 31年 3月	限度額に同じ						
平成30年度 障がい者職業訓練業務 委託	389		0	平成 31年 3月	389	389					
平成30年度 職業訓練業務委託	72,468		0	平成 31年 3月	72,468	72,468					
平成30年度 鳥取県未来人材育成奨 学金支援事業補助	188,620			平成 31年 3月	188,620				188,620		
平成30年度 食の安全・安心プロジェ クト推進(食品衛生に係 る認証取得)事業補助	千円 補助金総額15,000千円を限度とし て、平成30年度に交付決定した額 から平成30年度に交付した額を差 し引いた額		0	平成 31年 3月	限度額に同じ						
平成30年度 食の安全・安心プロジェ クト推進(食品衛生に係 る認証継続)事業補助	千円 補助金総額9,000千円を限度とし て、平成30年度に交付決定した額 から平成30年度に交付した額を差 し引いた額		0	平成 31年 3月	限度額に同じ						

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
							庫 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他
平成21年度 平成17年度再生支援資 金に関する損失補償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額を控除 した額の4分の1を限度とする額	平 成 2 1 年 度 か ら 平 成 2 9 年 度 ま で	千円 4,583	平 成 3 0 年 度 か ら、金 銭 消 費 貸 借 に 係 る 契 約 書 に 定 め る と こ ろ に よ り 償 還 が 完 了 す る 日 が 属 す る 年 度 ま で。た だ し、条 件 変 更 措 置 を 受 け て 貸 付 期 間 を 延 長 し た 後 の 償 還 が 完 了 す る 日 が 属 す る 年 度 の 翌 年 度 ま で	千円 952	千円	千円	千円	千円 952
平成21年度 再生支援資金に関する 損失補償	鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額を控除 した額の2分の1を限度とする額	平 成 2 1 年 度 か ら 平 成 2 9 年 度 ま で	116	平 成 3 0 年 度 か ら、金 銭 消 費 貸 借 に 係 る 契 約 書 に 定 め る と こ ろ に よ り 償 還 が 完 了 す る 日 が 属 す る 年 度 ま で。た だ し、条 件 変 更 措 置 を 受 け て 貸 付 期 間 を 延 長 し た 後 の 償 還 が 完 了 す る 日 が 属 す る 年 度 の 翌 年 度 ま で	5,230				5,230
平成19年度 チャレンジ応援資金に 関する損失補償	鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額を控除 した額の3分の1を限度とする額	平 成 1 9 年 度 か ら 平 成 2 9 年 度 ま で	0	平 成 3 0 年 度	3,716				3,716
平成21年度 平成19年度 チャレンジ応援資金に 関する損失補償	鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額を控除 した額の3分の1を限度とする額		0	平 成 3 0 年 度 か ら、金 銭 消 費 貸 借 に 係 る 契 約 書 に 定 め る と こ ろ に よ り 償 還 が 完 了 す る 日 が 属 す る 年 度 ま で。た だ し、条 件 変 更 措 置 を 受 け て 貸 付 期 間 を 延 長 し た 後 の 償 還 が 完 了 す る 日 が 属 す る 年 度 の 翌 年 度 ま で	3,716				3,716

事項	限度額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	特定財源		一般財源 千円
								その他 千円		
平成21年度 チャレンジ応援資金に 関する損失補償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額を控除 した額の2分の1を限度とする額	平成21年度から 平成29年度まで	0 千円	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	千円 3,484	千円	千円	千円	千円	3,484
平成21年度 経営活力再生緊急資金 に関する損失補償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平成21年度から 平成29年度まで	33,012 千円	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	43,217					43,217
平成22年度 経営活力再生緊急資金 に関する損失補償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平成22年度から 平成29年度まで	11,540 千円	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	22,331					22,331

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源				
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
平成23年度 経営活力強化資金に関 する損失補償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平成 23年 度 から 平成 29年 度 まで	9,545	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて、貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	25,725	千円	千円	千円	千円	25,725
平成24年度 再生支援資金に関する 損失補償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平成 24年 度 から 平成 29年 度 まで	0	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて、貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	2,763					2,763
平成24年度 経営活力強化資金に関 する損失補償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平成 24年 度 から 平成 29年 度 まで	3,067	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて、貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	27,709					27,709

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成24年度 経営再生円滑化借換特 別資金に関する損失補 償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平成24年度から 平成29年度まで	15,634 千円	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	45,907 千円	千円	千円	千円	45,907 千円
平成25年度 経営活力強化資金に関 する損失補償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平成25年度から 平成29年度まで	6,969 千円	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	90,142 千円				90,142 千円
平成25年度 経営再生円滑化借換特 別資金に関する損失補 償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平成25年度から 平成29年度まで	25,198 千円	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	215,959 千円				215,959 千円

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成26年度 再生支援資金に関する 損失補償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平成26年度から 平成29年度まで	0 千円	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た後の償還が完了する 日が属する年度の翌年 度まで	千円 834	千円	千円	千円	千円 834
平成26年度 経営活力強化資金に関 する損失補償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平成26年度から 平成29年度まで	7,907 千円	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	98,444 千円				98,444 千円
平成26年度 経営再生円滑化借換特 別資金に関する損失補 償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平成26年度から 平成29年度まで	11,895 千円	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	262,709 千円				262,709 千円

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	特 定 財 源		一般財源 千円
								その他 千円		
平成26年度 県立産業人材育成センター 米子校寄宿舎用冷凍 冷蔵庫賃借料	千円 368	平成27年度から 平成29年度まで	210	平成30年度から 平成32年度まで	158					158
平成26年度 県内主要製造業再生支 援事業補助	補助金総額112,500千円を限度とし て、平成26年度に交付決定した額 から平成28年度に交付した額を差 引いた額	平成27年度から 平成29年度まで	24,710	平成30年度から 平成32年度まで	100					100
平成26年度 工業団地再整備事業補 助	1,066,320	平成27年度から 平成29年度まで	146,124	平成30年度から 平成46年度まで	920,196					920,196
平成26年度 新規工業団地整備支援 事業補助	69,194	平成27年度から 平成29年度まで	6,325	平成30年度から 平成46年度まで	62,869					62,869
平成27年度 工業団地再整備事業補 助	203,585	平成28年度から 平成29年度まで	23,179	平成30年度から 平成46年度まで	150,713					150,713
平成27年度 新規工業団地整備支援 事業補助	20,040	平成28年度から 平成29年度まで	1,069	平成30年度から 平成46年度まで	18,971					18,971
平成27年度 工業団地再整備事業補 助	287,300	平成28年度から 平成29年度まで	180,745	平成30年度から 平成56年度まで	106,555					106,555
平成27年度 経営体質強化資金に関 する損失補償	鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平成28年度から 平成29年度まで	1,499	平成30年度から、金融 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	242,705					242,705

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	特 定 財 源	一般財源
平成27年度 経営再生円滑化借換特 別資金に関する損失補 償	千円 鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平成28年度から 平成29年度まで	千円 3,311	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	千円 289,680	千円	千円	千円	千円 289,680
平成27年度 経営革新企業ステップ アップ支援事業利子補 助	16,475	平成28年度から 平成29年度まで	110	平成30年度から 平成32年度まで	111				111
平成27年度 県立産業人材育成セン ター米子校訓練用パソ コン等賃借料	12,201	平成28年度から 平成29年度まで	6,660	平成30年度から 平成31年度まで	4,718	2,359			2,359
平成27年度 県立産業人材育成セン ター米子校訓練用複合 機賃借料	3,092	平成28年度から 平成29年度まで	1,037	平成30年度から 平成32年度まで	1,253	626			627
平成27年度 鳥取県未来人材育成奨 学金支援事業補助	170,708	平成28年度から 平成29年度まで	5,900	平成30年度から 平成38年度まで	164,808				164,808
平成28年度 工業団地再整備事業補 助	53,061	平成29年度	60	平成30年度から 平成48年度まで	53,001				53,001
平成28年度 工業団地再整備事業補 助	66,615		0	平成30年度から 平成56年度まで	66,615				66,615

事 項	限 度 額	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成28年度 創業支援資金スタート アップ応援事業補助	千円 補助金総額31,835千円を限度とし て、平成28年度に交付決定した額 から平成28年度に交付した額を差 し引いた額	平 成 2 9 年 度	15,666	平 成 3 0 年 度 から 平 成 3 1 年 度 まで	16,169	千円	千円	千円	16,169
平成28年度 再生支援資金に関する 損失補償	鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平 成 2 9 年 度	0	平成30年度から、金融 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	2,090				2,090
平成28年度 経営体質強化資金に関 する損失補償	鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平 成 2 9 年 度	156	平成30年度から、金融 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	205,850				205,850
平成28年度 経営再生円滑化借換特 別資金に関する損失補 償	鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額	平 成 2 9 年 度	6,811	平成30年度から、金融 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	356,458				356,458

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	特 定 財 源	一 般 財 源	
平成28年度 鳥取県経営革新総合 支援(法承認計画)事業 補助	千円 補助金総額145,000千円を限度とし て、平成28年度に交付した額 から平成28年度に交付した額を差 し引いた額	平成29年度	1,228	平成30年度から 平成31年度まで	66,469	千円	千円	千円	千円 66,469	
平成28年度 経営革新企業ステップ アップ支援事業利子補 助	13,748	平成29年度	70	平成30年度から 平成33年度まで	204				204	
平成28年度 鳥取県未来人材育成奨 学金支援事業補助	183,690	平成29年度	0	平成30年度から 平成42年度まで	183,690				183,690	
平成29年度 里山オフィス開設支援 事業補助	6,000		0	平成30年度から 平成31年度まで	6,000				6,000	
平成29年度 工業団地再整備事業補 助	19,380		0	平成31年度から 平成49年度まで	19,380				19,380	
平成29年度 新規工業団地整備支援 事業補助	10,511		0	平成30年度から 平成48年度まで	10,511				10,511	
平成29年度 中小企業調査・研究開 発支援事業補助	補助金総額30,000千円を限度とし て、平成29年度に交付した額 から平成29年度に交付した額を差 し引いた額		0	平成30年度から 平成31年度まで	11,452				11,452	
平成29年度 産学共同事業化プロ ジェクト支援事業委託	委託料総額20,000千円を限度とし て、平成29年度に契約した額から平 成29年度に支出した額を差し引い た額		0	平成30年度から 平成31年度まで	15,000				15,000	

事 項	限 度 額	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一般財源	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成29年度 起業創業チャレンジ支 援事業補助	千円 補助金総額25,000千円を限度とし て、平成29年度に交付決定した額 から平成29年度に交付した額を差 し引いた額		千円 0	平成30年度から 平成31年度まで	千円 16,102	千円 1,666	千円	千円	千円 14,436	
平成29年度 創業支援スタートアップ 応援事業補助	千円 補助金総額50,289千円を限度とし て、平成29年度に交付決定した額 から平成29年度に交付した額を差 し引いた額		0	平成30年度から 平成32年度まで	千円 39,540				千円 39,540	
平成29年度 起業促進に関する ファンドに係る損失補償	5,000,000		0	平成30年度から 平成39年度まで	千円 5,000,000				千円 5,000,000	
平成29年度 再生支援資金に関する 損失補償	鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額		0	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日(が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで)	千円 限度額に同じ					
平成29年度 経営体質強化資金に関 する損失補償	鳥取県信用保証協会が金融機関に 対して行う代位弁済額から日本政 策金融公庫の保険金補填額及び全 国信用保証協会連合会の損失補償 額を控除した額の2分の1を限度と する額		0	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日(が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで)	千円 限度額に同じ					

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成29年度 経営再生円滑化借換特 別資金に関する損失補 償	千円		0	平成30年度から、金銭 消費貸借に係る契約書 に定めるところにより償 還が完了する日が属す る年度の翌年度まで。た だし、条件変更措置を受 けて貸付期間を延長し た場合は、その延長した 後の償還が完了する日 が属する年度の翌年度 まで	千円	千円	千円	千円	千円
平成29年度 鳥取県版経営革新総合 支援(県版認定計画)事 業補助	千円		0	平成30年度から 平成31年度まで	千円				
平成29年度 鳥取県版経営革新総合 支援(法承認計画)事業 補助	千円		0	平成30年度から 平成32年度まで	千円				
平成29年度 経営革新企業ステップ アップ支援事業利子補 助	11,768		0	平成30年度から 平成34年度まで	478				478
平成29年度 職業訓練用工作機械等 賃借料	64,344		0	平成30年度から 平成32年度まで	64,344	32,172			32,172
平成29年度 県立産業人材育成セン ター倉吉校訓練用プロ シエクター賃借料	732		0	平成30年度から 平成33年度まで	415	207			208
平成29年度 県立産業人材育成セン ター倉吉校訓練用測量 機器賃借料	8,732		0	平成30年度から 平成33年度まで	7,673	3,836			3,837

事 項	限 度 額	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成29年度 県立産業人材育成セン ター米子校訓練用パソ コン(設計・インテリア 科)賃借料	千円 17,448		0	平成30年度から 平成32年度まで	14,969	千円 7,484	千円	千円	千円 7,485
平成29年度 県立産業人材育成セン ター米子校訓練用パソ コン(視聴覚室)賃借料	7,035		0	平成30年度から 平成32年度まで	5,436	2,718			2,718
平成29年度 県立産業人材育成セン ター米子校寄宿舎給食 業務委託	5,660		0	平成30年度から 平成31年度まで	5,184				5,184
平成29年度 労働者相談・職場環境 改善事業費	81,036		0	平成30年度から 平成32年度まで	81,036				81,036
平成29年度 特例子会社設立等助成 金	11,250		0	平成30年度から 平成32年度まで	11,250				11,250
平成29年度 鳥取県未来人材育成奨 学金支援事業補助	183,670		0	平成30年度から 平成43年度まで	183,670				183,670
平成29年度 鳥取県立鳥取ハロ一 ワーク建物賃借料	34,140		0	平成30年度から 平成32年度まで	34,140				34,140

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成29年度 食の安全・安心プロジェクト推進(食品衛生に係る認証取得)事業補助	千円 補助金総額15,000千円を限度として、平成29年度に交付した額から平成29年度に交付した額を差し引いた額		千円 0	平成30年度から平成31年度まで	千円 限度額に同じ	千円	千円	千円	千円
平成29年度 食の安全・安心プロジェクト推進(食品衛生に係る認証継続)事業補助	千円 補助金総額10,000千円を限度として、平成29年度に交付した額から平成29年度に交付した額を差し引いた額		0	平成30年度から平成32年度まで	千円 限度額に同じ				

議案第8号

平成30年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						金額	区分	
1 繰入金	1 一般会計		千円	千円	千円			
			8,662	9,194	△ 532			
2 繰越金	1 繰越金		8,662	9,194	△ 532			
		1 一般会計から繰入	8,662	9,194	△ 532	1 一般会計から繰入	8,662	
3 諸収入	1 県預金利子		330	900	△ 570			
			330	900	△ 570			
		1 繰越金	330	900	△ 570	1 前年度繰越金	330	
			53,031	60,488	△ 7,457			
			1	1	0			
2 貸付収入	1 中小企業近代化資金貸付金元利収入		1	1	0			
		1 県預金利子	1	1	0	1 県預金利子	1	
3 雑入	1 雑入		52,930	60,387	△ 7,457			
		1 中小企業近代化資金貸付金元利収入	52,930	60,387	△ 7,457	1 中小企業近代化資金貸付金元利収入	52,930	
			100	100	0			
		1 雑入	100	100	0	1 雑入	100	
	歳入合計		62,023	70,582	△ 8,559			

平成30年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計当初予算説明資料

- 1 款 中小企業近代化資金貸付事業費
 1 項 中小企業近代化資金貸付事業費
 1 目 中小企業高度化資金貸付事業費
 2 目 貸付事業運営費
 3 目 諸費

企業支援課(内線:7658)
 (単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				繰入金	繰越金	諸収入	県債	
鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計	62,023	70,582	△8,559	8,662	330	53,031		
トータルコスト	75,530千円(前年度 84,094千円) [正職員:1.7人]							
主な業務内容	債権管理・回収、新規貸付及び借入事務(診断・審査・申請・契約)、会計経理							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構と協調して、中小企業が行う共同事業に対する高度化資金貸付を行う。また、既存貸付債権等の管理回収業務等を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	事業内容
中小企業高度化資金貸付事業費	4,320	5,097	△777	事業協同組合が地震対策として行う耐久性の高いガス導管への取替事業に対し、長期低利融資を行う。
貸付事業運営費	4,457	4,217	240	資金貸付、債権管理・回収等のための事務費。
諸費	53,246	61,268	△8,022	(1) 中小企業高度化資金の(独)中小企業基盤整備機構への償還金及び一般会計への繰出金。 (2) 小規模企業者等設備導入資金に係る国への償還金及び一般会計への繰出金。 償還金 (1) 27,357 + (2) 181 =27,538 繰出金 (1) 25,528 + (2) 180 =25,708 合計 53,246
計	62,023	70,582	△8,559	

3 これまでの取組状況、改善点

中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備導入資金の既存貸付債権等の管理や未収金の回収のほか、中小企業高度化資金については、中国ガス事業協同組合が昭和56年から実施してきた地震対策事業(ガス導管の取替工事)に対して貸付を行っている。

平成30年度 当初予算歳入歳出事項別明細書（商工労働部：鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計）

（単位：千円）

節	款 項 目	1 款 中小企業近代化資金貸付事業費					商工労働部 合計
		うち商工労働部					
		1 項 中小企業近代化資金貸付事業費			2 目 貸付事業運営費	3 目 諸 費	
			1 目 中小企業高度化資金貸付事業費				
1	報 酬						
2	給 料						
3	職員手当等						
4	共 済 費						
5	災 害 補 償 費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃 金						
8	報 償 費	624	624	624		624	624
9	旅 費	451	451	451		451	451
	費用弁償						
	普通旅費	316	316	316		316	316
	特別旅費	135	135	135		135	135
11	需用費	100	100	100		100	100
12	役 務 費	1,072	1,072	1,072		1,072	1,072
13	委 託 料	2,210	2,210	2,210		2,210	2,210
21	貸 付 金	4,320	4,320	4,320	4,320		4,320
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料	27,538	27,538	27,538		27,538	27,538
24	投資及び出資金						
25	積 立 金						
26	寄 付 金						
27	公 課 費						
28	繰 出 金	25,708	25,708	25,708		25,708	25,708
	計	62,023	62,023	62,023	4,320	4,457	53,246
財 源 内 訳	国庫支出金						
	地方債						
	その他	53,361	53,361	53,361		115	53,246
	繰入金	8,662	8,662	8,662	4,320	4,342	8,662

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1 款 中小企業近代化資金貸付事業費		
1 項 中小企業近代化資金貸付事業費		
1 目 中小企業高度化資金貸付事業費		
貸付金	・中小企業高度化資金貸付金	4,320
3 目 諸 費		
償還金、利子 及び割引料	・独立行政法人中小企業基盤整備機構償還金 ・国庫償還金	27,357 181
繰出金	・一般会計繰出金	25,708

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
中小企業高度化 資金貸付金	423,207	397,564	0	22,183	375,381
合 計	423,207	397,564	0	22,183	375,381

条例名等	鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人評価委員会の所掌事務を新たに定める。</p> <p>2 概要 地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法に規定する事務のほか、知事が行う中期計画の作成又は変更に係る認可及び業務の実績に関する評価について意見を述べる事務を行うこととする。</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>

鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成 18 年鳥取県条例第 61 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(委員会の所掌事務)</u></p> <p><u>第 3 条 法第 11 条第 1 項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、同条第 2 項第 6 号の規定に基づき、次の各号の事務を所掌するものとする。</u></p> <p><u>(1) 法第 26 条第 1 項の規定による中期計画の作成又は変更に係る知事の認可に際して意見を述べること。</u></p> <p><u>(2) 法第 28 条第 1 項の規定による毎事業年度における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。</u></p> <p><u>(3) 法第 28 条第 1 項第 3 号の規定による中期目標の期間における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。</u></p> <p><u>(委員会の組織)</u></p> <p><u>第 4 条 委員会は、地方独立行政法人ごとに設置する。</u></p> <p>2～5 略</p> <p><u>(委員長)</u></p> <p><u>第 5 条 略</u></p> <p><u>(臨時委員)</u></p> <p><u>第 6 条 略</u></p> <p><u>(会議)</u></p> <p><u>第 7 条 略</u></p> <p><u>(秘密保持義務)</u></p> <p><u>第 8 条 略</u></p> <p><u>(委員会の庶務)</u></p> <p><u>第 9 条 略</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第 10 条 第 4 条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p> <p><u>(処分等の制限に係る重要な財産)</u></p> <p><u>第 11 条 略</u></p>	<p><u>(委員会の組織)</u></p> <p><u>第 3 条 法第 11 条第 1 項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、地方独立行政法人ごとに設置する。</u></p> <p>2～5 略</p> <p><u>(委員長)</u></p> <p><u>第 4 条 略</u></p> <p><u>(臨時委員)</u></p> <p><u>第 5 条 略</u></p> <p><u>(会議)</u></p> <p><u>第 6 条 略</u></p> <p><u>(秘密保持義務)</u></p> <p><u>第 7 条 略</u></p> <p><u>(委員会の庶務)</u></p> <p><u>第 8 条 略</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第 9 条 第 3 条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p> <p><u>(処分等の制限に係る重要な財産)</u></p> <p><u>第 10 条 略</u></p>

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例の一部改正について																							
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下、「法人」という）に関する附属機関について、調査審議する事項の一部を改正する。</p> <p>2 概 要 (1) 対象の附属機関と改正内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">附属機関</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会</td> <td style="text-align: center;">地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる事項</td> <td style="text-align: center;">地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項各号に掲げる事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 改正理由 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条2項の改正に伴い、規定されていた評価委員会の役割が整理されたため。</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p> <p>【参考：地方独立行政法人法第11条第2項に規定される法人評価委員会の主な役割】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 25%;">同法改正後(※)</th> <th style="width: 25%;">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人の業務実績評価</td> <td style="text-align: center;">規定なし</td> <td style="text-align: center;">規定あり</td> </tr> <tr> <td>中期目標の作成・変更に対する意見</td> <td style="text-align: center;">規定あり</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> <tr> <td>中期目標期間終了時の見込み業績評価に対する意見</td> <td style="text-align: center;">規定あり</td> <td style="text-align: center;">規定なし</td> </tr> <tr> <td>役員報酬等支給基準に対する意見</td> <td style="text-align: center;">規定あり</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同法同条項にかかる改正法は平成30年4月1日付けで施行予定。</p>	附属機関	調査審議する事項		改正後	改正前	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる事項	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項各号に掲げる事項	区分	同法改正後(※)	現行	法人の業務実績評価	規定なし	規定あり	中期目標の作成・変更に対する意見	規定あり	同左	中期目標期間終了時の見込み業績評価に対する意見	規定あり	規定なし	役員報酬等支給基準に対する意見	規定あり	同左
附属機関	調査審議する事項																							
	改正後	改正前																						
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる事項	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項各号に掲げる事項																						
区分	同法改正後(※)	現行																						
法人の業務実績評価	規定なし	規定あり																						
中期目標の作成・変更に対する意見	規定あり	同左																						
中期目標期間終了時の見込み業績評価に対する意見	規定あり	規定なし																						
役員報酬等支給基準に対する意見	規定あり	同左																						

鳥取県附属機関条例の一部改正について

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号） <u>第11条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる事項</u>	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号） <u>第11条第2項各号に掲げる事項</u>
略		略	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

区 分	財産を無償で貸し付けること（弓浜がすり伝承館）について									
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 県有財産の有効活用を図るとともに、伝統的工芸品である弓浜緋について鳥取県弓浜緋協同組合が産地維持を図るために行う伝統技術の伝承及び製造活動の用に供するため、同組合に土地及び建物を無償で貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>所 在 地</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>境港市麦垣町字蔵本灘86番2</td> <td>2,764.26 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td></td> <td>523.28 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 境港市麦垣町86番地 鳥取県弓浜緋協同組合</p> <p>(3) 貸付期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで</p>	種 類	所 在 地	数 量	土 地	境港市麦垣町字蔵本灘86番2	2,764.26 平方メートル	建 物		523.28 平方メートル
種 類	所 在 地	数 量								
土 地	境港市麦垣町字蔵本灘86番2	2,764.26 平方メートル								
建 物		523.28 平方メートル								

区 分	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の一部変更について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の改正に伴い、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下、法人）定款に定める監事の任期を変更するため、同法第8条第2項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 変更内容 法人定款第10条第3項に規定する法人監事の任期について、以下のとおり変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">現 行</th> <th style="width: 50%;">変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監事の任期</td> <td>2年</td> <td>任命の日から理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 変更理由 地方独立行政法人法第15条第2項の改正により、監事の任期は理事長の任期に対応して定めるとされ、法人の監査業務を考慮した任期とする旨、規定されたため。</p> <p>3 施行期日 総務大臣の認可のあった日</p> <p>【参考：改正後の地方独立行政法人法（抄）】 (役員任期) 第15条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、四年以内第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（第三十四条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。第三十八条及び第七十四条第四項において同じ。）までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 略</p>	項 目	現 行	変 更 後	監事の任期	2年	任命の日から理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日まで
項 目	現 行	変 更 後					
監事の任期	2年	任命の日から理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日まで					

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の一部変更について

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の一部を次のように変更する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

改正後	改正前
(役員の任期) 第10条 1～2 略 3 監事の任期は、 <u>任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。</u>	(役員の任期) 第10条 1～2 略 3 監事の任期は、 <u>2年とする。</u>

附 則

(施行期日)

1 この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この定款の変更の施行の際現に監事である者の任期（補欠の監事を含む。）については、変更後の地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の第10条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>企業立地や雇用に関する社会情勢の変化を踏まえ、企業立地事業補助金の補助率上限を見直す等所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 企業立地事業補助金の補助率上限を40%（現行50%）とする。</p> <p>(2) 特定製造業、自然科学研究所に属する事業及び職員教育施設・支援業に属する事業に係る企業立地事業補助金の補助率を20%（現行30%）とする。</p> <p>(3) 企業立地事業補助金の限度額について、特定製造業以外の製造業等の事業で常時雇用労働者が30人以上増加する場合の限度額30億円を廃止するとともに、特定製造業の限度額を15億円（現行30億円）、ソフトウェア業等の限度額を5億円（現行10億円）とする。</p> <p>(4) 各加算措置の限度額について、現行10億円であるものを5億円とするとともに、加算措置の合計の限度額を15億円（現行20億円）とする。</p> <p>(5) 1年間に交付する企業立地事業補助金の限度額を5億円（現行7億円）とする。</p> <p>(6) 企業立地事業の対象事業に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）」第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づく事業（店舗その他のこれに準ずる工場等にあつては知事が要綱で定めるものに限る。）を追加する。</p> <p>(7) 新たに高年齢常時雇用労働者の定義を創設し、県内中小企業に限り、常時雇用労働者に加えて高年齢常時雇用労働者を雇用要件の算入対象とする。</p> <p>(8) 情報通信関連雇用事業及びコンテンツ・事務管理関連雇用事業を見直し、次世代ソフトウェア産業等立地事業とする。</p> <p>(9) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、平成30年4月1日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>企業立地等事業 企業立地事業及び次世代ソフトウェア産業等立地事業</u>をいう。</p> <p>(2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であつて、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア～カ 略</p> <p><u>キ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行われる事業であつて知事が要綱で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>次世代ソフトウェア産業等立地事業</u> 次に掲</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>企業立地等事業 企業立地事業、情報通信関連雇用事業及びコンテンツ・事務管理関連雇用事業</u>をいう。</p> <p>(2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であつて、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) <u>情報通信関連雇用事業 専用通信回線を利用する次に掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業であつて、次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</u></p> <p><u>ア 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であつて、知事が要綱で定めるもの（以下「特定製造業」という。）</u></p> <p><u>イ 前号イからエまでに掲げる事業</u></p> <p>(4) <u>コンテンツ・事務管理関連雇用事業</u> 次に掲げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業であつて、次条第3項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア 第2号カに掲げる事業</p> <p><u>イ 知事が要綱で定める事務に係る業務を行う事業</u></p>

げる事業の用に供する事業所又は設備を新たに賃借する事業であって、次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 前号イ、ウ又はカに掲げる事業

イ アに準ずるものとして知事が要綱で定める事業

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 高年齢常時雇用労働者 雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者（1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。）のうち、県内に住所を有するものをいう。

(9) 略

(10) 略

(11) 初年度賃借料 賃借料（次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の対象となる賃借に要する費用を除く。）のうち、企業立地事業の完了の日から1年間分の額をいう。

(12) 県内中小企業 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者及び同法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数の合計が300人以下の会社及び個人であつて、工場等を県内に設置しているものをいう。

(13) 特定製造業 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であつて、知事が要綱で定めるものをいう。

(14) 特定サプライヤー 自動車、航空機若しくは医療機器又はこれらに類する物で知事が要綱で定めるものの設計又は製造を行う企業に協力して高度な技術が必要な工程を受け持つ企業のうち知事が特に認めるものをいう。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 専用通信回線 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者が設定する電気通信回線であつて、当該電気通信事業者との同条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約において専ら当該提供を受ける者の用に供するとされたもの（これに準ずると知事が認めるものを含む。）をいう。

(11) 略

(12) 初年度賃借料 賃借料（情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）のうち、企業立地事業の完了の日から1年間分の額をいう。

(13) 県内中小企業 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であつて、工場等を県内に設置しているものをいう。

(企業立地等事業の認定)

第3条 知事は、前条第2号アから主までに掲げる事業の用に供する工場等を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、企業立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号アから主までに掲げる事業の計画が適当であること。

(企業立地等事業の認定)

第3条 知事は、前条第2号アからカまでに掲げる事業の用に供する工場等を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、企業立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号アからカまでに掲げる事業の計画が適当であること。

2 知事は、特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、情報通信関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1) 県内において行われること。

(2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。

(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の計画が適当であること。

3 知事は、前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、コンテンツ・事務管理関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1) 県内において行われること。

(2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。

(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の計画が

2 知事は、前条第2号イ、ウ若しくはカ又は第3号イに掲げる事業の用に供する事業所又は設備を新たに賃借する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、次世代ソフトウェア産業等立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1) 県内において行われること。

(2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。

(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号イ、ウ若しくはカ又は第3号イに掲げる事業の計画が適当であること。

3 前項の規定による知事の認定は、同一の者について1回に限るものとする。ただし、雇用の増加を図るために特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 第1項又は第2項の規定による知事の認定を受けようとする者は、知事が要綱で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

5 知事は、企業立地等事業が第1項若しくは第2項に規定する要件を満たさなくなり、又はこれらの規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(補助金の交付)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、次世代ソフトウェア産業等立地事業を実施する者に対しては次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金を交付する。ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

(1) 前条第5項の規定により認定を取り消された者

(2) 略

適当であること。

4 前2項の規定による知事の認定は、情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業ごとに、同一の者について1回に限るものとする。ただし、雇用の増加を図るために特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 第1項から第3項までの規定による知事の認定を受けようとする者は、知事が要綱で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

6 知事は、企業立地等事業が第1項から第3項までに規定する要件を満たさなくなり、又はこれらの規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(補助金の交付)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、情報通信関連雇用事業を実施する者に対しては情報通信関連雇用事業補助金を、コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者に対してはコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金を交付する。ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

(1) 前条第6項の規定により認定を取り消された者

(2) 略

(補助金の額)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が15億円を超えるときは15億円とする。）を加算した額以下とする。ただし、投下固定資産額に係る企業立地事業補助金の額は投下固定資産額に100分の40を乗じて得た額を、初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は初年度賃借料の額を限度とする。

3 前2項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が5億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき5億円を限度とし、分割して行うものとする。

4 次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の額は、次世代ソフトウェア産業等立地事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第2項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額

(補助金の額)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が20億円を超えるときは20億円とする。）を加算した額以下とする。ただし、投下固定資産額に係る企業立地事業補助金の額は投下固定資産額に100分の50を乗じて得た額を、初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は初年度賃借料の額を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、自動車、航空機若しくは医療機器又はこれらに類する物で知事が要綱で定めるものの設計又は製造を行う企業に協力して高度な技術が必要な工程を受け持つ企業のうち知事が特に認めるもの（以下「特定サプライヤー」という。）が行う事業に対する企業立地事業補助金の額は、第1項に定める額に、投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）を加算した額以下とする。

4 前3項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が7億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき7億円を限度とし、分割して行うものとする。ただし、分割の回数が7回を超えることとなるときは、この限りでない。

5 情報通信関連雇用事業補助金の額は、情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第2項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。

6 コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第3項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。

以下とする。

(事業実施者の責務)

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者(次項において「事業実施者」という。)は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

企業立地事業補助金	企業立地事業補助金に係る第2条第2号アからキまでに掲げる事業	企業立地事業の完了の日から7年間
次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金	次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金に係る第2条第2号イ、ウ若しくはカ又は第3号イに掲げる事業	次世代ソフトウェア産業等立地事業の開始の日から10年間

2 略

別表第1 (第3条、第5条関係)

事業の区分	認定要件	補助金の額
企業立地事業	(1) 略 (2) 次に掲げる要件を満たすこと。	(1) 特定製造業にあっては、次に掲げる額の合計額(15億円を限度とする。)ア 投下固定資産額(別表第2の1の項に該当する場合にあっては、投下環境有

7 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、前2項の規定に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

- (1) 著しい雇用の増加を伴う事業であって、知事が特に認めるもの
- (2) 著しく規模の大きい事業であって、知事が特に認めるもの

(事業実施者の責務)

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者(次項において「事業実施者」という。)は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

企業立地事業補助金	企業立地事業補助金に係る第2条第2号アからカまでに掲げる事業	企業立地事業の完了の日から7年間
情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業補助金に係る特定製造業又は第2条第2号イからエまでに掲げる事業	情報通信関連雇用事業の開始の日から10年間
コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金	コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金に係る第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業	コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から10年間

2 略

別表第1 (第3条、第5条関係)

事業の区分	認定要件	補助金の額
企業立地事業	(1) 略 (2) 常時雇用労働者が10人(県内中小企業及び特定サブライヤーにあっては、3人)以上増加すること	(1) 特定製造業にあっては、次に掲げる額の合計額(30億円を限度とする。)ア 投下固定資産額(別表第2の1の項に該当する場合にあっては、投下環境有

	<p>ア 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。</p> <p>イ 県内中小企業以外の企業にあっては、常時雇用労働者が10人（特定サプライヤーにあっては、3人）以上増加すること。</p>	<p>益固定資産額を除く。(2)において同じ。)に100分の20を乗じて得た額</p> <p>イ 略</p>			
第2条第2号イに掲げる事業	<p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者及び短時</p>	<p>(2) (1)以外の場合にあっては、次に掲げる額の合計額(5億円を限度とする。)</p> <p>ア・イ 略</p>	略	第2条第2号イに掲げる事業	<p>(1) 略</p> <p>(2) 常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。</p>
					<p>と。</p> <p>益固定資産額を除く。(2)及び(3)において同じ。)に100分の30を乗じて得た額</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 特定製造業以外の事業で常時雇用労働者が30人以上増加する場合には、次に掲げる額の合計額(30億円を限度とする。)</p> <p>ア 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た金額</p> <p>イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合にあっては、次に掲げる額の合計額(5億円を限度とする。)</p> <p>ア・イ 略</p>

		<p>間労働者が合わせて20人以上増加すること。</p> <p>イ 県内中小企業以外の企業にあっては、常時雇用労働者及び短時間労働者が合わせて20人以上増加すること。</p>			
第2条第2号ウに掲げる事業	<p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 県内中小企業にあっては、技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者（以下「技術者</p>	<p>次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。）</p> <p>(1)・(2) 略</p>	第2条第2号ウに掲げる事業	<p>(1) 略</p> <p>(2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人（県内中小企業及び特定サプライヤーにあっては、3人）以上増加すること。</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p>(1)・(2) 略</p>

		<p>等」とい う。)で ある常時 雇用労働 者及び高 年齢常時 雇用労働 者が合わ せて3人 以上増加 すること。 イ 県内中 小企業以 外の企業 にあって は、技術 者等であ る常時雇 用労働者 が5人 (特定サ プライヤ ーにあっ ては、3 人)以上 増加する こと。</p>			
第2条第 2号エ及 びオに掲 げる事業	(1) 略 (2) 次に掲 げる要件を 満たすこ と。	次に掲げる額の合計 額(10億円を限度と する。) (1) 投下固定資産 額に100分の20を乗 じて得た額 (2) 略	第2条第 2号エ及 びオに掲 げる事業	(1) 略 (2) 技術者、 デザイナー 又は科学技 術に関する 研究者であ る常時雇用 労働者が5 人(県内中 小企業及び 特定サプラ イヤーに あつては、 3人)以上 増加するこ と。	次に掲げる額の合計 額(10億円を限度と する。) (1) 投下固定資産 額に100分の30を乗 じて得た額 (2) 略
	ア 県内中				

		<p>小企業にあっては、技術者等である常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。</p> <p>イ 県内中小企業以外の企業にあっては、技術者等である常時雇用労働者が5人（特定サプライヤーにあつては、3人）以上増加すること。</p>			
第2条第2号カに掲げる事業	<p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たすこと。</p>	<p>次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。）</p> <p>(1)・(2) 略</p>	第2条第2号カに掲げる事業	<p>(1) 略</p> <p>(2) 常時雇用労働者が5人（県内中小企業にあっては、3人）以上増加すること。</p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p>(1)・(2) 略</p>
	<p>ア 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者及び高年齢常時</p>				

	<p>雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。</p> <p>イ 県内中小企業以外の企業にあっては、常時雇用労働者が5人以上増加すること。</p>				
<p>第2条第2号キに掲げる事業</p>	<p>(1) 投資額が1億円（県内中小企業及び特定サプライヤーにあっては、3,000万円）を上回ること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。</p> <p>イ 県内中小企業以外の企業</p>	<p>次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>(2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p>			

		にあっては、常時雇用労働者が10人（特定サプライヤーにあっては、3人）以上増加すること。					
次世代ソフトウェア産業等立地事業	第2条第2号イに掲げる事業	次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者及び短時間労働者が合わせて20人以上増加すること。 (2) 県内中小企業以外の企業にあっては、常時雇用労働者及び短時間労働者が合わせて20人以上増加すること。	事業所及び設備（新たに第2条第2号イ又はウに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限り。）の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用の額に100分の50を乗じて得た額（1,500万円を限度とする。）	情報通信関連雇用事業	特定製造業 第2条第2号イに掲げる事業 第2条第2号ウ及びエに掲げる事業	常時雇用労働者が10人以上増加すること。 常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人以上増加すること。	次に掲げる額の合計額 (1) 事業所（新たに第2条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供され、又は増加した部分に限る。）の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額（1,200万円を限度とする。） (2) 専用通信回線（新たに第2条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供され、又は増加した部分に限る。）の使用料及び通信料の額に100分の50を乗じて得た額（2,000万円を限度とする。）
	第2条第2号ウに掲げる事業	次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 県内		コンテナ・事務管理	第2条第2号カに掲げる事業 第2条第	常時雇用労働者が3人以上増加し、かつ、常時雇用労働者のうち県内転入者以外の者が1人以上いること。 常時雇用労働	次に掲げる額の合計額 (1) 事業所又は設備（新たに第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限り。）の賃借に要する費用その他

		<p>中小企業にあっては、技術者等である常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて5人以上増加すること。</p> <p>(2) 県内中小企業以外の企業にあっては、技術者等である常時雇用労働者が5人以上増加すること。</p>	<p>関連雇用事業</p>	<p>4号イに掲げる事業者（県内転入者は、2人までとする。）が5人以上増加すること。</p>	<p>の知事が要綱で定める費用（情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）の額に100分の50を乗じて得た額（1,000万円を限度とする。）</p> <p>(2) 電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約（新たに締結され、又は変更されたものに限る。）に基づき支払う費用（情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）の額に100分の50を乗じて得た額（500万円を限度とする。）</p>
<p>第2条第2号カに掲げる事業</p>	<p>次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。</p> <p>(2) 県内中小企業以外の企業にあつては、技術者等である常時雇用労働者が5人以上増加すること。</p>	<p>事業所及び設備（新たに第2条第2号カ又は第3号イに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限る。）の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用の額に100分の50を乗じて得た額（1,000万円を限度とする。）</p>			

	ては、常時雇用労働者が3人以上増加すること。				
第2条第3号イに掲げる事業	次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて5人以上増加すること。 (2) 県内中小企業以外の企業にあっては、常時雇用労働者が5人以上増加すること。				

備考

「デザイナー」とは、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。

備考

- 1 「デザイナー」とは、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。
- 2 「県内転入者」とは、第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の実施に伴い業務に従事する日までに県外から住所を移転した者をいう。

別表第2（第5条関係）

1 第2条第2号アに掲げる事業であって、二酸化炭素の排出量	略
-------------------------------	---

別表第2（第5条関係）

1 第2条第2号アに掲げる事業であって、二酸化炭素の排出量	略
-------------------------------	---

<p>の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限り、<u>9の項に該当するものを除く。</u>）</p>		<p>の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに<u>限る。</u>）</p>	
<p>2 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を除く。）であって、知事が特に認めるもの（<u>9の項に該当するものを除く。</u>）</p>	<p>次に掲げる額の合計額（<u>5億円</u>を限度とする。） (1)・(2) 略</p>	<p>2 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を除く。）であって、知事が特に認めるもの</p>	<p>次に掲げる額の合計額（<u>10億円</u>を限度とする。） (1)・(2) 略</p>
<p>3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの（<u>2の項又は9の項に該当するものを除く。</u>） (1)・(2) 略</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（<u>5億円</u>を限度とする。）</p>	<p>3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの（<u>2の項に該当するものを除く。</u>） (1)・(2) 略</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（<u>10億円</u>を限度とする。）</p>
<p>4 中山間地域（知事が要綱で定める地域に限る。）において行う事業であって、知事が特に認めるもの（<u>9の項に該当するものを除く。</u>）</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（<u>5億円</u>を限度とする。）</p>	<p>4 中山間地域（知事が要綱で定める地域に限る。）において行う事業であって、知事が特に認めるもの</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（<u>10億円</u>を限度とする。）</p>
<p>5 大規模な災害が発生した地域</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料</p>	<p>5 大規模な災害が発生した地域</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料</p>

<p>又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの <u>(9の項に該当するものを除く。)</u></p>	<p>に100分の25を乗じて得た額の合計額（<u>5億円</u>を限度とする。）</p>	<p>又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの</p>	<p>に100分の25を乗じて得た額の合計額（<u>10億円</u>を限度とする。）</p>
<p>6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの <u>(9の項に該当するものを除く。)</u></p>	<p>略</p>	<p>6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの</p>	<p>略</p>
<p>7 大都市圏（首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域をいう。）又は5の項左欄に掲げる地域からの本社機能の移転を伴う事業であって、知事が特に認めるもの（5の項、8の項又は9の項に該当するものを除く。）</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（<u>5億円</u>を限度とする。）</p>	<p>7 大都市圏（首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域をいう。）又は5の項左欄に掲げる地域からの本社機能の移転を伴う事業であって、知事が特に認めるもの（5の項又は8の項に該当するものを除く。）</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（<u>10億円</u>を限度とする。）</p>
<p>8 我が国における拠点となる工場等に関する事業（知事が要綱で定める外国会</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（<u>5億円</u>を限度とする。）</p>	<p>8 我が国における拠点となる工場等に関する事業（知事が要綱で定める外国会</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（<u>10億円</u>を限度とする。）</p>

<p>社が行うものに限る。)であつて、知事が特に認めるもの(9の項に該当するものを除く。)</p>		<p>社が行うものに限る。)であつて、知事が特に認めるもの</p>	
<p>9 特定サプライヤーが行う事業</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額(5億円を限度とする。)</p>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項から第3項までの知事の認定を受けた企業立地等事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例(以下「新条例」という。)第3条第3項の規定の適用については、旧条例第3条第2項又は第3項の規定により行った認定は、新条例第3条第2項の規定により行った認定とみなす。

